

令和7年度 第1回小千谷市地域公共交通協議会 次第

日時 令和7年6月30日(月)
午後1時30分～
会場 小千谷市役所 大会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

(1) 協議事項

【資料1】令和6年度事業報告・決算、地域公共交通計画の進捗管理、令和7年度事業・予算について

【資料2】AIオンデマンド交通の運行について

【資料3】令和8年度地域公共交通改善事業費国庫補助金(幹線系統、フィーダー系統)について

【資料4】小千谷市地域公共交通計画の変更について

【資料5】規約改正について(協議事項から「運賃、料金等」の記載を削除)

【資料6】運賃協議分科会の設置について(設置要綱策定)

【資料7】一般旅客自動車運送事業用自動車等の停留所への駐停車に係る合意書について

(2) 報告事項

【資料8】令和6年度公共交通実績報告について

4. その他

5. 閉会

令和 6 年度 小千谷市地域公共交通協議会事業報告

1. 地域公共交通改善事業費国庫補助金について

- ・地域間幹線系統確保維持計画 ⇒ 市内外を結ぶ路線
- ・小千谷市地域内フィーダー系統確保維持計画 ⇒ 循環バス
- ・両計画は、地域公共交通協議会の承認を得て策定（当該事業実施要領）
フィーダー系統については、事業終了後の事業評価（自己評価）を実施

※幹線系統の事業終了後の事業評価については、令和 7 年度に実施予定（確認中）

2. 小千谷市地域公共交通協議会の開催について

○上記 1 の計画策定及び事業評価、協議会運営に係る協議

【第 1 回】令和 6 年 6 月 2 5 日

- 令和 5 年度事業報告・決算、令和 6 年度事業・予算について
- 令和 7 年度地域公共交通改善事業費国庫補助金（幹線系統、フィーダー系統）について
- 令和 5 年度公共交通実績報告について
- 市街地を中心とした公共交通再編の検討開始について

【第 2 回】令和 6 年 1 1 月 6 日

- A I デマンド交通の導入案について
- 乗合タクシーの運行について

【第 3 回】令和 6 年 1 2 月 2 7 日（書面決議）

- 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）（案）
（令和 6 年度 市内循環バスの実績に対する評価）

【第 4 回】令和 7 年 2 月 2 8 日（書面決議）

- 令和 7 年度地域間幹線系統に係る小千谷市地域公共交通計画の一部変更について

令和6年度 小千谷市地域公共交通協議会 収支報告書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(収入の部)

項目	予算額	決算額	比較	備考
1-1-1 負担金	365,000	364,560	△ 440	
2-1-1 補助金	4,834,000	0	△ 4,834,000	
3-1-1 雑入	0	168	168	
合計	5,199,000	364,728	△ 4,834,272	

(支出の部)

項目	予算額	決算額	比較	備考
1-1-1 会議費	360,000	37,320	△ 322,680	
1-2-1 事務費	5,000	1,694	△ 3,306	
2-1-1 事業費	4,834,000	0	△ 4,834,000	
3-1-1 予備費	0	0	0	
合計	5,199,000	39,014	△ 5,159,986	

差引残高 325,714 円は、小千谷市へ返金いたします。

上記の通り報告いたします。

令和 7年 3月31日
小千谷市地域公共交通協議会 事務局 安達 桂祐

監査の結果、帳票類は適正に処理されていることを確認しました。

令和7年6月12日

監査員

仲 邦男

監査員

龍澤 功

【小千谷市地域公共交通計画 進捗管理】

指標	計画期間							達成状況・分析	今後の取り組み	指標の算定方法	目標設定の考え方	基本目標		
	R4	R6	R7	R8	R9	R10	目標値 (R10)					1	2	3
路線バス運行系統数	9 路線	9 路線					9 路線	路線の維持・確保を図ることができた。	引き続き、路線の維持・確保に努める。	市内を運行する路線を系統毎に合計	市内外を結ぶ路線について維持することで利便性を保ちます。	●		
路線バス利用者数	380,847 人	304,397 人					385,000 人	ほぼ全ての路線で利用者が減少しており、目標値を大きく下回った。	広報等により利用促進を図っていく。	越後交通調べ小千谷乗り入れ路線利用者合計 (前年度 10 月～当年度 9 月)	現状より利用者を減少させないことを目指します。	●	●	
路線バス収支	31.8～54.3% 平均 46.2%	31.9～47.5% 平均 38.3%					平均 46.2%以上	全ての路線で収支率が悪化した。	広報等により利用促進を図っていく。	バス事業者の実績値 (前年度 10 月～当年度 9 月)	平均を下回る路線の収支率改善に取り組み目標達成を目指します。	●	●	
公共交通に係る市の財政負担額	36,213 千円	53,038 千円					36,000 千円	乗合タクシー塩谷線の運行開始(令和 5 年度～)も影響しているが、路線バス全体で財政負担額が大幅に増加している。	広報等により利用促進を図るとともに、乗合タクシーの運行方法を見直し、収支改善を図っている。	公共交通運行に係る補助金の額	収支率改善等により、市負担額を維持します。	●	●	
小千谷駅利用者数	2,130 人	2,174 人 ※R5 実績					2,200 人			J R 東日本調べ乗車人数を 2 倍した数値	各種事業により利用者数を維持することで利便性を保ちます。	●	●	●
乗合タクシー利用者数	2,636 人	5,376 人					6,600 人	令和 5 年度に運行を開始した塩谷線は多くの利用があり、沿線住民の交通手段の維持確保につながっている。	効率的な運行方法への見直し等により、路線の維持・確保に努める。	利用者数 (令和 5 年度から塩谷線が運行開始)	運行方法見直し等により沿線住民の交通手段を維持します。	●	●	
乗合タクシー収支率	6.0%	7.0%					8.0%	塩谷線の収支率(10.4%)が、全体の収支率改善に寄与した。	乗合率を高めるための運行方法等を検討していく。	2 路線合計 (令和 5 年度から 3 路線で計測)	運行方法見直し等により乗合率を高め、収支率を改善します。	●	●	
公共交通の満足度	11.7%	—					30.0%	(アンケート調査未実施)		アンケート調査による	さまざまな機会を捉えて利用者の声を改善につなげます。	●	●	●
小千谷駅周辺地区のバリアフリー整備	未整備	整備に向けた協議の実施					整備完了に向けた工程確定	令和 7 年 3 月に策定したバリアフリー基本構想に基づき、小千谷駅周辺のバリアフリー整備に向けた協議を進めている。		整備進捗状況	誰もが使いやすい駅環境整備により利用者増につなげます。		●	
公共交通空白地の解消	92%	—					95%	(調査未実施)		鉄道駅から 1km、停留所から 500m 圏内在住人口(国勢調査数値)	住んでいる場所に関わらず、公共交通を利用できる環境を整えます。	●		●
公共交通に関する情報提供手段	—	手段 0					手段 2、 発信数週 1 件以上	情報提供の充実を図ることができなかった。	インターネットや SNS を活用した情報提供方法を検討する。	増加した手段、発信数、フォロー数	公共交通に関する情報を広く提供して利用拡大につなげます。			●
新たな公共交通サービスの検討・実現	検討	事業実施に向けた検討					事業実施	令和 7 年 10 月運行開始の A I オンデマンド交通について、実証実験に向けた調査検討を行った。		検討状況、実現状況	時代に適応した交通手段の変化に対応します。			●

令和 7 年度 小千谷市地域公共交通協議会事業計画（案）

1. 地域公共交通改善事業費国庫補助金について

- 地域間幹線系統確保維持計画⇒ 市内外を結ぶバス路線
 - 小千谷市地域内フィーダー系統確保維持計画 ⇒ A I オンデマンド交通
- ※両計画は、地域公共交通協議会の承認を得て策定（当該事業実施要領）

2. 地域公共交通計画の進捗管理について

- 地域公共交通計画に掲げる 3 つの基本目標の達成に向けて行う 24 の事業について、事業の実施を進め、進捗管理を協議会で実施する。

3. A I オンデマンド交通の実証実験に向けた取組について

- 資料 2 のとおり

4. 小千谷市地域公共交通協議会の開催（予定）について

- 上記 1 の計画策定及び事業評価、協議会運営に係る協議
- 令和 7 年度 . . . 年 3 回を予定（書面または W E B 開催の場合を含む）

【第 1 回】 6 月 3 0 日

- 令和 6 年度事業報告・決算、令和 7 年度事業・予算について
- 令和 8 年度地域公共交通改善事業費国庫補助金の計画認定申請について

【第 2 回】 9 月

- 令和 8 年度事業計画の検討について

【第 3 回】 1 月

- 令和 7 年度地域公共交通改善事業費国庫補助金の事業評価について

令和 7 年度 小千谷市地域公共交通協議会歳入歳出予算（案）

(1) 歳入

(単位：千円)

款	項	目	予算額	内訳
1	負担金	1 負担金	298	小千谷市負担金
2	補助金	1 補助金	5,134	国庫補助金 地域内フィーダー系統 確保維持費補助金 ※R6 補助金ベースで算定
3	諸収入	1 雑入	0	
合 計			5,432	

(2) 歳出

(単位：千円)

款	項	目	予算額	
1	1 会議費	1 会議費	293	委員報酬：243 千円 費用弁償：50 千円
	2 事務費	1 事務費	5	振込手数料
2	事業費	1 事業費	5,134	事業者補助（フィーダー補助金）
3	予備費	1 予備費	0	
合 計			5,432	

※令和 7 年事業年度（R6.10.1～R7.9.30）からフィーダー系統確保維持費補助金の交付先が運行事業者から法定協議会となったことから、予算に反映させています。

小千谷市 A I オンデマンド交通の運行内容（案）

1. 導入の目的

高齢者をはじめとした誰もが安心して移動することができるための地域公共交通網の実現に向けて、市街地に A I オンデマンド交通を導入する。

2. A I オンデマンド交通とは

- A I（人口知能）を活用した市街地における事前予約制の乗合交通です。
- 予約方法は、電話、LINE、スマートフォンアプリの 3 通りです。LINE とスマートフォンアプリの場合は、送迎時刻や運行状況をスマートフォンで確認することができます。
- 利用者は予約をしたうえで、運行時間内であれば、好きな時間に利用することができます。
- 運行区域内にきめ細かく設定する乗降ポイント間を、乗り継ぎなしで移動ができる大変便利な新しい公共交通です。
- A I オンデマンド交通の運行区域と郊外地域は、既存の路線バスや乗合タクシー、鉄道などで結び、誰もが安心して移動することができる地域公共交通網の実現を目指します。

3. 運行開始日

令和 7 年 10 月 1 日（水）

4. 運行日時

月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 4 時

※ 祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く

5. 電話予約受付

月曜日～金曜日 午前 8 時～午後 4 時

※ 祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く

6. 運行区域

西小千谷地区／土川、上ノ山、本町、平成、稲荷町、元町、日吉、船岡、栄町

東小千谷地区／蕨生、東栄、元中子、信濃町、山寺、旭町、木津町、木津団地、津山町、横渡

山辺地区／山本、西中

城川地区／千谷川、城内、時水、桜町、両新田、藪川、平沢、若葉

7. 使用車両

タクシー普通車（4 人乗り） 2 台

運行事業者 2 社（小千谷タクシー株式会社、中央タクシー株式会社）

8. 乗車運賃（1人1乗車につき）

○通常運賃

分類	乗車運賃
中学生以上	500円
小学生	250円
未就学児（保護者同伴要）	無料
障害者割引運賃	250円
小学生障害者割引運賃	130円

○乗継割引運賃（乗合タクシー（北山線・池の平線・塩谷線）からの乗継）

分類	乗車運賃
中学生以上	300円
小学生	150円
未就学児（保護者同伴要）	無料
障害者割引運賃	150円
小学生障害者割引運賃	80円

※ 乗合タクシー（北山線・池の平線・塩谷線）の運賃について、A I オンデマンド交通が運行を開始する令和7年10月から、現行の距離制運賃を一律運賃（本町まで200円、小千谷総合病院まで300円）に改定する予定としている。A I オンデマンド交通の乗継割引運賃により、乗合タクシーから本町で乗り換えた場合、乗合タクシー200円、A I オンデマンド交通300円の合計500円で移動が可能となり、乗合タクシー運行区域の市民の移動に係る金銭的負担を軽減し、外出しやすい環境を整備する。

9. 乗降ポイント

路線バス停留所、公共施設、医療機関、町内集会施設、ゴミステーション、商業施設など運行区域内に200箇所程度を設置する予定（乗降ポイントの案は資料2-2のとおり）

10. 予約方法

電話、小千谷市公式LINE、スマートフォンアプリ

※ 電話受付は交通事業者による対応

※ LINE、スマートフォンアプリの予約システムは、MONET Technologies 株式会社が開発するシステムを使用

No.	大分類	小分類	運行区域	区分	乗降ポイント名称	看板種類
1	1	1	土川	ゴミステーションなど	JA魚沼小千谷基幹営農センター前ゴミステーション	プレート式
2	1	2	土川	町内集会施設など	土川会館	プレート式
3	1	3	土川	ゴミステーションなど	阿部幸製菓付近ゴミステーション	プレート式
4	1	4	土川	公共施設	市民会館	
5	1	5	土川	ゴミステーションなど	魚沼神社ゴミステーション前	プレート式
6	1	6	土川	ゴミステーションなど	魚沼神社南西ゴミステーション前	プレート式
7	1	7	土川	ゴミステーションなど	やすらぎ公園ゴミステーション前	プレート式
8	2	1	上ノ山	ゴミステーションなど	上ノ山1丁目(小千谷車庫前方面)バス停付近ゴミステーション	プレート式
9	2	2	上ノ山	公共施設	市民学習センター楽集館	
10	2	3	上ノ山	町内集会施設など	上ノ山クラブ	プレート式
11	2	4	上ノ山	郵便局	上ノ山郵便局	プレート式
12	2	5	上ノ山	ゴミステーションなど	木島工務店前ゴミステーション	プレート式
13	2	6	上ノ山	ゴミステーションなど	上ノ山5丁目船岡町側ゴミステーション	プレート式
14	2	7	上ノ山	ゴミステーションなど	木島工務店工場前ゴミステーション	プレート式
15	2	8	上ノ山	ゴミステーションなど	理容室オーハシ前ゴミステーション	プレート式
16	2	9	上ノ山	ゴミステーションなど	上ノ山5丁目船岡公園入ロゴミステーション	プレート式
17	3	1	本町	医療機関など	安藤眼科	プレート式
18	3	2	本町	医療機関など	中村内科消化器科医院	プレート式
19	3	3	本町	郵便局	小千谷郵便局	プレート式
20	3	4	本町	商業施設	たかのスーパー	プレート式
21	3	5	本町	公共施設	ホントカ。	
22	3	6	本町	ゴミステーションなど	神明社付近ゴミステーション	プレート式
23	4	1	平成	医療機関など	加藤耳鼻咽喉科クリニック	プレート式
24	4	2	平成	医療機関など	佐藤歯科医院	プレート式
25	4	3	平成	ゴミステーションなど	小千谷幼稚園前ゴミステーション	プレート式
26	5	1	稲荷町	町内集会施設など	稲荷町会館	プレート式
27	5	2	稲荷町	ゴミステーションなど	吉岡清吉商店前ゴミステーション	プレート式
28	6	1	元町	ゴミステーションなど	雪あかり前ゴミステーション	プレート式
29	6	2	元町	ゴミステーションなど	魚新付近ゴミステーション	プレート式
30	6	3	元町	ゴミステーションなど	元町3班ゴミステーション	プレート式
31	7	1	日吉	町内集会施設など	日吉会館	プレート式
32	7	2	日吉	ゴミステーションなど	日吉団地住宅前ゴミステーション	プレート式
33	7	3	日吉	ゴミステーションなど	グループホーム共生付近ゴミステーション	プレート式
34	8	1	船岡	町内集会施設など	船岡町内会館	プレート式
35	8	2	船岡	ゴミステーションなど	割烹綿水付近ゴミステーション	プレート式
36	8	3	船岡	ゴミステーションなど	じゅん美容室付近ゴミステーション	プレート式
37	8	4	船岡	ゴミステーションなど	猿田彦神社付近ゴミステーション	プレート式
38	9	1	栄町	医療機関など	野沢歯科医院	プレート式
39	9	2	栄町	町内集会施設など	栄町会館	プレート式
40	9	3	栄町	ゴミステーションなど	栄町中央(小千谷総合病院方面)バス停付近ゴミステーション	プレート式
41	9	4	栄町	ゴミステーションなど	南保育園付近ゴミステーション	プレート式
42	10	1	蕨生	町内集会施設など	ひ生公民館前	プレート式
43	10	2	蕨生	ゴミステーションなど	ひ生上口(長岡駅前方面)バス停付近ゴミステーション	プレート式
44	10	3	蕨生	ゴミステーションなど	ひ生下口(小千谷駅角方面)バス停付近ゴミステーション	プレート式
45	10	4	蕨生	ゴミステーションなど	伊佐板金加工所付近ゴミステーション	プレート式
46	10	5	蕨生	ゴミステーションなど	五協付近ゴミステーション	プレート式
47	11	1	東栄	医療機関など	かつみ医院	プレート式
48	11	2	東栄	医療機関など	村山歯科医院	プレート式

No.	大分類	小分類	運行区域	区分	乗降ポイント名称	看板種類
49	11	3	東栄	ゴミステーションなど	東栄2(小千谷駅角方面)バス停付近	ラミネート式
50	11	4	東栄	町内集会施設など	東夢協よりどころショップ	プレート式
51	11	5	東栄	ゴミステーションなど	東小千谷中学校体育館裏手ゴミステーション	プレート式
52	11	6	東栄	ゴミステーションなど	米又商店小千谷SS近辺ゴミステーション	プレート式
53	11	7	東栄	ゴミステーションなど	魚沼冷蔵近辺ゴミステーション	プレート式
54	11	8	東栄	路線バス停留所	小千谷駅前バス停	自立式
55	11	9	東栄	ゴミステーションなど	クロサキ近辺ゴミステーション	プレート式
56	11	10	東栄	ゴミステーションなど	東栄12班ゴミステーション	プレート式
57	12	1	元中子	医療機関など	大矢医院	プレート式
58	12	2	元中子	町内集会施設など	旧元中子公会堂	プレート式
59	12	3	元中子	ゴミステーションなど	JR中子社宅近辺ゴミステーション	プレート式
60	12	4	元中子	ゴミステーションなど	ひばり認定こども園近辺ゴミステーション	プレート式
61	12	5	元中子	ゴミステーションなど	健康倶楽部中子の森南方ホース格納箱	プレート式
62	12	6	元中子	ゴミステーションなど	ケアハウスひう近辺ゴミステーション	プレート式
63	13	1	信濃町	町内集会施設など	信濃町会館	プレート式
64	13	2	信濃町	ゴミステーションなど	東小千谷変電所近辺ゴミステーション	プレート式
65	14	1	山寺	町内集会施設など	山寺公会堂	プレート式
66	14	2	山寺	ゴミステーションなど	水島商店近辺ゴミステーション	プレート式
67	14	3	山寺	ゴミステーションなど	都屋商店近辺ゴミステーション	プレート式
68	14	4	山寺	ゴミステーションなど	諏訪神社近辺ゴミステーション	プレート式
69	14	5	山寺	ゴミステーションなど	東小千谷配水池近辺ゴミステーション	プレート式
70	15	1	旭町	公共施設	勤労青少年ホーム(東小千谷体育センター)	
71	15	2	旭町	医療機関など	ひがし小千谷耳鼻咽喉科	プレート式
72	15	3	旭町	町内集会施設など	旭町公会堂	プレート式
73	15	4	旭町	路線バス停留所	越後交通小千谷営業所	
74	15	5	旭町	ゴミステーションなど	東小千谷小学校プール裏手ゴミステーション	プレート式
75	15	6	旭町	ゴミステーションなど	旭町県営アパート近辺ゴミステーション	プレート式
76	15	7	旭町	商業施設	マルイ東小千谷店(ハロードラッグ東小千谷店)	
77	16	1	木津町	町内集会施設など	木津公会堂	プレート式
78	16	2	木津町	ゴミステーションなど	リバーサイド公園ゴミステーション	プレート式
79	16	3	木津町	ゴミステーションなど	木津環状線3班ゴミステーション	プレート式
80	16	4	木津町	ゴミステーションなど	木津町JR跨線橋近辺ゴミステーション	プレート式
81	16	5	木津町	ゴミステーションなど	木津中通り交差点ゴミステーション	プレート式
82	16	6	木津町	ゴミステーションなど	協和コンクリートポンプ近辺ゴミステーション	プレート式
83	16	7	木津町	ゴミステーションなど	日本通運近辺ゴミステーション	プレート式
84	16	8	木津町	ゴミステーションなど	フジ機工近辺ゴミステーション	プレート式
85	16	9	木津町	ゴミステーションなど	野田団地入口ゴミステーション	プレート式
86	16	10	木津町	路線バス停留所	木津(小千谷総合病院方面)バス停	プレート式
87	16	11	木津町	ゴミステーションなど	木津南交差点ゴミステーション	プレート式
88	16	12	木津町	路線バス停留所	大原入口(小千谷総合病院方面)バス停	プレート式
89	16	13	木津町	ゴミステーションなど	木津大原入口ゴミステーション	プレート式
90	17	1	木津団地	町内集会施設など	木津団地公会堂	プレート式
91	17	2	木津団地	ゴミステーションなど	近藤看板店近辺ゴミステーション	プレート式
92	18	1	津山町	路線バス停留所	津山町旧循環バス停	自立式
93	18	2	津山町	ゴミステーションなど	津山東ゴミステーション	プレート式
94	19	1	横渡	町内集会施設など	横渡公会堂	プレート式
95	19	2	横渡	ゴミステーションなど	横渡JR高架橋近辺ゴミステーション	プレート式
96	20	1	山本	ゴミステーションなど	山本山高原入口(十日町車庫方面)バス停近辺ゴミステーション	プレート式

No.	大分類	小分類	運行区域	区分	乗降ポイント名称	看板種類
97	20	2	山本	ゴミステーションなど	ルーミングリフォーム近辺ゴミステーション	プレート式
98	20	3	山本	ゴミステーションなど	山本地内神社近辺ゴミステーション	プレート式
99	21	1	西中	町内集会施設など	西中集落開発センター	プレート式
100	21	2	西中	ゴミステーションなど	小千谷米穀近辺ゴミステーション	プレート式
101	22	1	千谷川	商業施設	チャレンジャー小千谷店	プレート式
102	22	2	千谷川	医療機関など	星野歯科医院	プレート式
103	22	3	千谷川	町内集会施設など	千谷川クラブ	プレート式
104	22	4	千谷川	町内集会施設など	下原集会所	プレート式
105	22	5	千谷川	公共施設	農業管理センター	
106	22	6	千谷川	公共施設	小千谷市上下水道局	
107	22	7	千谷川	ゴミステーションなど	県営千谷川アパート近辺ゴミステーション	プレート式
108	22	8	千谷川	ゴミステーションなど	宮田団地ゴミステーション	プレート式
109	22	9	千谷川	ゴミステーションなど	上原町ゴミステーション	プレート式
110	22	10	千谷川	ゴミステーションなど	グリーントウン望台入ロゴミステーション	プレート式
111	23	1	城内	郵便局	城川郵便局	プレート式
112	23	2	城内	公共施設	小千谷市役所(分庁舎)	
113	23	3	城内	公共施設	あすえ〜	
114	23	4	城内	医療機関など	池田内科医院	プレート式
115	23	5	城内	医療機関など	北村医院	プレート式
116	23	6	城内	医療機関など	さわなか医院	プレート式
117	23	7	城内	医療機関など	根元整形外科医院	プレート式
118	23	8	城内	医療機関など	阿部歯科医院	プレート式
119	23	9	城内	医療機関など	木村歯科医院	プレート式
120	23	10	城内	町内集会施設など	城内公会堂	プレート式
121	23	11	城内	商業施設	原信西小千谷店(ドラッグトップス西小千谷店)	
122	23	12	城内	公共施設	サンプラザ	
123	23	13	城内	公共施設	小千谷市役所	
124	23	14	城内	ゴミステーションなど	西高校前信号近辺ゴミステーション	プレート式
125	23	15	城内	ゴミステーションなど	ブナの木公園ゴミステーション	プレート式
126	23	16	城内	ゴミステーションなど	小千谷砂利採取販売協同組合近辺ゴミステーション	プレート式
127	23	17	城内	ゴミステーションなど	小千谷中学校近辺ゴミステーション	プレート式
128	23	18	城内	ゴミステーションなど	春泉堂近辺ゴミステーション	プレート式
129	24	1	時水	町内集会施設など	城山開発センター	プレート式
130	24	2	時水	ゴミステーションなど	字前岡田ゴミステーション	プレート式
131	24	3	時水	ゴミステーションなど	字上岡田ゴミステーション	プレート式
132	24	4	時水	ゴミステーションなど	字下村ゴミステーション	プレート式
133	24	5	時水	ゴミステーションなど	字北屋敷ゴミステーション	プレート式
134	24	6	時水	ゴミステーションなど	字計地ゴミステーション	プレート式
135	25	1	桜町(上)	公共施設	サンラックおぢや	
136	25	2	桜町(上)	路線バス停留所	小千谷インター高速バス停留所	プレート式
137	25	3	桜町(上)	医療機関など	にたはらこどもクリニック	プレート式
138	25	4	桜町(上)	医療機関など	山本医院	プレート式
139	25	5	桜町(上)	医療機関など	平和歯科医院	プレート式
140	25	6	桜町(上)	町内集会施設など	入村ふれあいセンター	プレート式
141	25	7	桜町(上)	町内集会施設など	山田集落開発センター	プレート式
142	25	8	桜町(上)	商業施設	原信桜町店(マツモトキヨシ小千谷店)	プレート式
143	25	9	桜町(上)	町内集会施設など	油新田公会堂	プレート式
144	25	10	桜町(上)	ゴミステーションなど	石政石材工業近辺ゴミステーション	プレート式

No.	大分類	小分類	運行区域	区分	乗降ポイント名称	看板種類
145	25	11	桜町(上)	ゴミステーションなど	山田集落(上)ホース格納箱	プレート式
146	25	12	桜町(上)	ゴミステーションなど	諏訪公園ゴミステーション	プレート式
147	25	13	桜町(上)	ゴミステーションなど	フラワータウンゴミステーション	プレート式
148	26	1	桜町(中)	町内集会施設など	中村集落開発センター	プレート式
149	26	2	桜町(中)	町内集会施設など	中通り集会場	プレート式
150	26	3	桜町(中)	ゴミステーションなど	おぢや童夢近辺ホース格納箱	プレート式
151	27	1	桜町(下)	公共施設	総合体育館	
152	27	2	桜町(下)	町内集会施設など	西部開発センター	プレート式
153	27	3	桜町(下)	町内集会施設など	ニの宮ふれあいセンター	プレート式
154	27	4	桜町(下)	町内集会施設など	道ノ木倶楽部	プレート式
155	27	5	桜町(下)	ゴミステーションなど	パティスリーメルシー近辺ゴミステーション	プレート式
156	27	6	桜町(下)	ゴミステーションなど	ヤマト運輸裏手ゴミステーション	プレート式
157	28	1	両新田	町内集会施設など	両新田ふれあいセンター	プレート式
158	28	2	両新田	ゴミステーションなど	字浦畑ゴミステーション	プレート式
159	28	3	両新田	ゴミステーションなど	字芹沢(乙)ゴミステーション	プレート式
160	29	1	藪川	ゴミステーションなど	宇都宮神社近辺ゴミステーション	プレート式
161	30	1	平沢	商業施設	クスリのアオキ小千谷店	
162	30	2	平沢	医療機関など	山下メンタルクリニック	プレート式
163	30	3	平沢	ゴミステーションなど	滝沢印刷近辺ゴミステーション	プレート式
164	30	4	平沢	医療機関など	小千谷総合病院	
165	30	5	平沢	商業施設	イオン小千谷店	
166	30	6	平沢	町内集会施設など	コミュニティ消防センター	プレート式
167	30	7	平沢	ゴミステーションなど	新エレクトロ近辺消火栓	プレート式
168	31	1	若葉	商業施設	ドラッグトップス若葉店	
169	31	2	若葉	商業施設	ウエルシア小千谷若葉店	
170	31	3	若葉	医療機関など	わかば歯科	プレート式
171	31	4	若葉	町内集会施設など	若葉会館	プレート式
172	31	5	若葉	ゴミステーションなど	両新田公園ゴミステーション	プレート式
173	31	6	若葉	ゴミステーションなど	江東公園ゴミステーション	プレート式
174	31	7	若葉	ゴミステーションなど	若葉1丁目調整池近辺ゴミステーション	プレート式

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和7年6月30日付け令和7年度第1回小千谷市地域公共交通協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運行の態様
区域運行
2. 協議が調っている路線又は区域
別紙のとおり
3. 車両に関する事項
別紙のとおり
4. その他、適用する期間又は区間など
令和7年10月1日運行開始

令和7年 月 日

小千谷市地域公共交通協議会
会長 山口 良信

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

小公協第 14 号
令和 7 年 6 月 30 日

国土交通大臣 殿

新潟県小千谷市城内一丁目 13 番 20 号
小千谷市地域公共交通協議会
会 長 山 口 良 信

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

小千谷市においては、隣接する長岡市、十日町市、魚沼市をつなぐ幹線交通である鉄道およびバスを軸に、市域内に広範に路線バス、循環線（R7. 9月末まで。10月からはAIオンデマンド交通に移行。）、乗合タクシー、コミュニティバスにより構成される公共交通網が広がっている。これらの公共交通については、3市間で高校生が相互に移動するため、また車を運転できない高齢者、障がい者を中心に新幹線駅、総合病院・大規模な商店等への移動が当市民の日常生活機能を担う中で、幹線交通が生活に必要不可欠な交通として機能している。

また、この幹線交通とつながる循環線（R7. 9月末まで。10月からはAIオンデマンド交通に移行。）、乗合タクシー等が支線の役割を果たしている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及、県立高校の学級数減などにより、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加が発生している。

また一部地域では、幹線交通と乗合タクシーの乗り継ぎが不十分であるなど住民に不便を強いている状況にある。

令和5年度には、越後交通株式会社が塩谷線を廃止したことに伴い、タクシー会社による乗合タクシーへの転換を行うなど、住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な路線を多様な形態で存続していくことが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、当市の幹線路線及び循環線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・ 路線バス運行系統数 9路線（令和6年度 9路線）
（申請路線7路線 県単路線1路線、AIオンデマンド交通（フィーダー系統）1路線）
- ・ 路線バス利用者数 370,000人以上（直近年度の実績294,334人）
（7路線合計 390,600人／311,982人（R6））
- ・ 路線バス収支 平均46.2%以上（令和6年度 38.3%）
- ・ 公共交通に係る市の財政負担額 25,000千円以内（令和6年度 42,504千円）
（AIオンデマンド交通除く）
公共交通に係る市の財政負担額 53,643千円以内（令和7年10月運行開始）
（AIオンデマンド交通）

（小千谷市地域公共交通計画 P14 参照）

内訳

運行系統名	目標（人）	R6実績（人）
長岡～十日町	71,900	60,825
長岡～小千谷①	29,300	27,018
長岡～小千谷②	152,500	96,391
長岡～小千谷③	47,900	38,078
小千谷～十日町	40,700	42,805
小千谷～小国	20,300	22,655
小千谷～小出	28,000	24,210
合計	390,600	311,982

(2) 事業の効果

幹線となる路線を維持することにより、市内の高校生、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。

さらには、外出促進による健康寿命の延伸・買い物利用等による地域経済の活性化につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・系統や便数、運行ダイヤの見直し、利便性向上（事業者）
- ・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（小千谷市）
- ・広報などによる路線バス利用促進（小千谷市）
- ・子ども向けや高校生に向けた公共交通利用の取組（小千谷市、事業者）
（小千谷市地域公共交通計画 P17～23 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

【表1の概要】

（単位：千円）

	事業者数	系統数	国庫補助申請額
R8年度補助（R7.10～R8.9運行）	2	7	24,150
R9年度補助（R8.10～R9.9運行）	2	7	24,150
R10年度補助（R9.10～R10.9運行）	2	7	24,150

① 予定している時刻表・系統図

別紙を添付（系統図）

② 運行予定者決定の流れ

- 県内乗合バス事業者へ本計画に登載を希望する系統について、調査を実施（新潟県ホームページ及び市町村を通じて周知）
- 以下の点から現在運行しているバス事業者を運行事業者に決定
 - ・ バス事業者は、一つの事業者が継続して運行することで地域の交通手段を安定的に確保できるとともに、雇用面も含め地域経済の安定に資すると考えられる
 - ・ 当該系統を現に運行している事業者は、当該系統の運行に関する知識・経験を有し、域住民の信頼を得られており、安全・安心な輸送が期待できる
 - ・ 運行系統の近隣に事業所を有しているため、大雪など不測の事態にも迅速に対応でき、円滑な運行が期待できる

③ 輸送量が15人～150人/日と見込んだ根拠となる算出式

「表1-5」を添付（平均乗車密度算定表）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、小千谷市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・ 利用者数や収支について、地域公共交通協議会での評価を実施
- ・ 住民ヒアリング（利用者との懇談会開催）等

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

表3を添付

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】	
※該当なし	
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	
※該当なし	
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和4年4月13日（第1回）	協議会設立、規約、事業内容について協議
・ 令和4年6月28日（第2回）	書面決議 規約の改正
・ 令和4年9月22日（第3回）	地域公共交通計画策定に向けたアンケート内容
・ 令和4年12月15日（第4回）	書面決議 フィーダー計画の事業評価
・ 令和5年2月21日（第5回）	アンケート調査結果の報告、内容審議
・ 令和5年6月29日（第1回）	地域公共交通計画（案）の協議
・ 令和5年9月21日（第2回）	地域公共交通計画（案）の協議、パブリックコメントの実施について協議

- ・ 令和5年12月22日（第3回）パブリックコメントを踏まえた最終案の協議、合意により地域公共交通計画が完成
- ・ 令和6年6月25日（第1回）令和7事業年度の申請に向けた内容協議
- ・ 令和6年11月6日（第2回）AIオンデマンド交通の導入案、乗合タクシーの運行について協議
- ・ 令和7年1月16日（第3回）書面決議 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
- ・ 令和7年2月28日（第4回）書面決議 地域公共交通計画の改正
- ・ 令和7年6月30日（第1回）令和8事業年度の申請に向けた内容協議

19. 利用者等の意見の反映状況

本協議会には、各種団体等から利用者及び市民の代表が参加しており、メンバーの意見を反映させた。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）小千谷市城内一丁目13番20号

（所 属）小千谷市にぎわい交流課

（氏 名）樋口 未来

（電 話）0258-83-3512

（e-mail）kouryu@city.ojiya.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

【概要】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、当市の地域間幹線系統確保維持計画に影響が出ている。
- ・令和 8 年度計画において、前年度計画に位置付けていた系統のうち、1系統が輸送量要件（15人以上）を満たさない状況になっている。
- ・地域住民等にとって重要な生活交通であり、確保維持を図る必要がある系統として協議会で承認を得たことから、本計画の対象系統と位置付けている。

● 該当系統及び支援が必要な理由

起点	～	終点	R2	R3	R4	R5	R6	輸送量が15人未満だが支援が必要な理由
小千谷	～	小出	56千人	41千人	36千人	27千人	24千人	・利用者は一定数を保っていたが、新型コロナの影響で減少 ・地域住民の生活交通として、確保維持することが必要



地域住民等にとっての重要な生活交通の確保維持に向けて、当市の実情を鑑みた支援をお願いしたい

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特例 措置
小千谷市	越後交通株式会社	E13 長岡～十日町	7,026.5	
		(E14) 長岡～小千谷①	1,260.5	
		(E15) 長岡～小千谷②	5,914.5	
		(E16) 長岡～小千谷③	2,401.0	
		E25 小千谷～十日町	5,325.0	
		E26 小千谷～小国	1,770.5	
	事業者計	6系統	23,698	
	南越後観光バス 株式会社	ME5 小千谷～小出	452.5	
	事業者計	1系統	452	
合 計			24,150	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

(1) 系統概要

補助プログラム名	申請番号	特種措置	運行系統名	運行系統		計画運行日数	計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程 (全体キロ)		地域公共交通再編事業を実施する区間におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区間におけるキロ程との比率	補助プログラム外乗入部分のキロ程	同一補助プログラム補正費外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他系統との競合率	補助プログラム乗入部分、同一補助プログラムの補正費外乗入部分及び他路線との競合部分合計のキロ程の比率
				起点	主な経由地					終点	チ							
羽越	E13		長岡～十日町	長岡駅前	小平谷・十日町車庫前	365	日 21805 (5.9)	回 5.0	29.5人	往 48.1km 復 48.1km	48.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0%	往 0.0km 復 0.0km	往 28.5km 復 28.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0%	41.95%
羽越	(E14)		長岡～小平谷	長岡駅前	新築通	小平谷イナダ	365	日 12040 (3.2)	回 4.9	15.4人	往 20.0km 復 20.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0%	往 0.0km 復 0.0km	往 12.0km 復 12.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0%	35.00%
羽越	(E15)		長岡～小平谷	(急行)森岡	片貝・小栗田	小平谷車庫前	365	日 32020 (8.7)	回 6.1	53.0人	往 25.7km 復 25.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0%	往 0.0km 復 0.0km	往 14.2km 復 14.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0%	44.74%
羽越	(E16)		長岡～小平谷	(急行)森岡	片貝・埴野	小平谷車庫前	365	日 12125 (3.3)	回 5.1	16.8人	往 26.6km 復 26.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0%	往 0.0km 復 0.0km	往 14.2km 復 14.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0%	46.61%
羽越	E25		小平谷～十日町	小平谷車庫前	千手	十日町車庫前	365	日 20620 (5.6)	回 4.9	27.4人	往 34.7km 復 35.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0%	往 0.0km 復 0.0km	往 17.5km 復 17.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0%	51.56%
羽越	E26		小平谷～小国	小平谷車庫前	七日町	小国車庫前	365	日 11485 (3.1)	回 4.9	15.1人	往 19.4km 復 20.0km	往 0.0km 復 19.7km	0.0%	往 0.0km 復 0.0km	往 9.4km 復 10.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0%	50.76%
合計		6系統							往 175.5km 復 177.0km	176.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0%	往 0.0km 復 0.0km	往 87.4km 復 87.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0%		

合計	往	20.60
E13	往	20.60
E14	往	7.00
E15	往	11.50
E16	往	12.40
E25	往	18.10
E26	往	10.00

(2) 補助対象経費の算定

補助プログラム名	申請番号	特種措置	補助プログラム外乗入部分及び同一補助プログラムの補正費外乗入部分以外のキロ程の比率	計画乗車走行キロ	補助対象経費の算定率	補助対象系統のキロ程当たり経費収益						補助対象経費収益の算定率	補助対象経費の算定率	又は以上のうちいずれか少ないほうの額					
						基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間									
						経費収益 ヤ	実車走行 キロ マ	経費収益 ヤ	実車走行 キロ マ	経費収益 ヤ	実車走行 キロ マ								
羽越	E13		41.95%	209,897.8km	74,436,056円	131円/56銭	29,318,679円	280,143.1km	104円/65銭	42,164,982円	277,811.8km	151円/84銭	38,650,489円	279,663.6km	136円/20銭	27,614,154円	46,821,902円	33,496,225円	33,496,225円
羽越	(E14)		35.00%	48,160.0km	17,078,980円	188円/26銭	13,488,308円	69,700.0km	192円/51銭	10,749,491円	61,880.0km	172円/71銭	10,712,801円	54,220.0km	197円/57銭	9,066,601円	8,012,379円	7,685,541円	7,685,541円
羽越	(E15)		44.74%	165,655.5km	58,746,409円	172円/51銭	27,718,637円	199,991.0km	138円/59銭	34,930,371円	194,971.3km	177円/48銭	37,203,961円	184,641.0km	201円/49銭	28,577,230円	30,169,179円	26,435,884円	26,435,884円
羽越	(E16)		46.61%	64,558.2km	22,884,274円	157円/05銭	10,687,964円	77,352.8km	138円/17銭	12,200,883円	73,186.1km	166円/71銭	11,522,670円	69,283.0km	166円/28銭	10,138,865円	12,755,409円	10,302,423円	10,302,423円
羽越	E25		51.56%	144,958.8km	51,406,688円	114円/78銭	12,961,651円	143,107.7km	90円/57銭	18,999,252円	160,242.3km	117円/84銭	21,909,156円	181,268.2km	135円/85銭	16,638,348円	34,768,320円	23,133,000円	23,133,000円
羽越	E26		50.76%	45,180.8km	16,022,467円	147円/70銭	4,776,412円	52,402.0km	91円/14銭	8,578,987円	47,993.4km	178円/75銭	7,837,029円	45,240.8km	173円/22銭	6,673,204円	9,249,263円	7,210,110円	7,210,110円
合計				676,410.9km	240,584,854円		96,962,663円	822,729.5km		127,444,142円	815,684.9km		127,835,909円	794,326.6km		98,708,402円	141,876,452円	108,263,183円	108,263,183円

合計	往	41.95%
E14	往	35.00%
E15	往	44.74%
E16	往	46.61%
E25	往	51.56%
E26	往	50.76%

(3) 負担者及び負担割合

補助プログラム名	申請番号	特種措置	補助プログラム外乗入部分及び同一補助プログラムの補正費外乗入部分以外のキロ程の比率	計画乗車走行キロ	補助対象経費	計画額	経費負担から経費収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	負担者とその負担割合									
									新潟県		市町村		その他の者		事業者自己負担		その他の者の具体的経費	
									負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
羽越	E13		41.95%	14,053,341円	14,053,341円	14,053,341円	7,026,5千円	46,821,902円	39,795,402円	7,026,500円	17.7%	5,590,814円	14.0%	27,177,773円	68.3%	310円	0.0%	国、県、長岡市、十日町市
羽越	(E14)		35.00%	2,689,939円	2,689,939円	2,521,817円	2,521千円	1,260,5千円	8,012,379円	6,751,879円	18.7%	114,393円	1.7%	5,208,046円	77.1%	168,939円	2.5%	国、県、長岡市
羽越	(E15)		44.74%	11,829,265円	11,829,265円	11,829,265円	5,914,5千円	30,169,179円	24,254,679円	5,914,500円	24.4%	1,677,804円	6.9%	16,682,375円	68.7%	0円	0.0%	国、県、長岡市
羽越	(E16)		46.61%	4,802,577円	4,802,577円	4,802,577円	2,401,0千円	12,755,409円	10,354,409円	2,401,000円	23.2%	1,148,108円	11.1%	6,905,301円	65.7%	0円	0.0%	国、県、長岡市
羽越	E25		51.56%	11,928,762円	11,928,762円	10,650,680円	10,650千円	34,768,320円	28,443,320円	5,325,000円	18.1%	5,999,980円	20.4%	16,839,688円	57.2%	1,278,652円	4.3%	国、県、十日町市
羽越	E26		50.76%	3,659,823円	3,659,823円	3,541,860円	3,541千円	1,770,5千円	9,249,263円	7,578,763円	23.4%	1,085,864円	14.3%	4,803,484円	60.7%	118,915円	1.6%	国、県、長岡市
合計				48,963,807円	48,963,807円	16,714,357円	47,399千円	23,698千円	141,876,452円	118,178,452円	20.1%	15,616,963円	13.2%	77,296,667円	65.4%	1,566,822円	1.3%	

合計	往	41.95%
E14	往	35.00%
E15	往	44.74%
E16	往	46.61%
E25	往	51.56%
E26	往	50.76%

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者であっても、補助対象期間の修正決定を行い、その損益状況(平円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼営している場合の繰越収益及び費用の配分は、昭和29年5月11日付け自前第318号、自前第151号、自前第25号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助プログラム名」の欄は、補助金交付要綱表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助プログラムを管轄する地方運輸局等が通知した数量によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとで一連番号とすること。なお、1系統がなつ以上の補助プログラムにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をかつ書きの番号とすること。
- 8.「特別措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
- 9.「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全暦日数における前計画運行回数を記載すること。また、かつ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助プログラム外乗入部分のキロ程」の欄、「普通乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる路線については、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各単系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助プログラム都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プログラム内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プログラムが異なる都道府県外乗入部分(「V」)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」又は、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であれば、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助プログラム内(系統キロ程(「チ」)ー補助プログラム外乗入部分のキロ程(「リ」)ー同一補助プログラム都道府県外乗入部分のキロ程(「ク」))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助プログラム外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「V」のうち補助プログラム外乗入部分及び同一補助プログラム都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助プログラム外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プログラム外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が6人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が6人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、「(ホ)計画平均乗車密度が6人未満の場合」に該当する場合は「(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は「(ツ)の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「(ツ)の金額を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、「(ツ)の金額を記載する(平円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の「V」は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の概算額(11/20)に相当する額と経常収益の概算額等が算出する経常収益の差額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画経」の欄は、系統ごとに百万単位(0.5万円)まで記載することとし、合計の平円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計画売上と単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.「補助対象期間の計画」と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じもしくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
【記載例】「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る経常自動車運送事業等報告書第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、当該生活交通経常経費改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、当該生活交通経常経費改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特別を受けようとする系統の再編の概要

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合
(1) 系統概要

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 (全体キロ)		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他系統との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ			
				起点	主な経由地	終点				往	復	往	復		往	復	往	復	往	復					
羽越	ME5		小千谷～小出	小千谷総合病	川口	小出営業所前	238	日	1190.0 (5.0)	回	2.7	13.5人	往 25.0km 復 25.0km	(平均) 25.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	% 0.000	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 18.5km 復 18.5km	(平均) 18.5km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	% 0.000	% 26.000
合計	1系統												往 25.0km 復 25.0km	25.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 18.5km 復 18.5km	18.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		

合計シートの申請番号	5	往復	全体キロに対する市町村内のキロ	6.5
				6.5

(3) 負担者及び負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										新潟県		市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	ME5		2,264,297 円	2,264,297 円	905,718 円	905千円	452.5千円	14,329,385 円	13,876,885 円	452,500 円	3.3%	1,461,343 円	10.5%	10,603,745 円	76.4%	1,359,297 円	9.8%	
合計			2,264,297 円	2,264,297 円	905,718 円	905千円	452千円	14,329,385 円	13,876,885 円	452,500 円	3.3%	1,461,343 円	10.5%	10,603,745 円	725.6%	1,359,297 円	9.8%	

合計シートの申請番号	5	全体キロに対する市町村内のキロ割合	26.000%
------------	---	-------------------	---------

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

事業者名	越後交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 運輸営業部	(責任者役職、氏名) 次長 佐山 尚生
補助金担当部門	(担当部門の名称) 運輸営業部 乗合バス	(責任者役職、氏名) 松岡 浩太

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和6年度)

実態調査日 令和5年10月1日～令和6年9月30日 通年実施

申請 番号	運 行 系統名	起 点	主 な 経 由 地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	年間輸送実績				経常収益			経常費用	平均乗車密度算定			輸送量 (A) × (G)	市町村に よる回数 券購入等 の有無	備 考
							輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人・km)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当り 経常費用 (円)	運賃改定前 の平均乗車 密度 × 日数 + 運賃改定後 の平均乗車 密度 × 日数 総適用日数	平 均 乗 車 密 度 (F) (円)			
第E13号	長岡～十日町	長岡駅前	小千谷・十	十日町車庫前	49.1	7.9	25,412	22.4	569,222.6	15,937,948	117,332.9	157,755	120,110	16,215,813	44,169,956	26.97	5.0	39.5	有・(有)	
(第E14号)	長岡～小千谷①	長岡駅前	新国道	小千谷インター	20.0	3.7	10,082	9.3	93,766.8	3,685,128	18,977.0	36,476	27,771	3,749,375	7,143,892	38.9	4.9	18.1	有・(有)	
(第E15号)	長岡～小千谷②	(急行)長岡駅前	片貝・小栗	小千谷車庫前	25.7	9.7	61,068	6.1	372,512.2	16,362,391	82,621.3	161,956	123,309	16,647,656	31,102,791	32.17	6.1	59.1	有・(有)	
(第E16号)	長岡～小千谷③	(急行)長岡駅前	片貝・埤野	小千谷車庫前	26.6	3.5	20,116	8.3	166,964.5	5,279,366	32,301.6	52,256	39,786	5,371,408	12,159,946	31.44	5.1	17.8	有・(有)	
第E25号	小千谷～十日町	小千谷車庫前	千手	十日町車庫前	34.8	6.2	23,057	17.8	410,418.5	11,104,085	83,159.6	109,909	83,681	11,297,675	31,305,416	26.97	4.9	30.3	有・(有)	
第E26号	小千谷～小国	小千谷車庫前	七日町	小国車庫前	19.7	3.1	10,964	10.2	111,836.6	3,909,987	22,964.7	38,701	29,466	3,978,154	8,645,055	34.74	4.9	15.1	有・(有)	
合計					175.9		150,700		1,724,721	56,278,906	357,357.0	557,053	424,123	57,260,082	134,527,055					

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均乗車密度は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより算出すること(銭未滿切捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均乗車密度は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

事業者名	南越後観光バス株式会社	
運行計画担当部門	<small>(担当部門の名称)</small> 乗合営業部	<small>(責任者役職・氏名)</small> 部長代理 武藤 文昭
補助金担当部門	<small>(担当部門の名称)</small> 乗合営業部乗合バス課	<small>(責任者役職・氏名)</small> 課長 関 正太

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和6年度)

運行系統					年間輸送実績					経常収益			経常費用	平均乗車密度算定			輸送量 (A) × (G)	市町村による回数券購入等の有無	備考		
申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	キロ程 (km)	運行回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均乗車キロ (km)	輸送人キロ (人×km)	運送収入 (B) (円)	実車走行キロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B) + (D) + (E)	1系統当り経常費用 (円)	運賃改定前適用の平均賃率 × 日数 + 運賃改定後適用の平均賃率 × 日数 総適用日数				平均賃率 (F) (円)	平均乗車密度 (B) / (C) / (F) (G)
ME5	小千谷～小出線	小千谷総合病院	川口	小出営業所前	25.0	4.6	6,295	7.3	45,950.6	1,327,165	17,095.0	10,266	6,642	1,344,074	5,848,541		28.15	2.7	12.4	有・ 無	
合計					25		6,295		45,951	1,327,165	17,095.0	10,266	6,642	1,344,074	5,848,541						

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員 × 1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当り経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額 ÷ 停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B) ÷ (C) ÷ (F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

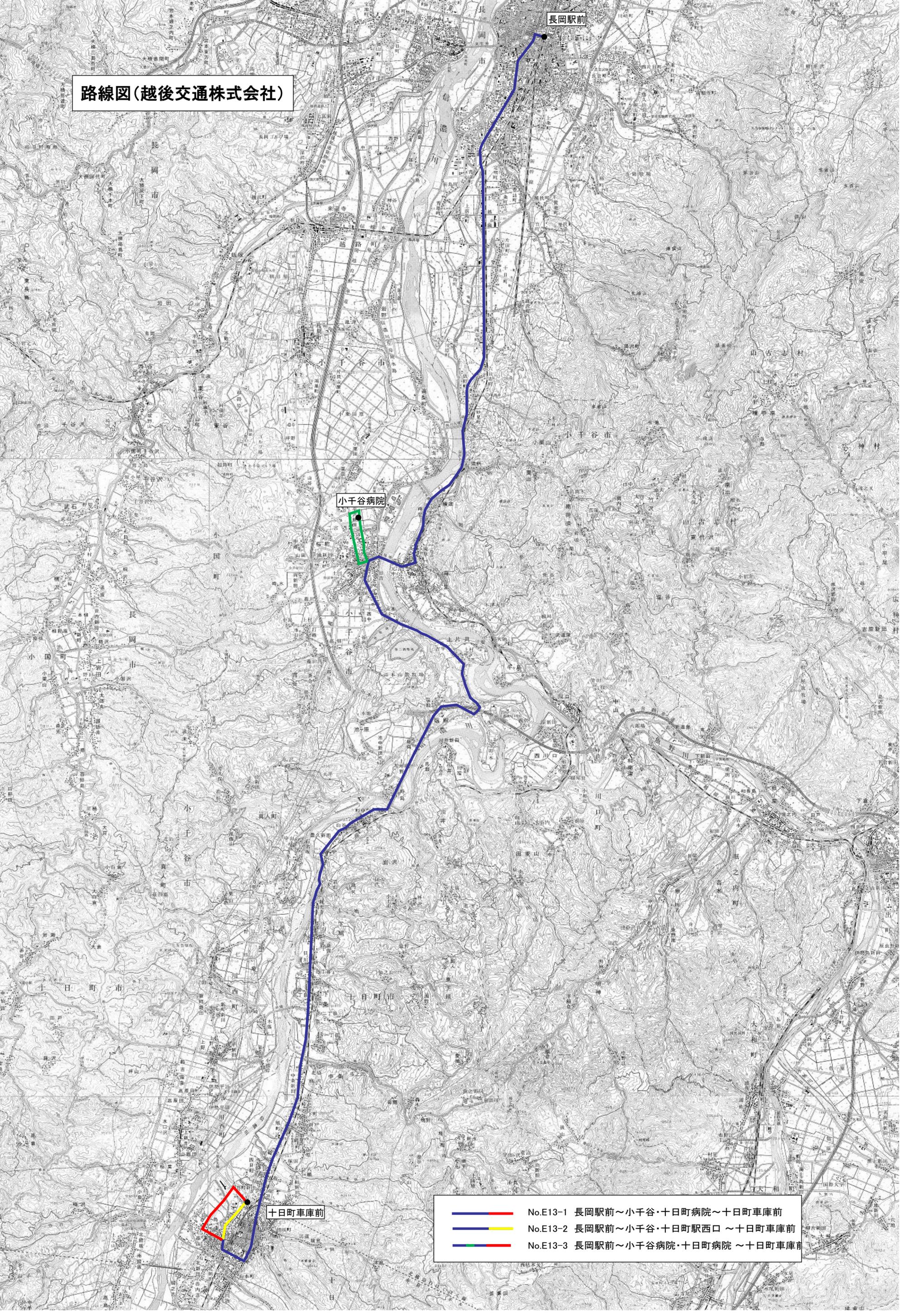
路線図(越後交通株式会社)

長岡駅前

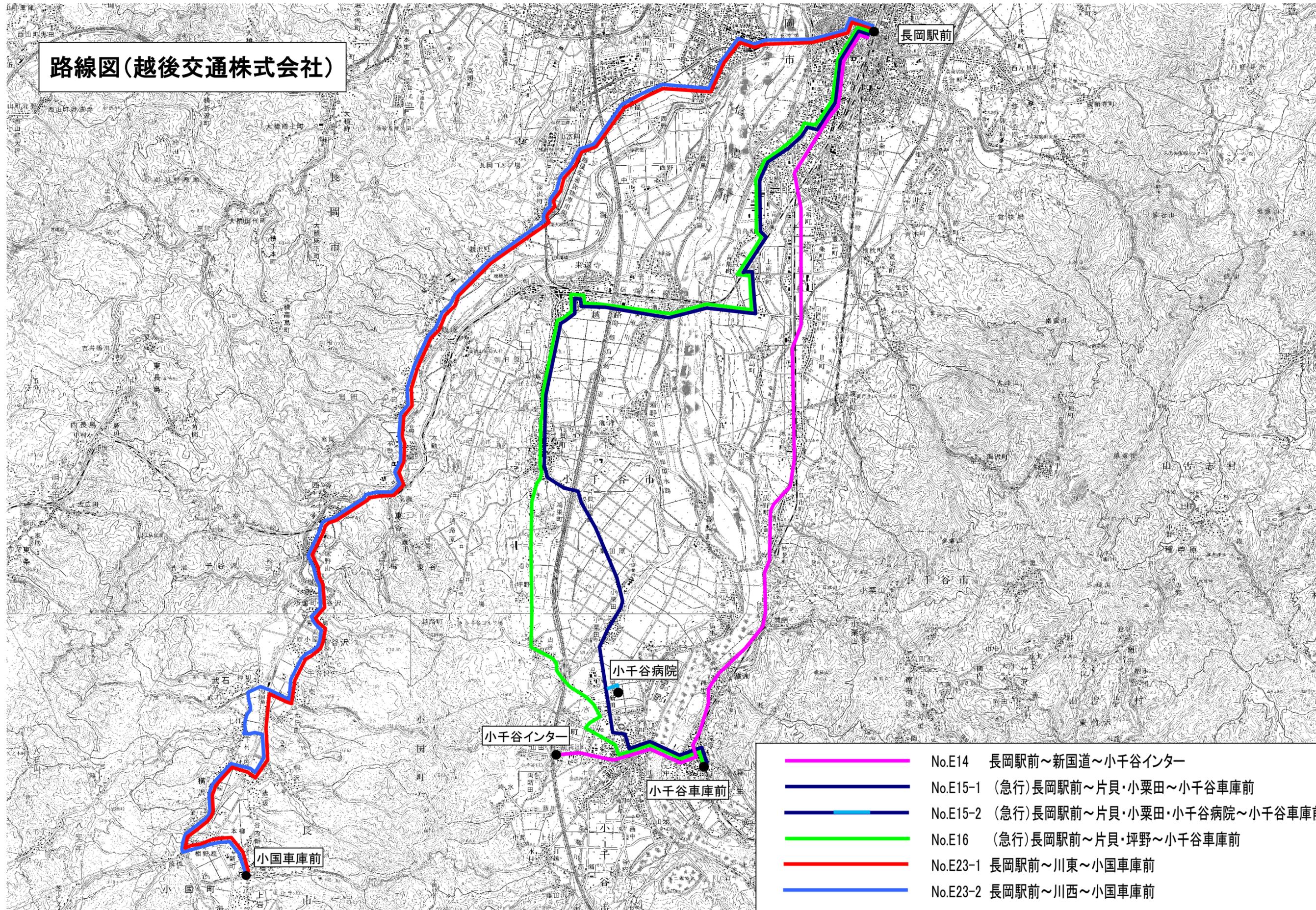
小千谷病院

十日町車庫前

- No.E13-1 長岡駅前～小千谷・十日町病院～十日町車庫前
- No.E13-2 長岡駅前～小千谷・十日町駅西口～十日町車庫前
- No.E13-3 長岡駅前～小千谷病院・十日町病院～十日町車庫前

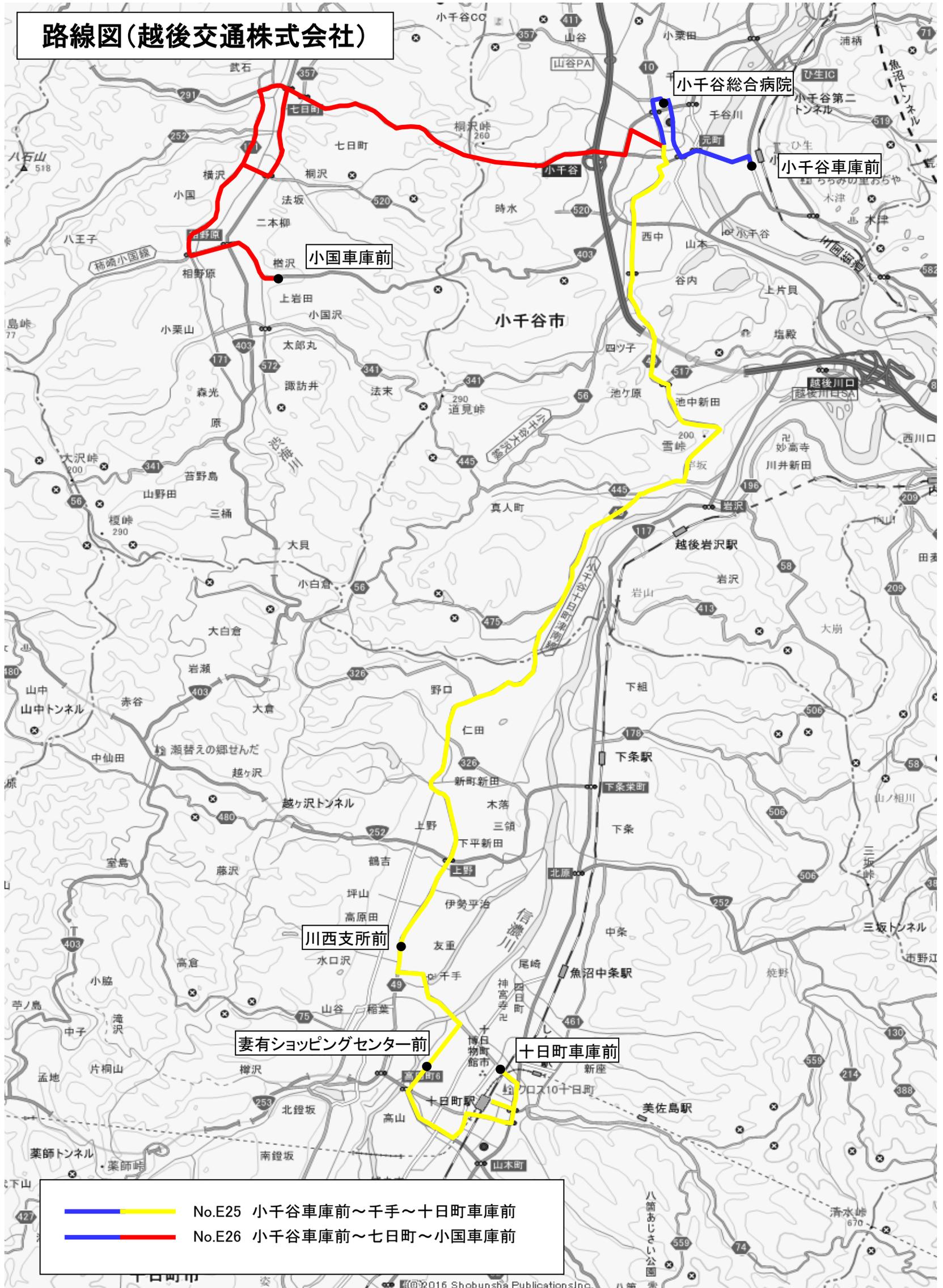


路線図(越後交通株式会社)

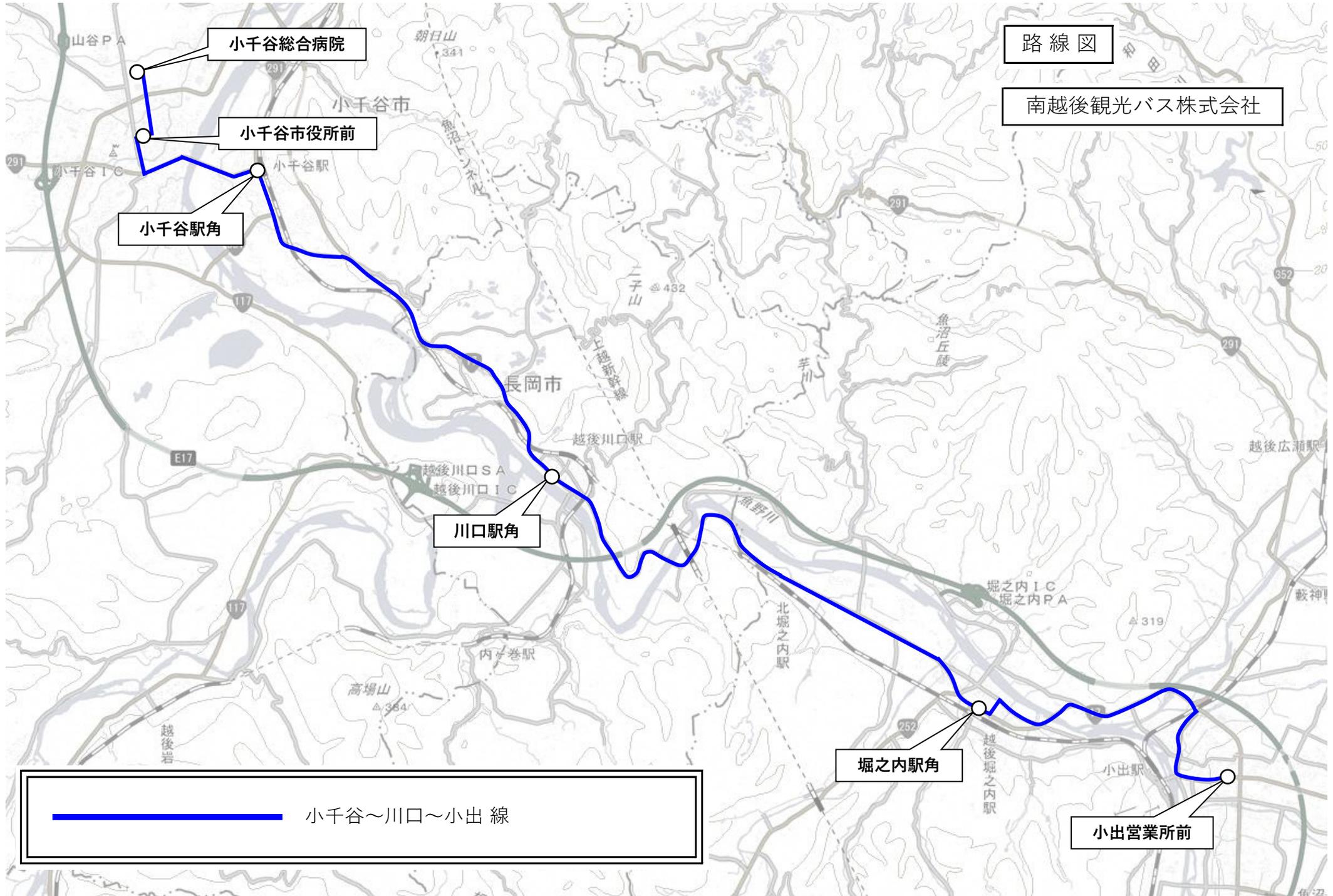


- No.E14 長岡駅前～新国道～小千谷インター
- No.E15-1 (急行)長岡駅前～片貝・小栗田～小千谷車庫前
- No.E15-2 (急行)長岡駅前～片貝・小栗田・小千谷病院～小千谷車庫前
- No.E16 (急行)長岡駅前～片貝・坪野～小千谷車庫前
- No.E23-1 長岡駅前～川東～小国車庫前
- No.E23-2 長岡駅前～川西～小国車庫前

路線図(越後交通株式会社)



— — No.E25 小千谷車庫前～千手～十日町車庫前
— — No.E26 小千谷車庫前～七日町～小国車庫前



路線図

南越後観光バス株式会社

小千谷総合病院

小千谷市役所前

小千谷駅角

川口駅角

堀之内駅角

小出営業所前

— 小千谷～川口～小出 線

別紙 生産性向上の取組

都道府県	運行予定者名	番号	運行系統名	系統毎の取組	取組の実施主体	効果目標	実施に向けたスケジュール	実施時期
新潟県	越後交通株式会社	E13	長岡～十日町	⑤、⑩	越後交通株式会社	R6年度収支率101%の379,881円増加を目標	実施時期までに検討	令和8年春
	越後交通株式会社	E14	長岡～小千谷①	⑤、⑩	越後交通株式会社	R6年度収支率101%の105,289円増加を目標	実施時期までに検討	令和8年春
	越後交通株式会社	E15	長岡～小千谷②	⑤、⑩	越後交通株式会社	R6年度収支率101%の365,664円増加を目標	実施時期までに検討	令和8年春
	越後交通株式会社	E16	長岡～小千谷③	⑤、⑩	越後交通株式会社	R6年度収支率101%の113,252円増加を目標	実施時期までに検討	令和8年春
	越後交通株式会社	E25	小千谷～十日町	⑤、⑩	越後交通株式会社	R6年度収支率101%の215,337円増加を目標	実施時期までに検討	令和8年春
	越後交通株式会社	E26	小千谷～小国	⑤、⑩	越後交通株式会社	R6年度収支率101%の77,027円増加を目標	実施時期までに検討	令和8年春

系統毎の取組
⑩その他()
運賃、企画乗車券
⑪1日乗り放題券の活用による輸送人員の拡大
⑬商業施設のイベントと連携した需要喚起
⑳広告(ポスター、車体ラッピング)による収入増

別紙 生産性向上の取組

都道府県	運行予定者名	番号	運行系統名	系統毎の取組	取組の実施主体	効果目標	実施に向けたスケジュール	実施時期
新潟県	南越後観光バス株式会社	MES	小千谷～小出	⑤⑦	南越後観光バス株式会社	運送費用の削減、関係路線と連携し輸送人員増加に努め、1%以上の収支改善を目標とする。	令和8年1月頃までに検討	令和8年4月実施予定

系統毎の取組
④その他()

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

小公協第 15 号
令和 7 年 6 月 30 日

国土交通大臣 殿

新潟県小千谷市城内一丁目 13 番 20 号
小千谷市地域公共交通協議会
会 長 山 口 良 信

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

(名称) 小千谷市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>小千谷市は、長岡市および魚沼市へ通じるJR上越線小千谷駅から西小千谷本町を軸に、市域内に広範に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成される公共交通網が広がっている。これらの公共交通網は、小千谷総合病院を中心とした医療機関への通院、中心市街地の本町や東小千谷商店街から小千谷駅へ接続し、市内に2校ある高等学校への通学や通勤など、重要な日常生活機能を担い、車を運転できない高齢者や高校生等を中心に、生活に必要な不可欠な交通手段となっている。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による運行継続のための行政負担が増加している中で、令和6年1月に「小千谷市地域公共交通計画」を策定し、公共交通を維持している状況である。</p> <p>令和7年9月末に、基幹路線からの小千谷総合病院への乗継や公共交通空白域の解消を担っていた循環線の廃線が決定しており、代替となる公共交通の整備が求められている。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、運行区域内にきめ細かく設定する乗降ポイント間を乗り継ぎなしで移動ができる「小千谷市A I オンデマンド交通」を運行し、基幹路線への乗継および公共交通空白域の解消を実現することで、将来に渡り安定した公共交通の確保・維持を図る必要がある。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 月間利用者数 1,000 人以上の維持 (A I オンデマンド交通のみ) 【参考】循環線 令枝5年10月～令和6年9月の月平均 1,081 人 ・ 収入：6,000 千円 (A I オンデマンド交通のみ) 支出：59,643 千円 (A I オンデマンド交通のみ) 費用に係る国又は地方公共団体の支出の額：53,643 千円 (A I オンデマンド交通のみ) 収支率：10.06% ・ 公共交通に係る市の財政負担額 53,643 千円 (A I オンデマンド交通のみ) 【参考】循環線 令枝5年10月～令和6年9月の補助金の額 10,534 千円 (小千谷市地域公共交通計画 P14 参照)
(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 郊外に移転した小千谷総合病院への交通手段確保及び基幹路線からの乗り継ぎ ・ 公共交通空白地域の改善 ・ 自動車を運転できない高齢者や学生等の移動手手段の確保 ・ 公共施設や中心市街地から郊外大型店を結ぶことによる地域活性化
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成、市内全戸配布 (小千谷市) ・ 小千谷市A I オンデマンド交通の利用方法が分かるパンフレットの作成、運行区域内全戸配布 (小千谷市) ・ 小千谷市A I オンデマンド交通の利用方法について住民説明会開催 (小千谷市) ・ 広報などによる路線バス利用促進 (小千谷市) ・ 子ども向けや高校生に向けた公共交通利用の取組 (小千谷市、事業者) (小千谷市地域公共交通計画 P17～23 参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

小千谷市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、地域公共交通協議会での評価を実施する。
成果指標については、毎年 の 現況値 を計画 P14 に記載した算定方法で収集する。
- ・住民ヒアリング（利用者との懇談会開催）等
（小千谷市地域公共交通計画 P24 参照）

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表 5 を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

※該当なし

（2）事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成28年3月23日 循環バス運行における大まかな計画について協議し合意を得る。
- ・平成28年6月2日 運行内容、費用負担、運行事業者、計画全体について協議し、平成29年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。
- ・平成29年8月17日 平成30年度(H29.10.1~H30.9.30)地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。
- ・平成30年1月10日 平成29年度事業評価について合意。
- ・平成30年2月21日 事業評価に基づき平成30年度計画の一部変更(H30.4.1~便数減及びダイヤ改正)について合意。
- ・平成30年6月21日 平成31年度(H30.10.1~R1.9.30)地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。
- ・平成30年12月25日 平成30年度事業評価について合意。
- ・令和元年6月14日 令和2年度(R1.10.1~R2.9.30)地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。
- ・令和2年1月16日 令和元年度事業評価について合意。
- ・令和2年6月17日 令和3年度(R2.10.1~R3.9.30)地域内フィーダー系統確保維持計画について合意※書面決議
- ・令和2年12月24日 令和2年度事業評価、バリアフリー化設備等整備事業評価について合意。
- ・令和3年3月16日 令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意(書面決議)
- ・令和3年6月28日 令和4年度(R3.10.1~R4.9.30)地域内フィーダー系統確保維持計画について合意※書面決議
- ・令和3年12月21日 令和3年度事業評価、バリアフリー化設備等整備事業評価、地域公共交通協議会の法定移行について合意。
- ・令和4年4月13日 小千谷市地域公共交通協議会規約、副会長、監査員の任命、令和4年度事業計画、令和4年度歳入歳出予算について合意。
- ・令和4年6月28日 小千谷市地域公共交通協議会規約の一部改正、令和5年度(R4.10.1~R5.9.30)地域内フィーダー系統確保維持計画、協議会財務規則、協議会事務局規程について合意※書面決議
- ・令和4年12月15日 令和4年度事業評価について合意※書面決議
- ・令和5年6月29日 令和6年度(R5.10.1~R6.9.30)地域内フィーダー系統確保維持計画について同意
- ・令和5年12月22日 令和5年度事業評価について合意
- ・令和6年6月25日 令和7年度(R6.10.1~R7.9.30)地域公共交通計画別紙(地域内フィーダー系統確保維持計画)について同意
- ・令和6年1月16日 令和6年度事業評価について合意※書面決議
- ・令和7年6月30日 令和8年度(R7.10.1~R8.9.30)地域公共交通計画別紙(地域内フィーダー系統確保維持計画)について同意予定

19. 利用者等の意見の反映状況

本協議会には、各種団体等から利用者及び市民の代表が参加しており、メンバーの意見を反映させた。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 小千谷市城内一丁目13番20号

(所 属) 小千谷市にぎわい交流課

(氏 名) 樋口 未来

(電 話) 0258-83-3512

(e-mail) kouryu@city.ojiya.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
小千谷市	小千谷タクシー株式会社 中央タクシー株式会社	(1) 小千谷市AIオンデマ ンド交通	西小千谷地区、東小千谷地 区、山辺地区、城川地区の一 部地域内			往 km 復 km	143日	286回			区域運行	①	フィーダー系統の乗降ポイントは、本 町中央バス停で補助対象地域間幹 線系統「長岡～十日町線」と接続	①
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

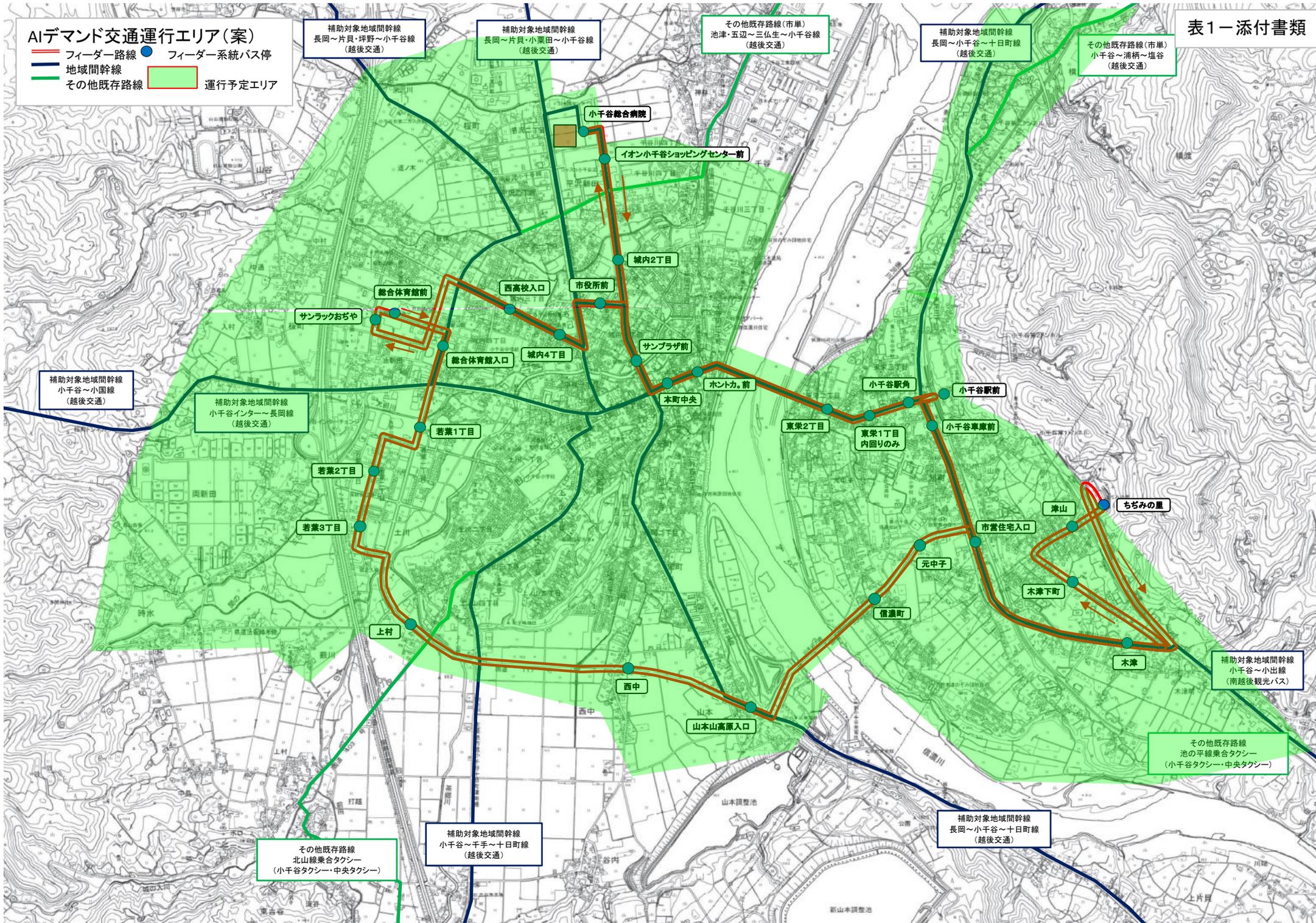
(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

AIデマンド交通運行エリア(案)

- フィーダー路線
- 地域間幹線
- その他既存路線
- フィーダー系統バス停
- 運行予定エリア

表1-添付書類



AIデマンド交通運行エリア(案)

— 地域間幹線
— その他既存路線
■ 運行予定エリア

補助対象地域間幹線
長岡～片貝・埤野～小千谷線
(越後交通)

補助対象地域間幹線
長岡～片貝・小栗田～小千谷線
(越後交通)

その他既存路線(市単)
池津・五辺～三仏生～小千谷線
(越後交通)

補助対象地域間幹線
長岡～小千谷～十日町線
(越後交通)

その他既存路線(市単)
小千谷～浦根～塩谷
(越後交通)

小千谷総合病院

ホントカ.前

本町中央

小千谷駅前

補助対象地域間幹線
小千谷～小国線
(越後交通)

補助対象地域間幹線
小千谷インター～長岡線
(越後交通)

補助対象地域間幹線
小千谷～小出線
(南越後観光バス)

その他既存路線
池の平線乗合タクシー
(小千谷タクシー・中央タクシー)

その他既存路線
北山線乗合タクシー
(小千谷タクシー・中央タクシー)

補助対象地域間幹線
小千谷～千手～十日町線
(越後交通)

補助対象地域間幹線
長岡～小千谷～十日町線
(越後交通)

小千谷市 A I オンデマンド交通の運行について (案)

1. 導入の目的

高齢者をはじめとした誰もが安心して移動することができるための地域公共交通網の実現に向けて、市街地に A I オンデマンド交通を導入する。

2. A I オンデマンド交通とは

- A I (人口知能) を活用した市街地における事前予約制の乗合交通です。
- 予約方法は、電話、LINE、スマートフォンアプリの 3 通りです。LINE とスマートフォンアプリの場合は、送迎時刻や運行状況をスマートフォンで確認することができます。
- 利用者は予約をしたうえで、運行時間内であれば、好きな時間に利用することができます。
- 運行区域内にきめ細かく設定する乗降ポイント間を、乗り継ぎなしで移動ができる大変便利な新しい公共交通です。
- A I オンデマンド交通の運行区域と郊外地域は、既存の路線バスや乗合タクシー、鉄道などで結び、誰もが安心して移動することができる地域公共交通網の実現を目指します。

3. 運行開始日

令和 7 年 10 月 1 日 (水)

4. 運行日時

月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 4 時

※ 祝日及び年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除く

5. 電話予約受付

月曜日～金曜日 午前 8 時～午後 4 時

※ 祝日及び年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除く

6. 運行区域

西小千谷地区／土川、上ノ山、本町、平成、稲荷町、元町、日吉、船岡、栄町

東小千谷地区／蕨生、東栄、元中子、信濃町、山寺、旭町、木津町、木津団地、津山町、横渡

山辺地区／山本、西中

城川地区／千谷川、城内、時水、桜町、両新田、藪川、平沢、若葉

7. 使用車両

タクシー普通車 (4 人乗り) 2 台

運行事業者 2 社 (小千谷タクシー株式会社、中央タクシー株式会社)

8. 乗車運賃

分類	乗車運賃
中学生以上	500 円
小学生	250 円
未就学児（保護者同伴要）	無料
障害者割引運賃	250 円
小学生障害者割引運賃	130 円

乗合タクシー（北山線・池の平線・塩谷線）からの乗継割引運賃

分類	乗車運賃
中学生以上	300 円
小学生	150 円
未就学児（保護者同伴要）	無料
障害者割引運賃	150 円
小学生障害者割引運賃	80 円

※ 乗合タクシー（北山線・池の平線・塩谷線）の運賃について、A I オンデマンド交通が運行を開始する令和7年10月から、現行の距離制運賃を一律運賃（本町まで：200円、小千谷総合病院まで：300円）に改定する予定としている。A I オンデマンド交通の乗合タクシー乗継割引運賃により、「乗合タクシーで本町まで200円+A I オンデマンド交通に乗り継いで目的地まで300円=500円」となり、乗合タクシー運行区域の市民の移動に係る金銭的負担を軽減し、外出しやすい環境を整備する。

9. 乗降ポイント

路線バス停留所、公共施設、医療機関、町内集会施設、ゴミステーション、商業施設など運行区域内に200箇所程度を設置する予定

10. 予約方法

電話、小千谷市公式LINE、スマートフォンアプリ

※ 電話受付は交通事業者による対応

※ LINE、スマートフォンアプリの予約システムは、MONET Technologies 株式会社が開発するシステムを使用

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	小千谷市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	23,620
交通不便地域等	

R2国勢調査
人口34,096人－DID10,476人

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
小千谷市地域公共交通計画	令和6年1月9日	—

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

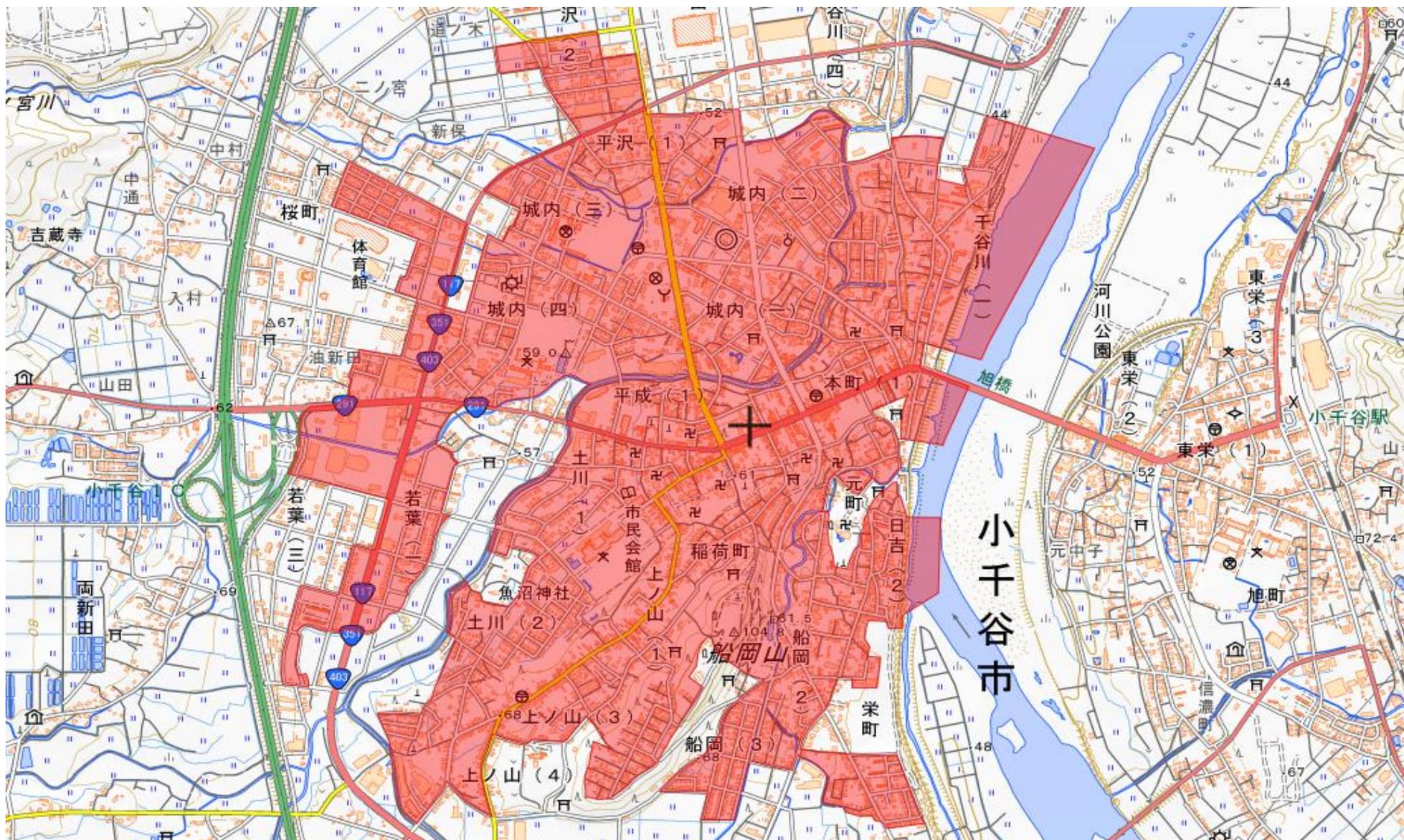
(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5-添付書類

小千谷市人口集中地区(DID)境界図

208 小千谷市 Ojiya-shi



小千谷市地域公共交通計画
地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
小千谷市地域公共交通計画 P6、7、13
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
小千谷市地域公共交通計画 P8
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
小千谷市地域公共交通計画 P16～23
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
小千谷市地域公共交通計画 P14、24

小千谷市地域公共交通計画

令和6年1月

(令和7年6月 改定)

小千谷市

小千谷市地域公共交通協議会

目次

第 1 章 計画策定の目的	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画期間と対象区域	1
3. 計画の位置づけ	1
第 2 章 地域及び公共交通の現状	2
1. 人口の推移	2
2. 人口推計	2
3. 通勤・通学の状況	3
4. 公共交通の現状	5
第 3 章 公共交通の利用実態と利用者の意向	9
第 4 章 公共交通の課題及び目標	11
1. 公共交通の課題	11
2. 基本目標	12
3. 成果指標	14
第 5 章 目標達成に向けて行う事業	16
1. 事業の体系	16
2. 事業の内容	17
第 6 章 計画推進のために	24
1. 計画の評価	24

第 1 章 計画策定の目的

1. 計画策定の趣旨

当市では、平成 15（2003）年 8 月に「小千谷市生活交通確保計画」を策定し、地域公共交通の活性化と効率的な運行を確保してきました。以降、5 年ごとに計画を策定し、現行の「第 4 次小千谷市生活交通確保計画」は平成 31（2019）年度から令和 5（2023）年度までを計画期間としています。

計画では、人口減少、高齢化など地域を取り巻く環境が変化するなか、人々の移動を支える公共交通として、①市内外を結ぶ路線バスや鉄道、②市街地を回り公共交通空白地を減らし、交通結節点とつなぐ循環バス、③乗合タクシーやコミュニティバスを運行して公共交通網を充実させてきました。

しかしながら、路線バスや鉄道の利用者は減少傾向にあり、利用者の減少に伴うバス路線の減便や廃止などにより市街地と周辺地域とで公共交通の利便性の格差が生じています。

また、今後ますます進展する高齢化や、運転手不足の深刻化など、公共交通を取り巻く環境が大きく変化しています。

そこで、これらの社会状況の変化を見据えながら、まちづくりと連携した持続可能な公共交通網を構築するため、「小千谷市地域公共交通計画」を策定するものです。

2. 計画期間と対象区域

○計画期間：令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度の 5 年間

○対象区域：小千谷市全域

3. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第五次小千谷市総合計画」の基本理念に基づき、関連計画との整合・連携をとりながら、公共交通分野におけるマスタープランとして位置付けます。

上位計画・関連計画

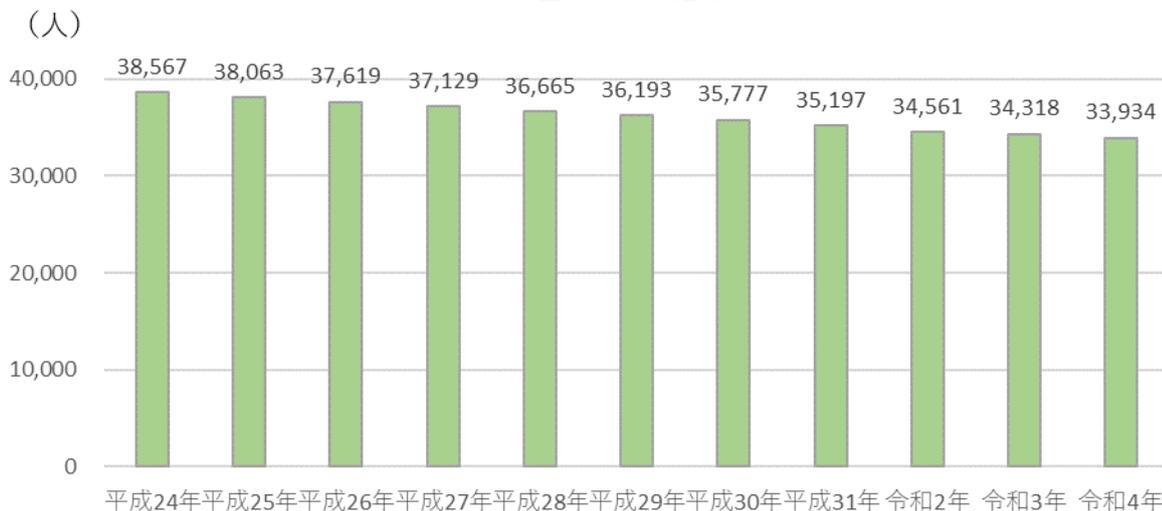
計画名	計画期間、目標年次
第五次小千谷市総合計画後期基本計画	令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度
小千谷市総合戦略	令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度
小千谷市都市計画マスタープラン	令和 12（2030）年度
小千谷市立地適正化計画	令和 22（2040）年度

第 2 章 地域及び公共交通の現状

1. 人口の推移

本市の人口は、令和 4 (2022) 年で約 33,934 人、世帯数は 12,740 世帯。5 年前の平成 29 (2017) 年と比較すると、世帯数はほぼ横ばいとなっているものの、人口は 2,000 人以上減少、1 世帯当たり人口は 2.84 人から 2.66 人と減少しています。

図 人口の推移



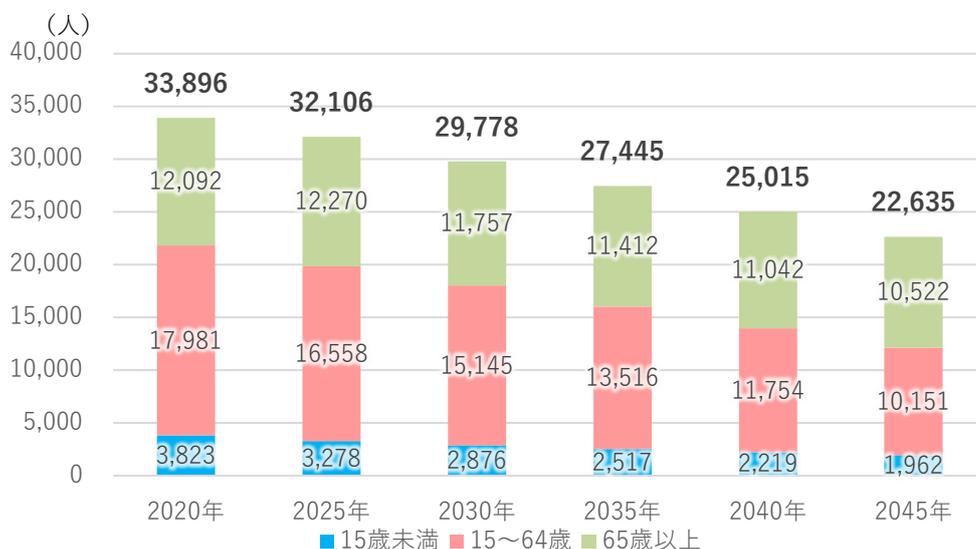
資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）

2. 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所による本市の人口推計では、本市の人口は、令和 2 (2020) 年の約 34,000 人から令和 27 (2045) 年には約 23,000 人にまで減少することが見込まれています。

また、15 歳未満の年少人口割合は、2020 年から 2045 年にかけて、11.28%から 8.67%に減少、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口割合は 53.05%から 44.85%に減少、65 歳以上の老年人口割合は 35.67%から 46.49%に増加すると見込まれています。

図 将来推計人口



※2020 年は国勢調査による実数値

3. 通勤・通学の状況

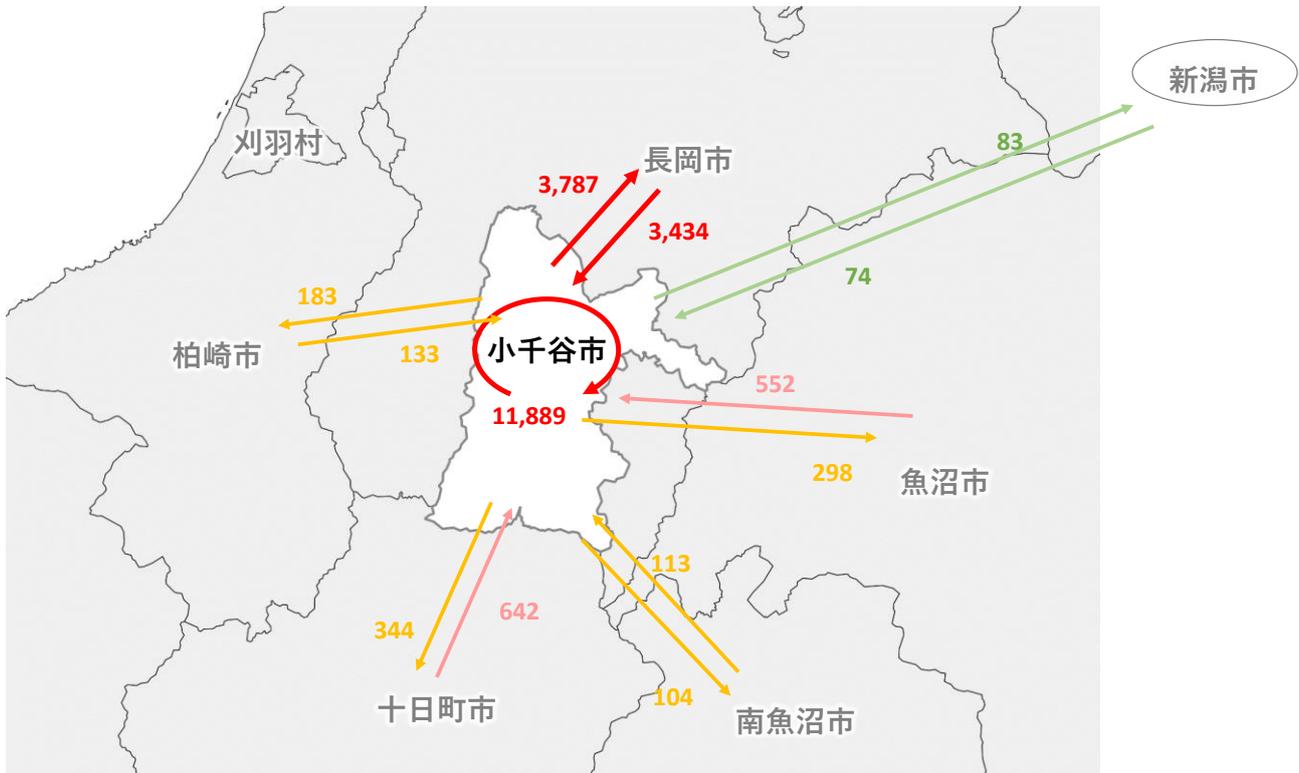
(1) 通勤の状況

市民の通勤状況は、市内の移動が最も多く、次いで長岡市との移動が多くなっています。市外から通勤する方は長岡市、十日町市、魚沼市からの移動が多くなっています。

当市や隣接する長岡市などには多くの働く場があり、市域を超えて通勤している方が多数いますが、企業の立地条件や就業時間などにより、公共交通での通勤が難しく、大半が自家用車での通勤となっています。

■通勤目的における人の動き

図 通勤目的における人の動き



凡例	
	~100
	101~500
	501~1000
	1000以上

※50人以上を表示

資料：令和2年国勢調査

(2) 通学の状況

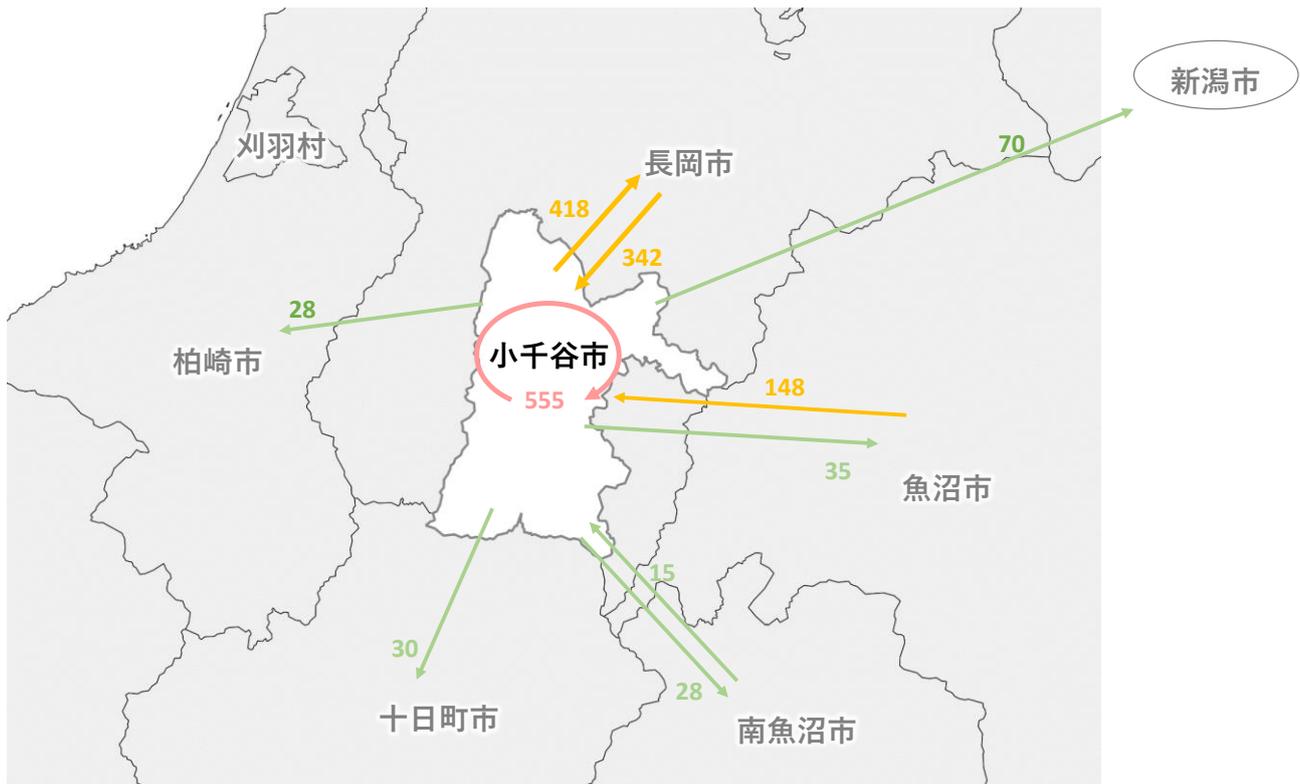
小千谷市内の移動が最も多く、次いで長岡市との移動、魚沼市からの移動が多く見られます。

小千谷高等学校、小千谷西高等学校には、市外から通う高校生が増加しています。

公共交通の利用が多い世代ですが、自転車、徒歩のほか、保護者による送迎など、公共交通以外の通学も見られます。

■通学目的における人の動き

図 通学目的における人の動き



凡例	
	～100
	101～500
	501～1000
	1000以上

※10人以上を表示

資料：令和2年国勢調査

4. 公共交通の現状

(1) 公共交通カバー率

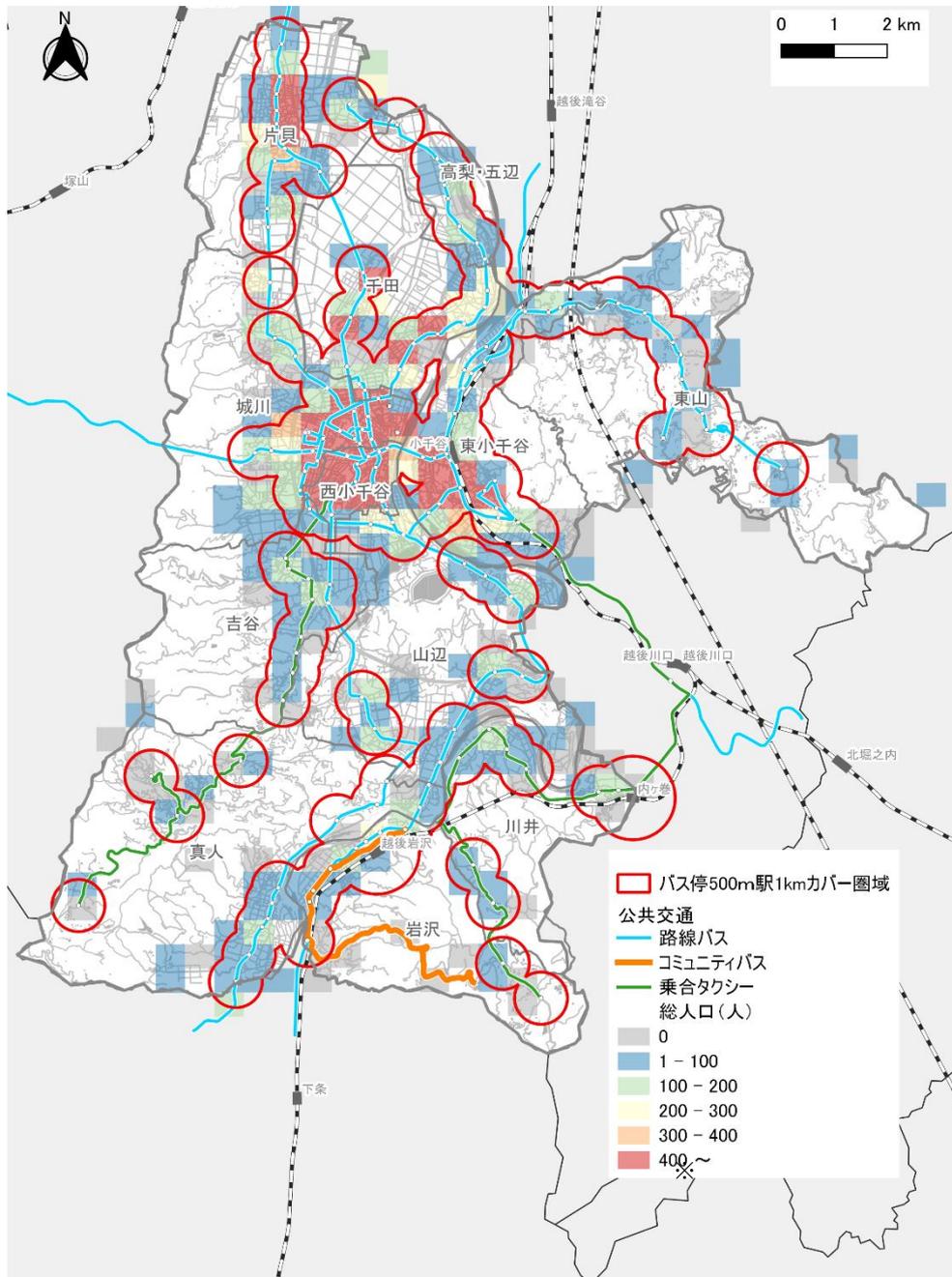
鉄道及びバス交通が利用可能な人口は約 32,000 人であり、全人口の約 92%となっています。(総務省統計局の令和 2 年国勢調査地域メッシュデータ※2 を利用して、鉄道・バス交通のカバー圏人口を算出。その場合、カバー圏域を鉄道については駅から徒歩 1km以内、バスについてはバス停留所から徒歩 500m以内とした。)

ただし、運行本数、ダイヤは考慮していないため、利便性は地域によって異なります。

※1 カバー圏域：路線バスやコミュニティバス等の利用可能な範囲。

※2 メッシュデータ：地域を格子状に区切った単位で、その範囲における情報を格納したデータ

図 公共交通カバー圏域



資料：国土数値情報・小千谷市HP

(2) 鉄道の状況

小千谷駅の一日当たりの平均乗車人員を見ると、1,300 人前後でほぼ横ばいで推移していたものの、令和元年度より減少に転じ、令和3年度では、ピークとなる平成25(2013)年度と比較して約23%減少しています。令和4年度は1,065人と、やや回復しました。

図 一日当たりの平均乗車人員（小千谷駅）



資料：JR東日本ホームページ「各駅の乗車人員」

(3) 路線バスの状況

越後交通小千谷営業所管内の路線バス運輸状況は下記のとおりです。

バス事業年度	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4
乗降者数 (人)	465,152	483,309	465,959	387,710	341,433	380,847

資料：越後交通(株)（前年10月～当年9月の集計）

市内を運行する路線バスには、小千谷市外と市内を結ぶ地域間幹線にあたる路線と、市内で完結する市街地路線があります。また、それらをつなぐ支線の役割を持つ循環線は令和7年9月末に路線廃止となる予定であり、代替交通として、令和7年10月からAIオンデマンド交通の運行を開始します。

幹線路線

長岡駅前＝小千谷＝（小千谷インター）十日町線（長岡市～小千谷市～十日町市）

長岡駅前＝片貝＝小栗田（坪野）＝小千谷車庫前線（長岡市～小千谷市）

小千谷＝川西＝十日町線（小千谷市～十日町市）

小千谷＝総合体育館＝小国線（小千谷市～長岡市）

小千谷＝川口＝小出線（南越後観光バス運行）（小千谷市～長岡市～魚沼市）

市街地路線

小千谷車庫前＝三仏生＝北五辺（池津）線

(4) AI オンデマンド交通の状況

高齢者等の移動支援対策、令和7年9月末に廃止となる循環バスの代替交通として、10月からAI オンデマンド交通の運行を開始します。

【運行区域】

- ・西小千谷地区 土川、上ノ山、本町、平成、稲荷町、元町、日吉、船岡、栄町
- ・東小千谷地区 蕨生、東栄、元中子、信濃町、山寺、旭町、木津町、木津団地、津山町、横渡
- ・山辺地区 山本、西中
- ・城川地区 千谷川、城内、時水、桜町、両新田、藪川、平沢、若葉

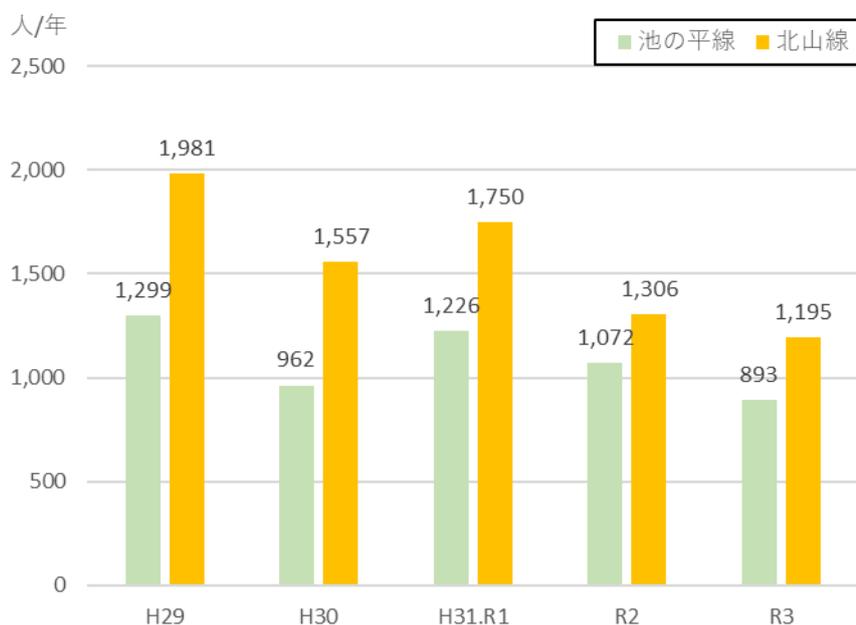
(5) 乗合タクシーの状況

池の平線は平成21年度から、北山線は平成29年度から現在の体制で運行されています。

利用者数は、池の平線、北山線とも減少傾向で推移し、路線バスと同様、新型コロナウイルスの感染拡大により令和2(2020)年度以降の減少が顕著となっています。

令和5(2023)年度から廃止になったバス路線を引き継いで東山地区を運行する塩谷線が運行されています。車両が小型化したため、これまで大型バスでは入ることができなかった地区にも枝線として運行されています。

図 乗合タクシーの年間利用者数



(6) コミュニティバスの状況

平成 16 (2004) 年から岩沢地区に配置しているコミュニティバスは、当初は廃止路線バスの代替として運行しましたが、沿線人口の減少から現在では間合い利用がほとんどを占めており、地域の足として主に高齢者から利用されています。

真人地区においてもコミュニティバス利用の機運が高まりつつあり、実証実験を行いながら地域のニーズを確認していくことにしています。

【地域公共交通の確保維持の必要性】

鉄道

当市と近隣市町村、首都圏を結び、速達性のある交通手段として、広域の移動ニーズや、通勤・通学といった日常の移動を引き続き確保し、利便性を維持します。

路線バス

幹線系統は、長岡市、魚沼市、十日町市中心部と連絡し、通学や買い物、通院の日常生活行動のほか、観光・ビジネス等多様な目的での移動を想定し、路線の利便性を維持します。

一方、自治体や交通事業者の運営努力だけでは路線維持は困難なことから、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）により運行を確保・維持する必要があります。

支線は、指定された区域を運行しながら鉄道、幹線系統が多く接続する小千谷総合病院、本町中央と接続し、乗り換えによる広域移動にも対応することから、幹線系統を補完する役割があり、その役割を維持します。

一方、自治体や交通事業者の運営努力だけでは路線維持は困難なことから、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）により運行を確保・維持する必要があります。

市街地路線は、市内中心部から郊外に向けて通学や買い物、通院の日常生活行動に利用されている路線です。沿線地区の日常の移動を引き続き確保し、地域の移動手段を維持します。

乗合タクシー・コミュニティバス

乗合タクシー、コミュニティバスは、路線バスの代替交通として市内山間地と中心部を結ぶなど、地域の足として利用されています。地域の人口減少に伴い、利用者数が減少することが予想されており、運行方法の見直しなどを行いながら、路線を維持します。

第 3 章 公共交通の利用実態と利用者の意向

本計画の策定にあたり、市民アンケート、高校生アンケート、利用者アンケート、事業者ヒアリング、乗合タクシー意見交換会を実施し、市内公共交通の利用実態や移動ニーズを把握しました。令和 4 (2022) 年度に実施した各種調査結果について下記にまとめています。

【市民アンケート概要】

対象者 18 歳以上 80 歳未満の市民から無作為に抽出した 1,000 世帯 2,000 人 (世帯あたり 2 人)
回答数 936 件 (回収率 46.8%)

【市民アンケート結果より抽出した実態】

- ・運転免許保有状況は 81.9%、返納者は 3.1%
 - ・運転免許返納に対する考えを確認したところ、将来的には返納を考えている人は 30.2%、今のところ考えていない人が 50.7%
 - ・返納しようと思う年齢の目安は 80 歳以降が最も多く、45.0%、75~80 歳ごろが 41.4%と、90%近くの方が後期高齢者になるまで運転免許を所持していきたい傾向が高い。
 - ・高齢の回答者に対して、免許返納後に利用したい主な移動手段を確認したところ、路線バスが 37.2%と最も多く、次いで家族の送迎、タクシーと続いた。
 - ・利用交通手段：どの目的においても、自家用車（自分で運転）が多い。公共交通では路線バスでの移動が比較的多く、特に通院における利用が多い。
 - ・目的地：市内中心部や長岡市への移動が多い。
 - ・利用状況：路線バスは、買い物や通院など日常生活の利用が多く、鉄道は余暇活動利用が多い。
 - ・免許返納しない理由：主な理由では、仕事上の必要性や運転への支障を理由とした未返納よりも、日常生活上の移動手段に不安を感じた未返納が多い。
 - ・望ましい公共交通施策：「免許返納者への移動支援・拡充」や「路線バスのデマンド交通、乗合タクシー・コミュニティバスへの切り替え」、「公共交通共通乗車券」、「使い方のわかるパンフレット」等に対しニーズが高い。
- ⇒自家用車の利用がほとんどであり、公共交通を使う人が少ない。
⇒高齢に伴う免許返納後など、自家用車を利用できなくなった時に公共交通が必要。

【高校生アンケート概要】

対象者 市内高等学校に在学する 1、2 年生 760 人
回答数 324 件 (回収率 42.6%)

【高校生アンケート結果より抽出した実態】

- ・回答者の約 60%が市外から通学する生徒であり、市内から通学する生徒は約 40%であった。
- ・交通手段：鉄道や路線バスによる通学が多い。特に小千谷高等学校は複数回答ではあるが、鉄道利用者が 63.9%、路線バス利用者が 22.1%、家族による送迎が 59.6%となった。小千谷西高等学校

は、鉄道利用者が 31.9%、路線バス利用者が 56.0%、家族による送迎が 52.6%となった。学校の立地により、便利な交通手段を選択している様子が見えてくる。

- ・望ましい公共交通施策：「駅やバス停の待合環境の改善」や「公共交通の情報をまとめたホームページやアプリの作成」、「公共交通の使い方がわかるパンフレットの作成」等に対しニーズが高い。
- ・公共交通利用者からは運行本数の少なさに対する意見があるとともに、上越線の車両数が少なく、時間帯によっては乗りきれないとの意見もあった。

【利用者アンケート概要】

対象者 路線バス利用者 平日 130 人、休日 192 人から直接聴取

【利用者アンケートから抽出した実態】

- ・目的：「通勤」、「通学」が多い。
- ・乗り継ぎ：どの交通手段でも「乗り継ぎなし」が最も多い。
- ・満足度：運行本数や運行時間に対する不満度が各路線ともに高い。
- ・望ましい公共交通策：「公共交通の情報をまとめたホームページやアプリ」や「鉄道駅やバス停などの待合環境の整備」実際の利用者の声であり、必要性が高い項目と考えられる。

⇒路線バス運行の見直し、情報発信が必要

【事業者ヒアリング】

鉄道・バス・タクシー事業者への聞き取り調査を行った。

【事業者から聞き取った主な課題・意見等】

- ・交通事業者では運転士不足・高齢化が問題
- ・路線バスと鉄道の並走など、地域公共交通の見直しが必要
- ・新規運転士の募集を常にしているが、希望者が集まっていない。
- ・コロナ感染症拡大による利用者減少や、燃料の高騰など維持費も増加

⇒交通事業者との連携強化が必要

第 4 章 公共交通の課題及び目標

1. 公共交通の課題

第 4 次小千谷市生活交通確保計画における引き続きの課題

- 小千谷駅を市民がより利用しやすく、また県内外あるいはインバウンドの観光客等多くの方から利用していただくために、観光分野と連携し、現在の運行本数の維持や上越新幹線とのスムーズな接続を確保することが必要です。
- 路線バスは、どの路線も利用者が減少していることから、路線の維持のために利用者の視点と利用実態を踏まえたダイヤ改正や効率的な運行に向けた検討が必要です。
- 教育委員会と連携して、スクールバスの運行方法、混乗等について検討する必要があります。

社会情勢等からの課題

- 人口減少・少子高齢化に伴い、公共交通利用者数が減少していくため、より一層の利用促進を図っていく必要があります。また、免許返納などで、自家用車の利用ができなくなることに伴い、公共交通利用者になる高齢者が多くなることが予想されるため、駅やバス停、バス車両等のバリアフリー化など利用環境の改善を図っていく必要があります。
- 地区によってはバス路線、乗合タクシー路線があっても運行本数が少なく、公共交通を利用しづらい状況になっています。
- 公共交通空白地に対する公共交通の整備など、どこに住んでいても公共交通サービスを受けることができる環境整備が必要です。
- スマートフォンの普及やA I（人工知能）技術の発展に伴い、公共交通分野における新たなサービスが生まれており、地域特性に合った効率的な運行ができる可能性が広がっているため、その活用を進めていく必要があります。

アンケートから抽出した課題

- 高校生の回答からは、「公共交通の情報をまとめたホームページやアプリ」や「鉄道駅やバス停などの待合い環境の整備」の意見が見られ、高校生に限らず公共交通利用者への情報提供の必要性や利用環境の充実が求められています。
- 買い物などの目的地には隣接する長岡市とした回答が多く、通学利用も市外との行き来が多いことから、近隣市や交通事業者と連携して広域的な公共交通網を維持し、利用しやすい公共交通を目指す必要があります。

2. 基本目標

基本目標1

中心市街地と周辺地域の活性化に資する公共交通網の維持・構築（鉄道・バス路線の維持）

- 中心市街地と周辺地域を結ぶ公共交通網を維持し、どこに住んでいても移動可能な交通手段を維持・確保します。
- 市内外を結ぶ公共交通網を維持し、通勤、通学や観光客の利便性を維持・確保します。
- 高校生等の通学に便利な公共交通網を維持し、行きたい高校に通える交通手段を維持・確保します。

基本目標2

誰もが使いやすく、持続可能な公共交通サービスの確保（交通事業者との連携・バリアフリー化）

- 乗務員の不足など、交通事業者の事情にも配慮しながら、公共交通の一層の利用促進や適正な交通手段の確保により持続可能な公共交通サービスの確保を目指します。
- 小千谷駅やバス停留所、近接する公共施設等のバリアフリー化により、誰もが使いやすく、出かけやすいまちづくりを進めます。

基本目標3

情報通信技術の活用による利用促進と新たな公共交通の検討（情報提供、新たな交通手段の検討）

- 公共交通に関する情報のW e b での提供や、情報発信手段の多様化により、わかりやすく利用しやすい公共交通を目指します。
- A I を活用したデマンド交通など、新たな技術により、効率的な運行ができる公共交通サービスの提供に向けた検討、実証実験などに交通事業者と取り組みます。

※基本目標 1 に掲げた公共交通網の役割区分は下記のとおりです。

○鉄道

幹線の役割があり、市外または県外への移動のニーズに応える。

○路線バス

下表の区分により、市内と市外を結ぶ幹線または支線の役割を果たす。

区分	役割	路線名	実施主体
幹線	鉄道を補完し、当市と近隣市を結ぶ路線を位置づける。 地域間幹線系統 (国庫補助対象路線)	長岡駅前＝小千谷＝(小千谷インター)十日町線	交通事業者
		長岡駅前＝片貝＝小栗田(坪野)＝小千谷車庫前線	
		小千谷＝川西＝十日町線	
		小千谷＝総合体育館＝小国線	
		小千谷＝川口＝小出線(南越後観光バス運行)	
支線	市内各地区と幹線を結ぶバス路線を位置づける 地域内フィーダー系統 (国庫補助対象路線)	A I オンデマンド交通	交通事業者
市街地路線	県補助対象路線	小千谷車庫前＝三仏生＝北五辺(池津)線	交通事業者

○乗合タクシー、コミュニティバス

人口減少に伴う小規模な輸送需要に対応し、路線バスの補完や地域内移動ニーズに応える。

3. 成果指標

現況値：令和4年度、目標値：令和10年度

指標	現況値及び目標値	指標の算定方法	目標設定の考え方	基本目標		
				1	2	3
路線バス運行系統数	現況値 9 路線 目標値 9 路線	市内を運行する路線を系統毎に合計	市内外を結ぶ路線について維持することで利便性を保ちます。	●		
路線バス利用者数	現況値 366,234 人 目標値 370,000 人	越後交通調べ小千谷乗り入れ路線利用者合計 (前年度10月～当年度9月)	現状より利用者を減少させないことを目指します。	●	●	
路線バス収支	現況値 31.8～54.3% 平均 46.2% 目標値 平均 46.2%以上	バス事業者の実績値 (前年度10月～当年度9月)	平均を下回る路線の収支率改善に取り組み目標達成を目指します。	●	●	
公共交通に係る市の財政負担額 (A I オンデマンド交通除く)	現況値 25,832 千円 目標値 25,000 千円	公共交通運行に係る補助金の額	収支率改善等により、市負担額を維持します。	●	●	
A I オンデマンド交通利用者数	令和7年10月運行開始 目標値 12,000 人	利用者数	令和7年9月末に廃止となる循環線と比較し、利用者数の維持を目指します。	●	●	
A I オンデマンド交通収支	令和7年10月運行開始 目標値 10.06%	運行収入/運行経費	利用促進を図り、収支率の目標達成を目指します。	●	●	
公共交通に係る市の財政負担額 (A I オンデマンド交通)	令和7年10月運行開始 目標値 53,643 千円	A I オンデマンド交通に係る補助金の額	収支率改善等により、市負担額を維持します。	●	●	
小千谷駅利用者数	現況値 2,130 人 目標値 2,200 人	J R 東日本調べ乗車人数を2倍した数値	各種事業により利用者数を維持することで利便性を保ちます。	●	●	●
乗合タクシー利用者数	現況値 2,636 人 目標値 6,600 人	利用者数 (令和5年度から塩谷線が運行開始)	運行方法見直し等により沿線住民の交通手段を維持します。	●	●	
乗合タクシー収支率	現況値 6.0% 目標値 8.0%	2路線合計 (令和5年度から3路線で計測)	運行方法見直し等により乗合率を高め、収支率を改善します。	●	●	
公共交通の満足度	現況値 11.7% 目標値 30.0%	アンケート調査による	さまざまな機会を捉えて利用者の声を改善につなげます。	●	●	●
小千谷駅周辺地区のバリアフリー整備	現況値 未整備	整備進捗状況	誰もが使いやすい駅環境整備により利用		●	

	目標値 整備完了に向けた工程確定		者増につなげます。			
公共交通空白地の解消	現況値 92% 目標値 95%	鉄道駅から 1km、停留所から 500m圏内在住人口 (国勢調査数値)	住んでいる場所に関わらず、公共交通を利用できる環境を整えます。	●		●
公共交通に関する情報提供手段	現況値 ー 目標値 手段 2、発信数週 1 件以上	増加した手段、発信数、フォロワー数	公共交通に関する情報を広く提供して利用拡大につなげます。			●
新たな公共交通サービスの検討・実現	現況値 検討 目標値 事業実施	検討状況、実現状況	時代に適応した交通手段の変化に対応します。			●

第 5 章 目標達成に向けて行う事業

1. 事業の体系

基本目標	事業内容		事業主体
基本目標 1 中心市街地と 周辺地域の活 性化に資する 公共交通網の 維持・構築	1-1	公共交通の運行	地域公共交通協議会／小千谷市／長岡市／魚沼市／十日町市／交通事業者
	1-2	路線バスの利便性向上	地域公共交通協議会／小千谷市／越後交通／南越後観光バス／道路管理者
	1-3	乗合タクシーの利便性向上	地域公共交通協議会／小千谷市／小千谷ハイヤー協会
	1-4	上越線利用促進	地域公共交通協議会／小千谷市／JR東日本／越後交通／南越後観光バス
	1-5	飯山線利用促進	地域公共交通協議会／小千谷市／JR東日本／飯山線沿線地域活性化協議会
	1-6	路線バス利用促進	地域公共交通協議会／小千谷市／越後交通／南越後観光バス／民間事業者
	1-7	高速バス利用促進	地域公共交通協議会／小千谷市／越後交通／アイ・ケー・アライアンス
	1-8	交通結節点の整備・改善	地域公共交通協議会／小千谷市／道路管理者／民間事業者
	1-9	公共交通空白地の解消	地域公共交通協議会／小千谷市／小千谷ハイヤー協会／地域団体
	1-10	バス・鉄道・タクシーの連携強化	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
	1-11	近隣自治体との連携強化	地域公共交通協議会／小千谷市／長岡地域定住自立圏（長岡市、見附市、出雲崎町）／魚沼市／十日町市／新潟県
	1-12	地域公共交通協議会の運営	地域公共交通協議会／小千谷市
基本目標 2 誰もが使いや すく、持続可 能な公共交通 サービスの確 保	2-1	小千谷駅のバリアフリー化	地域公共交通協議会／小千谷市／JR東日本／新潟県
	2-2	駅・停留所環境の改善	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者／民間事業者
	2-3	利用しやすい運賃体系の検討	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
	2-4	バス・タクシー車両のバリアフリー化	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
	2-5	バス路線の再編	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
	2-6	障がい者、運転免許証自主返納者等への支援	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者／民間事業者
	2-7	子ども向けの公共交通利用への取り組み	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
基本目標 3 情報通信技術 の活用による 利用促進と新 たな公共交通 の検討	3-1	公共交通マップの作成	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
	3-2	インターネット等を活用した情報提供の充実	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
	3-3	学生を対象とした公共交通利用の取り組み	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
	3-4	A I デマンド交通の実証実験	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
	3-5	地域の特色、資源を活かした新たな移動手段の導入検討	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者／民間事業者

2. 事業の内容

基本目標1と連動した事業

1-1 公共交通の運行

【事業概要】

○公共交通を運行するとともに、継続的に改善を行います。バス路線については、自治体をまたぐ路線が多いことから、運行継続にあたっては近隣自治体と連携して取り組みます。

※公共交通とは、JR東日本、民間路線バス、乗合タクシー、コミュニティバス、タクシーを位置付けます。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／長岡市／魚沼市／十日町市／交通事業者

1-2 路線バスの利便性向上

【事業概要】

○運行地域や利用者の意見を聞きながら、近隣市をつなぐ幹線系統を維持することで、わかりやすく使いやすい公共交通を目指します。

○バスが運行する道路については、通常期の道路維持体制のほか、冬期の運行を確保するため、除雪体制の維持など、定時運行に向けて協力して取り組みます。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／越後交通／南越後観光バス／道路管理者

1-3 乗合タクシーの利便性向上

【事業概要】

○運行地域や利用者の意見を聞きながら、より良い運行経路、停留所を検討します。運行ダイヤも含めて柔軟に対応することで、利便性を向上しながら利用者の増加を目指します。

○乗り合いタクシーが運行する道路については、通常期の道路維持体制のほか、冬期の運行を確保するため、除雪体制の維持など、定時運行に向けて協力して取り組みます。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／小千谷ハイヤー協会

1-4 上越線利用促進

【事業概要】

- 上越線小千谷駅は通勤、通学に広く利用されています。事業者と連携して鉄道の利便性、速達性をPRしながら引き続き利用促進に努めます。
- 観光客が利用しやすいよう、現在の運行本数の維持や上越新幹線とのスムーズな接続を確保します。
- 小千谷駅北駐車場について、設置目的に沿って利用者が使いやすい駐車場を維持、整備します。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／JR東日本／越後交通／南越後観光バス

1-5 飯山線利用促進

【事業概要】

- 飯山線内ヶ巻駅、越後岩沢駅の周辺環境を地域と共に維持し、住民に利用を促進します。
- 飯山線沿線地域活性化協議会と連携して、利用促進キャンペーンやイベント開催に協力します。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／JR東日本／飯山線沿線地域活性化協議会

1-6 路線バス利用促進

【事業概要】

- 路線バスを利用したことがない方向けに公共交通の利点や安全性、環境への配慮などを事業者と連携してPRして路線バス利用促進を図ります。
- 路線バスを利用したお出かけ、買い物などを促進して、公共交通を利用した高齢者の外出機会の増加を促進します。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／越後交通／南越後観光バス／民間事業者

1-7 高速バス利用促進

【事業概要】

- 乗り換えなしで新潟市、または東京都まで直行できる利便性をPRして、高速バスの利用促進を図ります。
- 高速バス利用者のために整備した、小千谷インターチェンジ駐車場の維持管理を継続します。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／越後交通／アイ・ケーアライアンス

1-8 交通結節点の整備・改善

【事業概要】

○路線バスが多く発着する本町中央バス停、小千谷総合病院バス停を交通結節点と位置づけ、待合環境の整備などを行います。また、本町の図書館等複合施設利用者の利便性向上も合わせて図ります。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／道路管理者／民間事業者

1-9 公共交通空白地の解消

【事業概要】

○公共交通空白地を解消し、公共交通を利用できる市民を増やすため、乗合タクシーの運行経路見直しやコミュニティバスの活用などを行います。また、タクシーを活用した公共交通の実証実験などを通じて公共交通空白地の解消の手法を探ります。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／小千谷ハイヤー協会／地域団体

1-10 バス・鉄道・タクシーの連携強化

【事業概要】

○小千谷駅から二次交通への乗り継ぎをスムーズにするため、小千谷駅前バス停の活用や、運行ダイヤ、乗り継ぎ情報の案内などを行います。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者

1-11 近隣自治体との連携強化

【事業概要】

○鉄道、バス路線は、近隣自治体との移動の自由に不可欠であるため、県を含めた近隣自治体と、定住自立圏などの枠組みを利用して連携を行い、路線の維持・確保を行うことで、市民の利便性の維

持・向上を行います。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／長岡地域定住自立圏（長岡市、見附市、出雲崎町）／魚沼市／十日町市／新潟県

1-12 地域公共交通協議会の運営

【事業概要】

- 交通事業者、道路管理者、公共交通利用者、行政等の連携を進め、公共交通の安定した運行と利用者の増加を目指します。
- 新たな交通手段の実証実験、導入に際し、専門的な観点から評価を行い、導入可能性について検討します。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市

基本目標2と連動した事業

2-1 小千谷駅のバリアフリー化

【事業概要】

- 小千谷駅及び駅前広場のバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい駅、鉄道となるよう、整備を進めていきます。
- 実施に当たっては、国庫補助の枠組みを利用し、費用負担を抑えながら事業を実施します。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／JR東日本／新潟県

2-2 駅・停留所環境の改善

【事業概要】

- 駅や停留所のバリアフリー化、地域が所有・管理する待合施設の整備補助、わかりやすい行き先の表示などの情報発信を進めます。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者／民間事業者

2-3 利用しやすい運賃体系の検討

【事業概要】

○乗車距離に比例した通常の運賃体系のほか、路線により定額制料金の導入検討など、わかりやすく利用しやすい運賃体系について事業者と検討します。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者

2-4 バス・タクシー車両のバリアフリー化

【事業概要】

○国庫補助の仕組みを利用して、路線バス車両やタクシー車両のバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい車両による運行を行います。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者

2-5 バス路線の再編

【事業概要】

○路線バスの利用状況を踏まえながら、維持が困難な路線について、運行補助を行うほか、減便や廃止も検討される場合には代替交通を確保するなど、状況に応じて関係者と対応していきます。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／長岡市／魚沼市／十日町市／交通事業者

2-6 障がい者、運転免許証自主返納者等への支援

【事業概要】

○現行のタクシー券の交付を継続するほか、運転免許証の自主返納者などに対して、公共交通利用の増加につながるための支援を検討します。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者／民間事業者

2-7 子ども向けの公共交通利用への取り組み

【事業概要】

○鉄道や路線バス等の公共交通を利用したことがない子ども向けに、イベント時のキャンペーン乗車体験や、乗り方教室の開催などを事業者と連携して実施し、公共交通の利用促進を図ります。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者

基本目標3と連動した事業

3-1 公共交通マップの作成

【事業概要】

- 鉄道、路線バス、乗合タクシーの路線図や時刻表を総合的に掲載した「小千谷市公共交通マップ」を引き続き作成します。
- 紙媒体に加え、インターネットによる情報提供についても充実を図ります。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者

3-2 インターネット等を活用した情報提供の充実

【事業概要】

- インターネットやSNSを活用して公共交通の情報提供を行います。遅れや運休情報などは、運行事業者のホームページへのリンクや即時性のあるSNSへの誘導など、わかりやすい情報提供に努めます。
- 路線バスの位置情報は、長岡駅を発着する路線についてリアルタイムで公開されており、遅れなどが確認できることから有効に活用することで利便性が向上します。その他路線についても交通事業者と導入について検討を進めます。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者

3-3 学生を対象とした公共交通利用の取り組み

【事業概要】

- 鉄道、路線バスの利用が多い高校生に向けて、位置情報や交通事業者の SNS での情報発信の利用を促進します。
- 市内に 2 校ある高等学校への情報提供を進め、公共交通利用を促進します。

【事業期間】 令和 6 年度～10 年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者

3-4 AI デマンド交通の実証実験

【事業概要】

- 新たな公共交通の取り組みとして、AI を活用した配車やスマートフォンを活用した予約システムなど、当市の状況に合ったデマンド交通について、導入に向けた検討を行います。

【事業期間】 令和 6 年度～10 年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者

3-5 地域の特徴、資源を活かした新たな移動手段の導入検討

【事業概要】

- 既存の公共交通のほか、スクールバスや民間事業者の保有するバス車両等、公共交通ではない交通手段や人員を持つ事業者との連携や、自家用有償旅客運送制度など、あらゆる資源を活用し、地域にあった移動手段の導入を検討します。

【事業期間】 令和 6 年度～10 年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者／民間事業者

第 6 章 計画推進のために

1. 計画の評価

○計画の推進にあたっては、P D C A サイクルに従い、小千谷市地域公共交通協議会で毎年度評価します。成果指標については、毎年の現況値を「目標設定の考え方」に示す方法で収集して評価を行います。達成度が低い項目については検証を行い、目標達成に向けて関係者間で改善を進めていきます。

○小千谷市地域公共交通協議会委員構成

鉄道事業者（東日本旅客鉄道株式会社新潟支社）

バス事業者（越後交通株式会社）

タクシー事業者（小千谷ハイヤー協会）

国・県・市道管理者

公安委員会（小千谷警察署交通課）

地区協議会代表

学識経験者（交通政策）

国土交通省北陸信越運輸局交通政策部

国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局

県長岡地域振興局

連合中越地域協議会小千谷支部

小千谷市（副市長）

事務局 にぎわい交流課（公共交通担当）

地域内フィーダー系統確保維持事業(区域型)運行便数算出表

自治体名		小千谷市		事業者名		小千谷タクシー株式会社、中央タクシー株式会社		申請番号		1		運行系統名		小千谷市AIオンデマンド交通																					
														計画運行日数	143日		計画運行回数	286.0回																	
														:土曜		:日曜		:祝日																	
2025	~	2026	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	
10月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	月計	累計	
	計画運行回数																																	0	0
11月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計		
	計画運行回数																																	0	0
12月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	月計	累計	
	計画運行回数																																	0	0
1月	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	月計	累計	
	計画運行回数																																	0	0
2月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月計	累計	
	計画運行回数																																	0	0
3月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月計	累計	
	計画運行回数		2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	42	42	
4月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	月計	累計		
	計画運行回数	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	42	84		
5月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計	
	計画運行回数	2						2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2	36	120		
6月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月計	累計		
	計画運行回数	2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	44	164		
7月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	月計	累計		
	計画運行回数	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2			2	2	2	2			2	2	2	2	2	2	44	208		
8月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計		
	計画運行回数			2	2	2	2	2			2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	40	248		
9月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	月計	累計		
	計画運行回数	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	38	286		

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点
 「申請番号」「運行系統の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

小千谷市地域公共交通計画

令和6年1月

(令和7年6月 改定)

小千谷市

小千谷市地域公共交通協議会

目次

第 1 章 計画策定の目的	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画期間と対象区域	1
3. 計画の位置づけ	1
第 2 章 地域及び公共交通の現状	2
1. 人口の推移	2
2. 人口推計	2
3. 通勤・通学の状況	3
4. 公共交通の現状	5
第 3 章 公共交通の利用実態と利用者の意向	9
第 4 章 公共交通の課題及び目標	11
1. 公共交通の課題	11
2. 基本目標	12
3. 成果指標	14
第 5 章 目標達成に向けて行う事業	16
1. 事業の体系	16
2. 事業の内容	17
第 6 章 計画推進のために	24
1. 計画の評価	24

第 1 章 計画策定の目的

1. 計画策定の趣旨

当市では、平成 15（2003）年 8 月に「小千谷市生活交通確保計画」を策定し、地域公共交通の活性化と効率的な運行を確保してきました。以降、5 年ごとに計画を策定し、現行の「第 4 次小千谷市生活交通確保計画」は平成 31（2019）年度から令和 5（2023）年度までを計画期間としています。

計画では、人口減少、高齢化など地域を取り巻く環境が変化するなか、人々の移動を支える公共交通として、①市内外を結ぶ路線バスや鉄道、②市街地を回り公共交通空白地を減らし、交通結節点とつなぐ循環バス、③乗合タクシーやコミュニティバスを運行して公共交通網を充実させてきました。

しかしながら、路線バスや鉄道の利用者は減少傾向にあり、利用者の減少に伴うバス路線の減便や廃止などにより市街地と周辺地域とで公共交通の利便性の格差が生じています。

また、今後ますます進展する高齢化や、運転手不足の深刻化など、公共交通を取り巻く環境が大きく変化しています。

そこで、これらの社会状況の変化を見据えながら、まちづくりと連携した持続可能な公共交通網を構築するため、「小千谷市地域公共交通計画」を策定するものです。

2. 計画期間と対象区域

- 計画期間：令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度の 5 年間
- 対象区域：小千谷市全域

3. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第五次小千谷市総合計画」の基本理念に基づき、関連計画との整合・連携をとりながら、公共交通分野におけるマスタープランとして位置付けます。

上位計画・関連計画

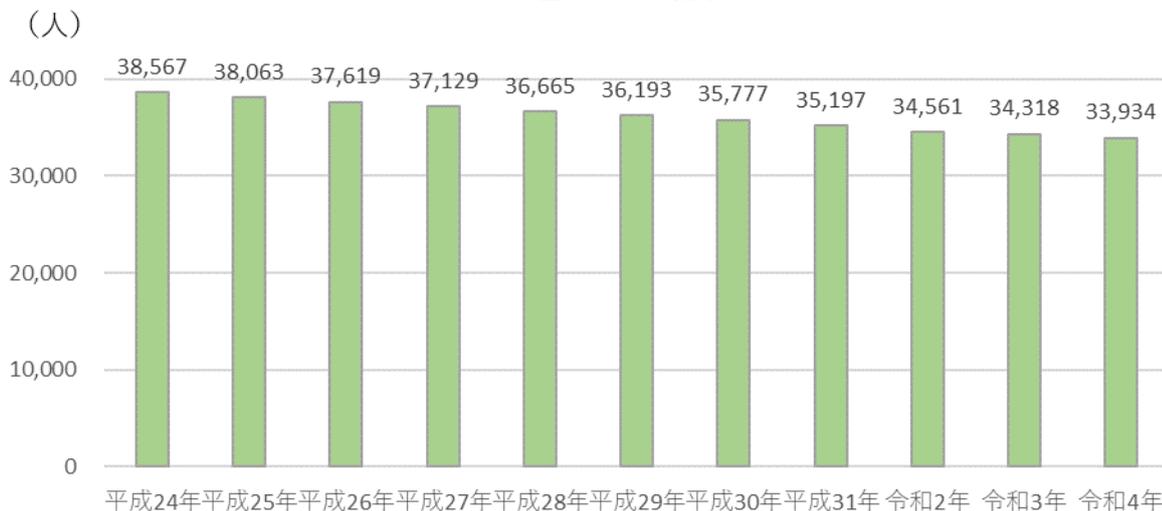
計画名	計画期間、目標年次
第五次小千谷市総合計画後期基本計画	令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度
小千谷市総合戦略	令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度
小千谷市都市計画マスタープラン	令和 12（2030）年度
小千谷市立地適正化計画	令和 22（2040）年度

第 2 章 地域及び公共交通の現状

1. 人口の推移

本市の人口は、令和 4 (2022) 年で約 33,934 人、世帯数は 12,740 世帯。5 年前の平成 29 (2017) 年と比較すると、世帯数はほぼ横ばいとなっているものの、人口は 2,000 人以上減少、1 世帯当たり人口は 2.84 人から 2.66 人と減少しています。

図 人口の推移



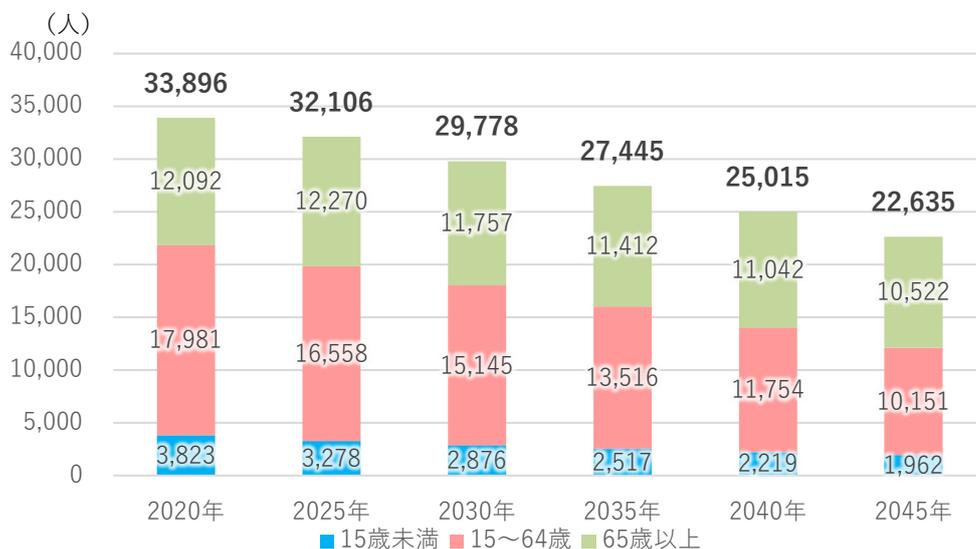
資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）

2. 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所による本市の人口推計では、本市の人口は、令和 2 (2020) 年の約 34,000 人から令和 27 (2045) 年には約 23,000 人にまで減少することが見込まれています。

また、15 歳未満の年少人口割合は、2020 年から 2045 年にかけて、11.28%から 8.67%に減少、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口割合は 53.05%から 44.85%に減少、65 歳以上の老年人口割合は 35.67%から 46.49%に増加すると見込まれています。

図 将来推計人口



※2020 年は国勢調査による実数値

3. 通勤・通学の状況

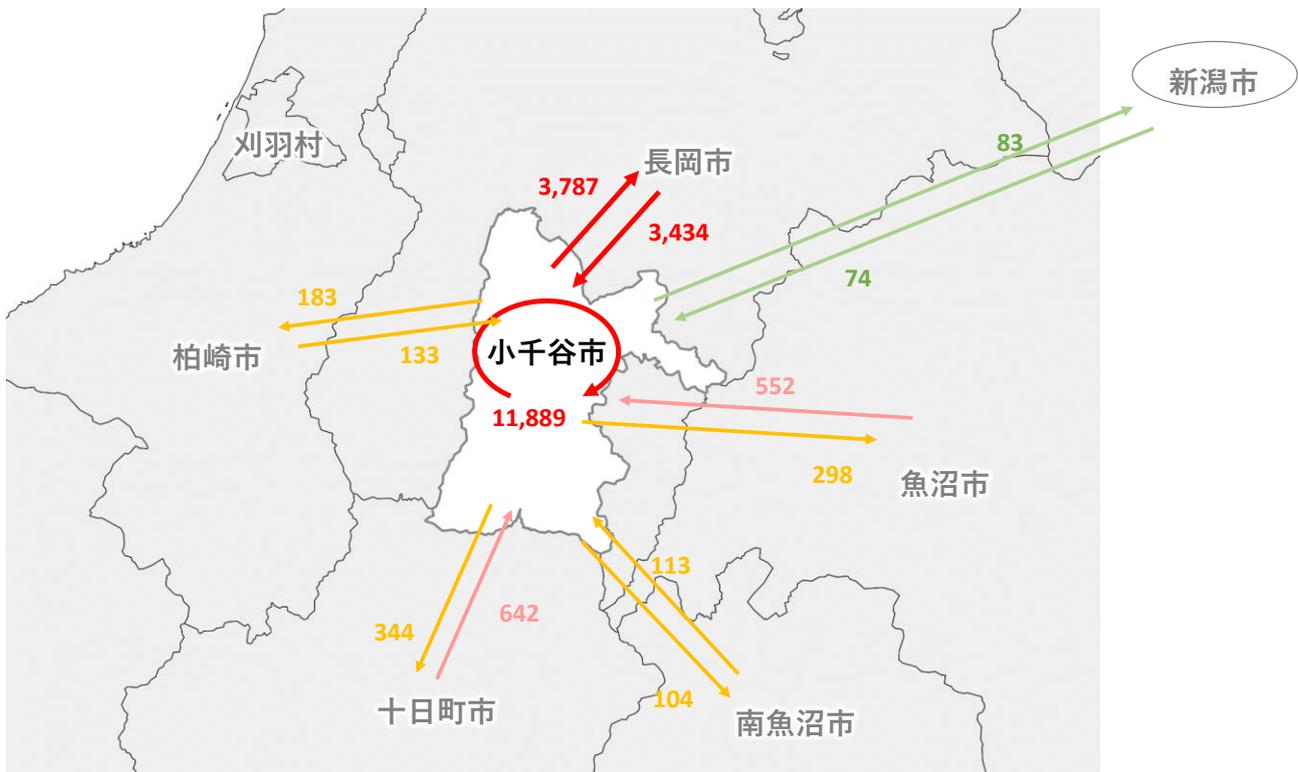
(1) 通勤の状況

市民の通勤状況は、市内の移動が最も多く、次いで長岡市との移動が多くなっています。市外から通勤する方は長岡市、十日町市、魚沼市からの移動が多くなっています。

当市や隣接する長岡市などには多くの働く場があり、市域を超えて通勤している方が多数いますが、企業の立地条件や就業時間などにより、公共交通での通勤が難しく、大半が自家用車での通勤となっています。

■通勤目的における人の動き

図 通勤目的における人の動き



凡例	
	～100
	101～500
	501～1000
	1000以上

※50人以上を表示

資料：令和2年国勢調査

(2) 通学の状況

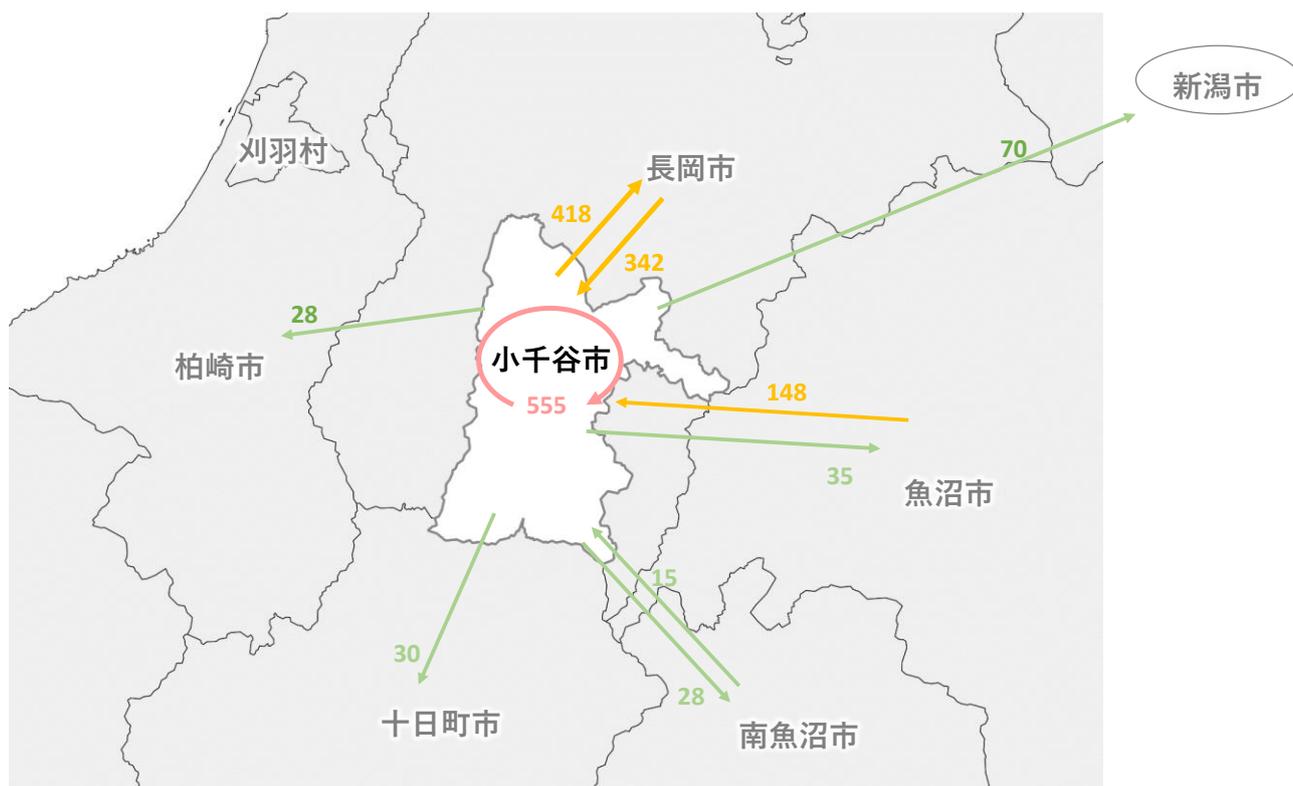
小千谷市内の移動が最も多く、次いで長岡市との移動、魚沼市からの移動が多く見られます。

小千谷高等学校、小千谷西高等学校には、市外から通う高校生が増加しています。

公共交通の利用が多い世代ですが、自転車、徒歩のほか、保護者による送迎など、公共交通以外の通学も見られます。

■通学目的における人の動き

図 通学目的における人の動き



凡例	
	～100
	101～500
	501～1000
	1000以上

※10人以上を表示

資料：令和2年国勢調査

4. 公共交通の現状

(1) 公共交通カバー率

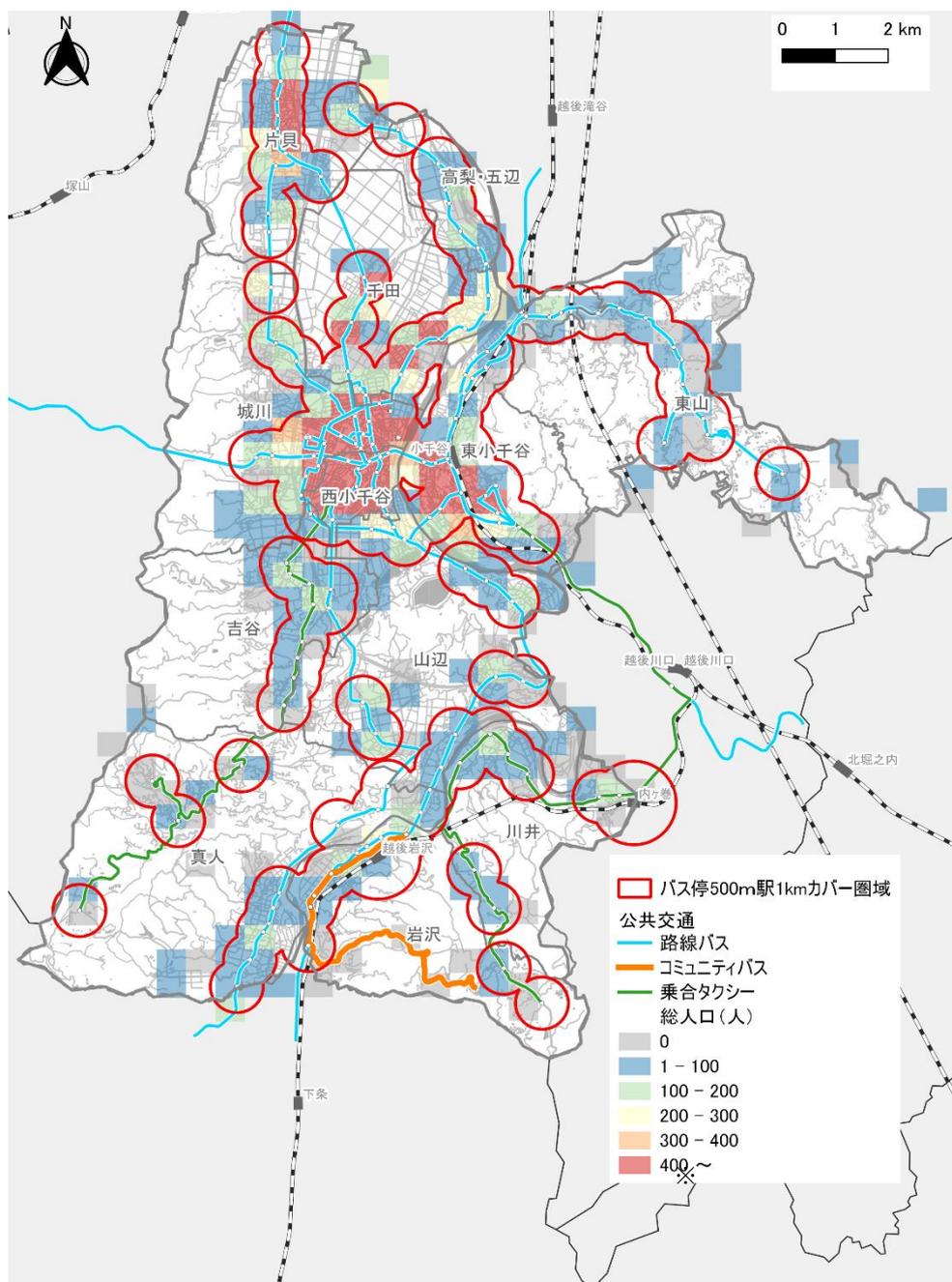
鉄道及びバス交通が利用可能な人口は約 32,000 人であり、全人口の約 92%となっています。(総務省統計局の令和 2 年国勢調査地域メッシュデータ※2 を利用して、鉄道・バス交通のカバー圏域人口を算出。その場合、カバー圏域を鉄道については駅から徒歩 1km以内、バスについてはバス停留所から徒歩 500m以内とした。)

ただし、運行本数、ダイヤは考慮していないため、利便性は地域によって異なります。

※1 カバー圏域：路線バスやコミュニティバス等の利用可能な範囲。

※2 メッシュデータ：地域を格子状に区切った単位で、その範囲における情報を格納したデータ

図 公共交通カバー圏域



資料：国土数値情報・小千谷市HP

(2) 鉄道の状況

小千谷駅の一日当たりの平均乗車人員を見ると、1,300 人前後でほぼ横ばいで推移していたものの、令和元年度より減少に転じ、令和3年度では、ピークとなる平成25(2013)年度と比較して約23%減少しています。令和4年度は1,065人と、やや回復しました。

図 一日当たりの平均乗車人員(小千谷駅)



資料：JR東日本ホームページ「各駅の乗車人員」

(3) 路線バスの状況

越後交通小千谷営業所管内の路線バス運輸状況は下記のとおりです。

バス事業年度	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4
乗降者数(人)	465,152	483,309	465,959	387,710	341,433	380,847

資料：越後交通(株) (前年10月～当年9月の集計)

市内を運行する路線バスには、小千谷市外と市内を結ぶ地域間幹線にあたる路線と、市内で完結する市街地路線があります。また、それらをつなぐ支線の役割を持つ循環線があります。は令和7年9月末に路線廃止となる予定であり、代替交通として、令和7年10月からA I オンデマンド交通の運行を開始します。

幹線路線

長岡駅前＝小千谷＝(小千谷インター)十日町線(長岡市～小千谷市～十日町市)

長岡駅前＝片貝＝小栗田(坪野)＝小千谷車庫前線(長岡市～小千谷市)

小千谷＝川西＝十日町線(小千谷市～十日町市)

小千谷＝総合体育館＝小国線(小千谷市～長岡市)

小千谷＝川口＝小出線(南越後観光バス運行)(小千谷市～長岡市～魚沼市)

市街地路線

小千谷車庫前＝三仏生＝北五辺(池津)線

(4) 循環バスAI オンデマンド交通の状況

平成29年の小千谷総合病院開院に合わせて開始した循環バスですが、平日は内回り、外回り4便ずつの8便が運行されています。主体日は6便が運行されています。

高齢者等の移動支援対策、令和7年9月末に廃止となる循環バスの代替交通として、10月からAI オンデマンド交通の運行を開始します。

【運行区域】

- ・西小千谷地区 土川、上ノ山、本町、平成、稲荷町、元町、日吉、船岡、栄町
- ・東小千谷地区 蕨生、東栄、元中子、信濃町、山寺、旭町、木津町、木津団地、津山町、横渡
- ・山辺地区 山本、西中
- ・城川地区 千谷川、城内、時水、桜町、両新田、藪川、平沢、若葉

年度	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4
乗降者数(人)	23,768	19,048	19,343	15,253	13,346	13,734
1便平均利用者数	5.46	6.97	7.05	5.57	4.88	5.03

平成29年度は12便が運行

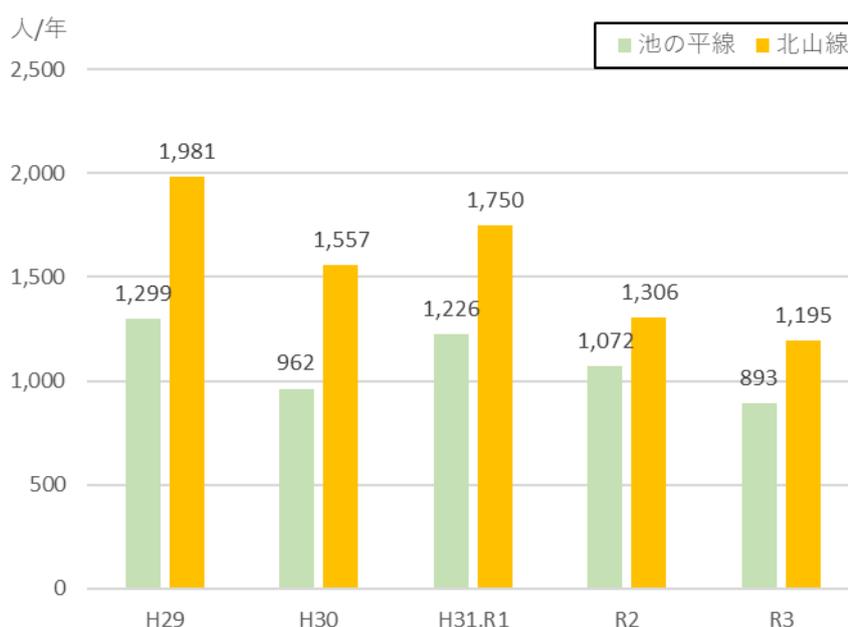
(5) 乗合タクシーの状況

池の平線は平成21年度から、北山線は平成29年度から現在の体制で運行されています。

利用者数は、池の平線、北山線とも減少傾向で推移し、路線バスと同様、新型コロナウイルスの感染拡大により令和2(2020)年度以降の減少が顕著となっています。

令和5(2023)年度から廃止になったバス路線を引き継いで東山地区を運行する塩谷線が運行されています。車両が小型化したため、これまで大型バスでは入ることができなかった地区にも枝線として運行されています。

図 乗合タクシーの年間利用者数



(6) コミュニティバスの状況

平成 16 (2004) 年から岩沢地区に配置しているコミュニティバスは、当初は廃止路線バスの代替として運行しましたが、沿線人口の減少から現在では間合い利用がほとんどを占めていますが、地域の足として主に高齢者から利用されています。

真人地区においてもコミュニティバス利用の機運が高まりつつあり、実証実験を行いながら地域のニーズを確認していくことにしています。

【地域公共交通の確保維持の必要性】

鉄道

当市と近隣市町村、首都圏を結び、速達性のある交通手段として、広域の移動ニーズや、通勤・通学といった日常の移動を引き続き確保し、利便性を維持します。

路線バス

幹線系統は、長岡市、魚沼市、十日町市中心部と連絡し、通学や買い物、通院の日常生活行動のほか、観光・ビジネス等多様な目的での移動を想定し、路線の利便性を維持します。

一方、自治体や交通事業者の運営努力だけでは路線維持は困難なことから、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）により運行を確保・維持する必要があります。

支線は、市内指定された区域を循環運行しながら鉄道、幹線系統が多く接続する小千谷総合病院、本町中央と接続し、乗り換えによる広域移動にも対応することから、幹線系統を補完する役割があり、その役割を維持します。

一方、自治体や交通事業者の運営努力だけでは路線維持は困難なことから、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）により運行を確保・維持する必要があります。

市街地路線は、市内中心部から郊外に向けて通学や買い物、通院の日常生活行動に利用されている路線です。沿線地区の日常の移動を引き続き確保し、地域の移動手段を維持します。

乗合タクシー・コミュニティバス

乗合タクシー、コミュニティバスは、路線バスの代替交通として市内山間地と中心部を結ぶなど、地域の足として利用されています。地域の人口減少に伴い、利用者数が減少することが予想されており、運行方法の見直しなどを行いながら、路線を維持します。

第 3 章 公共交通の利用実態と利用者の意向

本計画の策定にあたり、市民アンケート、高校生アンケート、利用者アンケート、事業者ヒアリング、乗合タクシー意見交換会を実施し、市内公共交通の利用実態や移動ニーズを把握しました。令和 4 (2022) 年度に実施した各種調査結果について下記にまとめています。

【市民アンケート概要】

対象者 18 歳以上 80 歳未満の市民から無作為に抽出した 1,000 世帯 2,000 人 (世帯あたり 2 人)
回答数 936 件 (回収率 46.8%)

【市民アンケート結果より抽出した実態】

- ・運転免許保有状況は 81.9%、返納者は 3.1%
 - ・運転免許返納に対する考えを確認したところ、将来的には返納を考えている人は 30.2%、今のところ考えていない人が 50.7%
 - ・返納しようと思う年齢の目安は 80 歳以降が最も多く、45.0%、75~80 歳ごろが 41.4%と、90%近くの方が後期高齢者になるまで運転免許を所持していきたい傾向が高い。
 - ・高齢の回答者に対して、免許返納後に利用したい主な移動手段を確認したところ、路線バスが 37.2%と最も多く、次いで家族の送迎、タクシーと続いた。
 - ・利用交通手段：どの目的においても、自家用車（自分で運転）が多い。公共交通では路線バスでの移動が比較的多く、特に通院における利用が多い。
 - ・目的地：市内中心部や長岡市への移動が多い。
 - ・利用状況：路線バスは、買い物や通院など日常生活の利用が多く、鉄道は余暇活動利用が多い。
 - ・免許返納しない理由：主な理由では、仕事上の必要性や運転への支障を理由とした未返納よりも、日常生活上の移動手段に不安を感じた未返納が多い。
 - ・望ましい公共交通施策：「免許返納者への移動支援・拡充」や「路線バスのデマンド交通、乗合タクシー・コミュニティバスへの切り替え」、「公共交通共通乗車券」、「使い方のわかるパンフレット」等に対しニーズが高い。
- ⇒自家用車の利用がほとんどであり、公共交通を使う人が少ない。
⇒高齢に伴う免許返納後など、自家用車を利用できなくなった時に公共交通が必要。

【高校生アンケート概要】

対象者 市内高等学校に在学する 1、2 年生 760 人
回答数 324 件 (回収率 42.6%)

【高校生アンケート結果より抽出した実態】

- ・回答者の約 60%が市外から通学する生徒であり、市内から通学する生徒は約 40%であった。
- ・交通手段：鉄道や路線バスによる通学が多い。特に小千谷高等学校は複数回答ではあるが、鉄道利用者が 63.9%、路線バス利用者が 22.1%、家族による送迎が 59.6%となった。小千谷西高等学校

は、鉄道利用者が 31.9%、路線バス利用者が 56.0%、家族による送迎が 52.6%となった。学校の立地により、便利な交通手段を選択している様子が見えてくる。

- ・望ましい公共交通施策：「駅やバス停の待合環境の改善」や「公共交通の情報をまとめたホームページやアプリの作成」、「公共交通の使い方がわかるパンフレットの作成」等に対しニーズが高い。
- ・公共交通利用者からは運行本数の少なさに対する意見があるとともに、上越線の車両数が少なく、時間帯によっては乗りきれないとの意見もあった。

【利用者アンケート概要】

対象者 路線バス利用者 平日 130 人、休日 192 人から直接聴取

【利用者アンケートから抽出した実態】

- ・目的：「通勤」、「通学」が多い。
 - ・乗り継ぎ：どの交通手段でも「乗り継ぎなし」が最も多い。
 - ・満足度：運行本数や運行時間に対する不満度が各路線ともに高い。
 - ・望ましい公共交通策：「公共交通の情報をまとめたホームページやアプリ」や「鉄道駅やバス停などの待合環境の整備」実際の利用者の声であり、必要性が高い項目と考えられる。
- ⇒路線バス運行の見直し、情報発信が必要

【事業者ヒアリング】

鉄道・バス・タクシー事業者への聞き取り調査を行った。

【事業者から聞き取った主な課題・意見等】

- ・交通事業者では運転士不足・高齢化が問題
 - ・路線バスと鉄道の並走など、地域公共交通の見直しが必要
 - ・新規運転士の募集を常に行っているが、希望者が集まっていない。
 - ・コロナ感染症拡大による利用者減少や、燃料の高騰など維持費も増加
- ⇒交通事業者との連携強化が必要

第 4 章 公共交通の課題及び目標

1. 公共交通の課題

第 4 次小千谷市生活交通確保計画における引き続きの課題

- 小千谷駅を市民がより利用しやすく、また県内外あるいはインバウンドの観光客等多くの方から利用していただくために、観光分野と連携し、現在の運行本数の維持や上越新幹線とのスムーズな接続を確保することが必要です。
- 路線バスは、どの路線も利用者が減少していることから、路線の維持のために利用者の視点と利用実態を踏まえたダイヤ改正や効率的な運行に向けた検討が必要です。
- 教育委員会と連携して、スクールバスの運行方法、混乗等について検討する必要があります。

社会情勢等からの課題

- 人口減少・少子高齢化に伴い、公共交通利用者数が減少していくため、より一層の利用促進を図っていく必要があります。また、免許返納などで、自家用車の利用ができなくなることに伴い、公共交通利用者になる高齢者が多くなることが予想されるため、駅やバス停、バス車両等のバリアフリー化など利用環境の改善を図っていく必要があります。
- 地区によってはバス路線、乗合タクシー路線があっても運行本数が少なく、公共交通を利用しづらい状況になっています。
- 公共交通空白地に対する公共交通の整備など、どこに住んでいても公共交通サービスを受けることができる環境整備が必要です。
- スマートフォンの普及やA I（人工知能）技術の発展に伴い、公共交通分野における新たなサービスが生まれており、地域特性に合った効率的な運行ができる可能性が広がっているため、その活用を進めていく必要があります。

アンケートから抽出した課題

- 高校生の回答からは、「公共交通の情報をまとめたホームページやアプリ」や「鉄道駅やバス停などの待合環境の整備」の意見が見られ、高校生に限らず公共交通利用者への情報提供の必要性や利用環境の充実が求められています。
- 買い物などの目的地には隣接する長岡市とした回答が多く、通学利用も市外との行き来が多いことから、近隣市や交通事業者と連携して広域的な公共交通網を維持し、利用しやすい公共交通を目指す必要があります。

2. 基本目標

基本目標1

中心市街地と周辺地域の活性化に資する公共交通網の維持・構築（鉄道・バス路線の維持）

- 中心市街地と周辺地域を結ぶ公共交通網を維持し、どこに住んでいても移動可能な交通手段を維持・確保します。
- 市内外を結ぶ公共交通網を維持し、通勤、通学や観光客の利便性を維持・確保します。
- 高校生等の通学に便利な公共交通網を維持し、行きたい高校に通える交通手段を維持・確保します。

基本目標2

誰もが使いやすく、持続可能な公共交通サービスの確保（交通事業者との連携・バリアフリー化）

- 乗務員の不足など、交通事業者の事情にも配慮しながら、公共交通の一層の利用促進や適正な交通手段の確保により持続可能な公共交通サービスの確保を目指します。
- 小千谷駅やバス停留所、近接する公共施設等のバリアフリー化により、誰もが使いやすく、出かけやすいまちづくりを進めます。

基本目標3

情報通信技術の活用による利用促進と新たな公共交通の検討（情報提供、新たな交通手段の検討）

- 公共交通に関する情報のWebでの提供や、情報発信手段の多様化により、わかりやすく利用しやすい公共交通を目指します。
- AIを活用したデマンド交通など、新たな技術により、効率的な運行ができる公共交通サービスの提供に向けた検討、実証実験などに交通事業者と取り組みます。

※基本目標 1 に掲げた公共交通網の役割区分は下記のとおりです。

○鉄道

幹線の役割があり、市外または県外への移動のニーズに応える。

○路線バス

下表の区分により、市内と市外を結ぶ幹線または支線の役割を果たす。

区分	役割	路線名	実施主体
幹線	鉄道を補完し、当市と近隣市を結ぶ路線を位置づける。 地域間幹線系統 (国庫補助対象路線)	長岡駅前＝小千谷＝(小千谷インター)十日町線	交通事業者
		長岡駅前＝片貝＝小栗田(坪野)＝小千谷車庫前線	
		小千谷＝川西＝十日町線	
		小千谷＝総合体育館＝小国線	
		小千谷＝川口＝小出線(南越後観光バス運行)	
支線	市内各地区と幹線を結ぶバス路線を位置づける 地域内フィーダー系統 (国庫補助対象路線)	循環線(内回り、外回り)－A I オンデマンド交通	交通事業者
市街地路線	県補助対象路線	小千谷車庫前＝三仏生＝北五辺(池津)線	交通事業者

○乗合タクシー、コミュニティバス

人口減少に伴う小規模な輸送需要に対応し、路線バスの補完や地域内移動ニーズに応える。

3. 成果指標

現況値：令和4年度、目標値：令和10年度

指標	現況値及び目標値	指標の算定方法	目標設定の考え方	基本目標		
				1	2	3
路線バス運行系統数	現況値 9 路線 目標値 9 路線	市内を運行する路線を系統毎に合計	市内外を結ぶ路線について維持することで利便性を保ちます。	●		
路線バス利用者数	現況値 380,847人 366,234人 目標値 385,000人 370,000人	越後交通調べ小千谷乗り入れ路線利用者合計 (前年度10月～当年度9月)	現状より利用者を減少させないことを目指します。	●	●	
路線バス収支	現況値 31.8～54.3% 平均 46.2% 目標値 平均 46.2%以上	バス事業者の実績値 (前年度10月～当年度9月)	平均を下回る路線の収支率改善に取り組み目標達成を目指します。	●	●	
公共交通に係る市の財政負担額 (A I オンデマンド交通除く)	現況値 36,213千円 25,832千円 目標値 36,000千円 25,000千円	公共交通運行に係る補助金の額	収支率改善等により、市負担額を維持します。	●	●	
A I オンデマンド交通利用者数	令和7年10月運行開始 目標値 12,000人	利用者数	令和7年9月末に廃止となる循環線と比較し、利用者数の維持を目指します。	●	●	
A I オンデマンド交通収支	令和7年10月運行開始 目標値 10.06%	運行収入/運行経費	利用促進を図り、収支率の目標達成を目指します。	●	●	
公共交通に係る市の財政負担額 (A I オンデマンド交通)	令和7年10月運行開始 目標値 53,643千円	A I オンデマンド交通に係る補助金の額	収支率改善等により、市負担額を維持します。	●	●	
小千谷駅利用者数	現況値 2,130人 目標値 2,200人	J R 東日本調べ乗車人数を2倍した数値	各種事業により利用者数を維持することで利便性を保ちます。	●	●	●
乗合タクシー利用者数	現況値 2,636人 目標値 6,600人	利用者数 (令和5年度から塩谷線が運行開始)	運行方法見直し等により沿線住民の交通手段を維持します。	●	●	
乗合タクシー収支率	現況値 6.0% 目標値 8.0%	2路線合計 (令和5年度から3路線で計測)	運行方法見直し等により乗合率を高め、収支率を改善します。	●	●	
公共交通の満足度	現況値 11.7% 目標値 30.0%	アンケート調査による	さまざまな機会を捉えて利用者の声を改善につなげます。	●	●	●
小千谷駅周辺地区のバリアフリー整備	現況値 未整備	整備進捗状況	誰もが使いやすい駅環境整備により利用		●	

	目標値 整備完了に向けた工程確定		者増につなげます。			
公共交通空白地の解消	現況値 92% 目標値 95%	鉄道駅から 1km、停留所から 500m圏内在住人口 (国勢調査数値)	住んでいる場所に関わらず、公共交通を利用できる環境を整えます。	●		●
公共交通に関する情報提供手段	現況値 ー 目標値 手段 2、発信数週 1 件以上	増加した手段、発信数、フォロワー数	公共交通に関する情報を広く提供して利用拡大につなげます。			●
新たな公共交通サービスの検討・実現	現況値 検討 目標値 事業実施	検討状況、実現状況	時代に適応した交通手段の変化に対応します。			●

第 5 章 目標達成に向けて行う事業

1. 事業の体系

基本目標	事業内容		事業主体
基本目標 1 中心市街地と 周辺地域の活 性化に資する 公共交通網の 維持・構築	1-1	公共交通の運行	地域公共交通協議会／小千谷市／長岡市／魚沼市／十日町市／交通事業者
	1-2	路線バスの利便性向上	地域公共交通協議会／小千谷市／越後交通／南越後観光バス／道路管理者
	1-3	乗合タクシーの利便性向上	地域公共交通協議会／小千谷市／小千谷ハイヤー協会
	1-4	上越線利用促進	地域公共交通協議会／小千谷市／JR東日本／越後交通／南越後観光バス
	1-5	飯山線利用促進	地域公共交通協議会／小千谷市／JR東日本／飯山線沿線地域活性化協議会
	1-6	路線バス利用促進	地域公共交通協議会／小千谷市／越後交通／南越後観光バス／民間事業者
	1-7	高速バス利用促進	地域公共交通協議会／小千谷市／越後交通／アイ・ケーアライアンス
	1-8	交通結節点の整備・改善	地域公共交通協議会／小千谷市／道路管理者／民間事業者
	1-9	公共交通空白地の解消	地域公共交通協議会／小千谷市／小千谷ハイヤー協会／ 地域団体
	1-10	バス・鉄道・タクシーの連携強化	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
	1-11	近隣自治体との連携強化	地域公共交通協議会／小千谷市／長岡地域定住自立圏（長岡市、見附市、出雲崎町）／魚沼市／十日町市／新潟県
	1-12	地域公共交通協議会の運営	地域公共交通協議会／小千谷市
基本目標 2 誰もが使いや すく、持続可 能な公共交通 サービスの確 保	2-1	小千谷駅のバリアフリー化	地域公共交通協議会／小千谷市／JR東日本／新潟県
	2-2	駅・停留所環境の改善	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者／民間事業者
	2-3	利用しやすい運賃体系の検討	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
	2-4	バス・タクシー車両のバリアフリー化	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
	2-5	バス路線の再編	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
	2-6	障がい者、運転免許証自主返納者等への支援	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者／民間事業者
	2-7	子ども向けの公共交通利用への取り組み	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
基本目標 3 情報通信技術 の活用による 利用促進と新 たな公共交通 の検討	3-1	公共交通マップの作成	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
	3-2	インターネット等を活用した情報提供の充実	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
	3-3	学生を対象とした公共交通利用の取り組み	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
	3-4	A I デマンド交通の実証実験	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者
	3-5	地域の特色、資源を活かした新たな移動手段の導入検討	地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者／民間事業者

2. 事業の内容

基本目標1と連動した事業

1-1 公共交通の運行

【事業概要】

○公共交通を運行するとともに、継続的に改善を行います。バス路線については、自治体をまたぐ路線が多いことから、運行継続にあたっては近隣自治体と連携して取り組みます。

※公共交通とは、JR東日本、民間路線バス、乗合タクシー、コミュニティバス、タクシーを位置付けます。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／長岡市／魚沼市／十日町市／交通事業者

1-2 路線バスの利便性向上

【事業概要】

○運行地域や利用者の意見を聞きながら、近隣市をつなぐ幹線系統を維持することで、わかりやすく使いやすい公共交通を目指します。

○バスが運行する道路については、通常期の道路維持体制のほか、冬期の運行を確保するため、除雪体制の維持など、定時運行に向けて協力して取り組みます。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／越後交通／南越後観光バス／道路管理者

1-3 乗合タクシーの利便性向上

【事業概要】

○運行地域や利用者の意見を聞きながら、より良い運行経路、停留所を検討します。運行ダイヤも含めて柔軟に対応することで、利便性を向上しながら利用者の増加を目指します。

○乗り合いタクシーが運行する道路については、通常期の道路維持体制のほか、冬期の運行を確保するため、除雪体制の維持など、定時運行に向けて協力して取り組みます。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／小千谷ハイヤー協会

1-4 上越線利用促進

【事業概要】

- 上越線小千谷駅は通勤、通学に広く利用されています。事業者と連携して鉄道の利便性、速達性をPRしながら引き続き利用促進に努めます。
- 観光客が利用しやすいよう、現在の運行本数の維持や上越新幹線とのスムーズな接続を確保します。
- 小千谷駅北駐車場について、設置目的に沿って利用者が使いやすい駐車場を維持、整備します。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／JR東日本／越後交通／南越後観光バス

1-5 飯山線利用促進

【事業概要】

- 飯山線内ヶ巻駅、越後岩沢駅の周辺環境を地域と共に維持し、住民に利用を促進します。
- 飯山線沿線地域活性化協議会と連携して、利用促進キャンペーンやイベント開催に協力します。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／JR東日本／飯山線沿線地域活性化協議会

1-6 路線バス利用促進

【事業概要】

- 路線バスを利用したことがない方向けに公共交通の利点や安全性、環境への配慮などを事業者と連携してPRして路線バス利用促進を図ります。
- 路線バスを利用したお出かけ、買い物などを促進して、公共交通を利用した高齢者の外出機会の増加を促進します。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／越後交通／南越後観光バス／民間事業者

1-7 高速バス利用促進

【事業概要】

- 乗り換えなしで新潟市、または東京都まで直行できる利便性をPRして、高速バスの利用促進を図ります。
- 高速バス利用者のために整備した、小千谷インターチェンジ駐車場の維持管理を継続します。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／越後交通／アイ・ケーアライアンス

1-8 交通結節点の整備・改善

【事業概要】

○路線バスが多く発着する本町中央バス停、小千谷総合病院バス停を交通結節点と位置づけ、待合環境の整備などを行います。また、本町の図書館等複合施設利用者の利便性向上も合わせて図ります。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／道路管理者／民間事業者

1-9 公共交通空白地の解消

【事業概要】

○公共交通空白地を解消し、公共交通を利用できる市民を増やすため、乗合タクシーの運行経路見直しやコミュニティバスの活用などを行います。また、タクシーを活用した公共交通の実証実験などを通じて公共交通空白地の解消の手法を探ります。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／小千谷ハイヤー協会／**地域団体**

1-10 バス・鉄道・タクシーの連携強化

【事業概要】

○小千谷駅から二次交通への乗り継ぎをスムーズにするため、小千谷駅前バス停の活用や、運行ダイヤ、乗り継ぎ情報の案内などを行います。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者

1-11 近隣自治体との連携強化

【事業概要】

○鉄道、バス路線は、近隣自治体との移動の自由に不可欠であるため、県を含めた近隣自治体と、定住自立圏などの枠組みを利用して連携を行い、路線の維持・確保を行うことで、市民の利便性の維

持・向上を行います。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／長岡地域定住自立圏（長岡市、見附市、出雲崎町）／魚沼市／十日町市／新潟県

1-12 地域公共交通協議会の運営

【事業概要】

- 交通事業者、道路管理者、公共交通利用者、行政等の連携を進め、公共交通の安定した運行と利用者の増加を目指します。
- 新たな交通手段の実証実験、導入に際し、専門的な観点から評価を行い、導入可能性について検討します。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市

基本目標2と連動した事業

2-1 小千谷駅のバリアフリー化

【事業概要】

- 小千谷駅及び駅前広場のバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい駅、鉄道となるよう、整備を進めていきます。
- 実施に当たっては、国庫補助の枠組みを利用し、費用負担を抑えながら事業を実施します。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／JR東日本／新潟県

2-2 駅・停留所環境の改善

【事業概要】

- 駅や停留所のバリアフリー化、地域が所有・管理する待合施設の整備補助、わかりやすい行き先の表示などの情報発信を進めます。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者／民間事業者

2-3 利用しやすい運賃体系の検討

【事業概要】

○乗車距離に比例した通常の運賃体系のほか、路線により定額制料金の導入検討など、わかりやすく利用しやすい運賃体系について事業者と検討します。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者

2-4 バス・タクシー車両のバリアフリー化

【事業概要】

○国庫補助の仕組みを利用して、路線バス車両やタクシー車両のバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい車両による運行を行います。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者

2-5 バス路線の再編

【事業概要】

○路線バスの利用状況を踏まえながら、維持が困難な路線について、運行補助を行うほか、減便や廃止も検討される場合には代替交通を確保するなど、状況に応じて関係者と対応していきます。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／長岡市／魚沼市／十日町市／交通事業者

2-6 障がい者、運転免許証自主返納者等への支援

【事業概要】

○現行のタクシー券の交付を継続するほか、運転免許証の自主返納者などに対して、公共交通利用の増加につながるための支援を検討します。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者／民間事業者

2-7 子ども向けの公共交通利用への取り組み

【事業概要】

○鉄道や路線バス等の公共交通を利用したことがない子ども向けに、イベント時のキャンペーン乗車体験や、乗り方教室の開催などを事業者と連携して実施し、公共交通の利用促進を図ります。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者

基本目標3と連動した事業

3-1 公共交通マップの作成

【事業概要】

- 鉄道、路線バス、乗合タクシーの路線図や時刻表を総合的に掲載した「小千谷市公共交通マップ」を引き続き作成します。
- 紙媒体に加え、インターネットによる情報提供についても充実を図ります。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者

3-2 インターネット等を活用した情報提供の充実

【事業概要】

- インターネットやSNSを活用して公共交通の情報提供を行います。遅れや運休情報などは、運行事業者のホームページへのリンクや即時性のあるSNSへの誘導など、わかりやすい情報提供に努めます。
- 路線バスの位置情報は、長岡駅を発着する路線についてリアルタイムで公開されており、遅れなどが確認できることから有効に活用することで利便性が向上します。その他路線についても交通事業者と導入について検討を進めます。

【事業期間】 令和6年度～10年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者

3-3 学生を対象とした公共交通利用の取り組み

【事業概要】

- 鉄道、路線バスの利用が多い高校生に向けて、位置情報や交通事業者の SNS での情報発信の利用を促進します。
- 市内に 2 校ある高等学校への情報提供を進め、公共交通利用を促進します。

【事業期間】 令和 6 年度～10 年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者

3-4 AI デマンド交通の実証実験

【事業概要】

- 新たな公共交通の取り組みとして、AI を活用した配車やスマートフォンを活用した予約システムなど、当市の状況に合ったデマンド交通について、導入に向けた検討を行います。

【事業期間】 令和 6 年度～10 年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者

3-5 地域の特徴、資源を活かした新たな移動手段の導入検討

【事業概要】

- 既存の公共交通のほか、スクールバスや民間事業者の保有するバス車両等、公共交通ではない交通手段や人員を持つ事業者との連携や、自家用有償旅客運送制度など、あらゆる資源を活用し、地域にあった移動手段の導入を検討します。

【事業期間】 令和 6 年度～10 年度

【事業主体】 地域公共交通協議会／小千谷市／交通事業者／民間事業者

第 6 章 計画推進のために

1. 計画の評価

○計画の推進にあたっては、P D C A サイクルに従い、小千谷市地域公共交通協議会で毎年度評価します。成果指標については、毎年の現況値を「目標設定の考え方」に示す方法で収集して評価を行います。達成度が低い項目については検証を行い、目標達成に向けて関係者間で改善を進めていきます。

○小千谷市地域公共交通協議会委員構成

鉄道事業者（東日本旅客鉄道株式会社新潟支社）

バス事業者（越後交通株式会社）

タクシー事業者（小千谷ハイヤー協会）

国・県・市道管理者

公安委員会（小千谷警察署交通課）

地区協議会代表

学識経験者（交通政策）

国土交通省北陸信越運輸局交通政策部

国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局

県長岡地域振興局

連合中越地域協議会小千谷支部

小千谷市（副市長）

事務局 にぎわい交流課（公共交通担当）

小千谷市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約（案）

1 改正理由

令和5年10月1日の改正道路運送法の施行に伴い、これまで一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定または変更の協議は「地域公共交通協議会」で行うこととされていたが、「地域公共交通協議会」ではなく、新たに道路運送法第9条第4項で規定する協議会において、必要な措置を講じた上で運賃及び料金の協議を行うこととなった。

2 改正内容

- 第3条（業務）から乗合旅客運送の「運賃、料金」に関するものを削除
- 第11条（分科会）を運賃・料金を含め、協議会での協議事項全般について設置できるように明記

3 新旧対照表

別紙のとおり

小千谷市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約 新旧対照表

改正案	現行
<p>(業務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づき、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等の協議に関する事。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(分科会)</p> <p>第11条 協議会は、<u>第3条各号に掲げる事項及び運賃・料金の設定又は変更に関する事項について、分科会を設置することができる。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づき、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等の協議に関する事。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(分科会)</p> <p>第11条 協議会は、<u>協議会の運営に必要な事項を処理するにあたり、分科会を設置することができる。</u></p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規約は、令和7年6月 日から施行する。

小千谷市地域公共交通協議会規約（改正案）

（名称）

第1条 この会の名称は、小千谷市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号（以下「法」という。））第1条に規定する目的を達成すること、及び地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

（業務）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等の協議に関すること。
- (3) 道路運送法に基づき、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (4) 協議会の運営に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認めること。

（事務所）

第4条 協議会の事務所は、小千谷市城内1丁目13番20号小千谷市役所分庁舎内に置く。

（組織）

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（役員）

第6条 協議会に、次の委員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

- 2 会長は、小千谷市副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は、会長が指名する学識経験者とする。
- 4 監査員は、会長が委員の中から任命する。
- 5 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることができない。

(役員 の 職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告する。

(委員 の 任期)

第8条 委員の任期は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める期間とする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び法人その他の団体の役員 その職にある期間
- (2) 前号に規定する委員以外の委員 2年とする。ただし、欠員等により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、小千谷市にぎわい交流課内に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議 の 運営)

第10条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 4 前項の規定により報告があったときは、欠席をする委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の決議の方法は、出席委員の総意で決することとする。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円

滑な会議の運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、若しくは助言等を求めることができる。

8 協議会は、会長の判断により、書面または Web 会議システムによる開催とすることができる。

(分科会)

第 1 1 条 協議会は、第 3 条各号に掲げる事項及び運賃・料金の設定又は変更に関する事項について、協議会の運営に必要な事項を処理するにあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第 1 2 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

2 協議会の予算は、小千谷市その他の団体等の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。

3 会長は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

4 会計年度の中途において既定予算に補正の必要が生じたときは、会長はこれを調製し、協議会の承認を受けなければならない。

5 歳入歳出予算の執行は、会長の権限とする。

6 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を得るものとする。

7 協議会の出納は、会長が行うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 1 3 条 委員等は、会議に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等は、小千谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 1 年小千谷市条例第 1 1 号）の例

による。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長がこれを清算する。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、令和4年4月13日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年6月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和7年6月 日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	委員
法第6条第2 項第1号の委員	小千谷市副市長
法第6条第2 項第2号の委員	越後交通株式会社 小千谷営業所長 小千谷ハイヤー協会 事務局長 東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 総務部企画戦略室長 国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長 新潟県長岡地域振興局 地域整備部 計画調整課長 小千谷市 建設課長
法第6条第2 項第3号の委員	新潟県小千谷警察署 交通課長 西小千谷地区町内会長協議会長 東小千谷地区町内会長協議会長 真人地区町内会長協議会長 片貝町協議会長 学識経験者 国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長 国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局 首席運輸企画専門官 新潟県長岡地域振興局 地域振興監 日本労働組合総連合会新潟県連合会 中越地域協議会小千谷支部 事務局長

運賃協議分科会設置要綱

(目的)

第1条 運賃協議分科会（以下「分科会」という。）は、小千谷市地域公共交通協議会第11条第1項の規定に基づき、道路運送法（昭和26年法律第183号（以下「法」という。））第9条第4項に規定される、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線または営業区域に係る運賃等について協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第2条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃等に関する事項
- (2) その他分科会が必要と認める事項

(分科会の構成員)

第3条 分科会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(分科会の運営)

第4条 分科会に会長をおく。

- 2 会長は、小千谷市副市長をもって充てる。
- 3 分科会は、会長が招集し、議長となる。
- 4 分科会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 5 委員は、都合により分科会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 6 前項の規定により報告があったときは、欠席をする委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 7 会議の決議の方法は、出席委員の総意で決することとする。
- 8 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 9 分科会は、会長の判断により、書面またはWeb会議システムによる開催とすることができる。

(事務局)

第5条 分科会は、分科会の運営に関する事務を行うため、小千谷市にぎわい交流課内に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月 日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	委員
法第9条第4項第1号の委員	小千谷市副市長
法第9条第4項第2号の委員	運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
法第9条第4項第3号の委員	国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
法第9条第4項第4号の委員	西小千谷地区町内会長協議会長 東小千谷地区町内会長協議会長 真人地区町内会長協議会長 片貝町協議会長

A I オンデマンド交通の路線バス停留所への駐停車について

1. 協議内容

路線バスの停留所半径 10mの場所は、路線バス以外は駐停車が禁止となっていますが、令和 2 年の道路交通法の改正により、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の関係のある者が合意し、その旨を公安委員会が公示した場合については、路線バス停留所への駐停車が可能となりました。

A I オンデマンド交通の乗降ポイントのうち、路線バス停留所付近に設置することが、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用である場所について、関係者の合意をいただき、公安委員会へ届出を行いたいものです。

なお、本件に係る関係者からは事前に合意をいただいております、以下の内容で公安委員会へ提出することについて協議をお願いするものです。

2. 合意内容

別紙のとおり（資料 7—2）

令和 7 年 月 日

越後交通株式会社

代表取締役 伊比 久

南越後観光バス株式会社

代表取締役社長 塩入 誠司

新潟県公安委員会委員長 斎藤 良人

小千谷市長 宮崎 悦男

北陸信越運輸局長 佐橋 真人

小千谷市内の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、小千谷市内の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

記

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場の名称
- ・ 本町中央（小千谷駅角方面）
 - ・ 本町中央（小千谷総合病院方面）
 - ・ 栄町中央（小千谷総合病院方面）
 - ・ 東栄 2 丁目（小千谷駅角方面）
 - ・ 小千谷駅前
 - ・ 木津（小千谷総合病院方面）
 - ・ 大原入口（小千谷総合病院方面）
 - ・ 小千谷総合病院

- 2 1 に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

運行事業者	事業形態	事業
小千谷タクシー株式会社	一般乗合旅客自動車	小千谷市 AI オンデマンド交通
中央タクシー株式会社	運送事業（申請予定）	

- 3 1 における 2 の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

1 における 2 の停車又は駐車は、2 に係る運行時間内に限るものとする。

区分	路線バス停	オンデマンド交通乗降ポイント	看板種類(予定)	備考
郵便局	本町中央(小千谷駅角方面)	小千谷郵便局	ラミネート式	小千谷郵便局にラミネート式看板を貼付予定
商業施設	本町中央(小千谷総合病院方面)	たかのスーパー	ラミネート式	たかのスーパーにラミネート式看板を貼付予定
ゴミステーションなど	栄町中央(小千谷総合病院方面)	栄町中央(小千谷総合病院方面)バス停付近ゴミステーション	プレート式	ゴミステーションにプレート式看板を貼付予定
ゴミステーションなど	東栄2(小千谷駅角方面)	東栄2(小千谷駅角方面)バス停付近	ラミネート式	アーケード柱にラミネート式看板を貼付予定
路線バス停留所	小千谷駅前バス停	小千谷駅前バス停	自立式	路線バス停看板の隣に自立式看板を設置予定
路線バス停留所	木津(小千谷総合病院方面)バス停	木津(小千谷総合病院方面)バス停	プレート式	バス停留所建物にプレート式看板を貼付予定
路線バス停留所	大原入口(小千谷総合病院方面)バス停	大原入口(小千谷総合病院方面)バス停	プレート式	バス停留所建物にプレート式看板を貼付予定
医療機関など	小千谷総合病院	小千谷総合病院		(未定)小千谷総合病院と設置箇所等をこれから協議

小千谷市循環バス運行実績

運行期間：令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月

循環バス利用者数前年度比較

■利用者数

(人)

	月別利用者数		1便平均利用者数	
	R4～R5	R5～R6	R4～R5	R5～R6
R5.10	1,174	1,117	5.22	4.96
11	1,211	1,011	5.21	4.35
12	1,154	1,108	5.13	4.92
R6.1	1,151	1,007	4.95	4.33
2	1,240	1,083	5.33	4.66
3	1,132	1,088	5.03	4.84
4	1,000	980	4.30	4.22
5	1,110	1,048	4.93	4.66
6	1,152	1,102	4.95	4.74
7	1,024	1,134	4.40	4.88
8	1,106	1,148	5.26	5.47
9	984	1,136	4.23	4.89
計	13,436	12,962	4.91	4.74

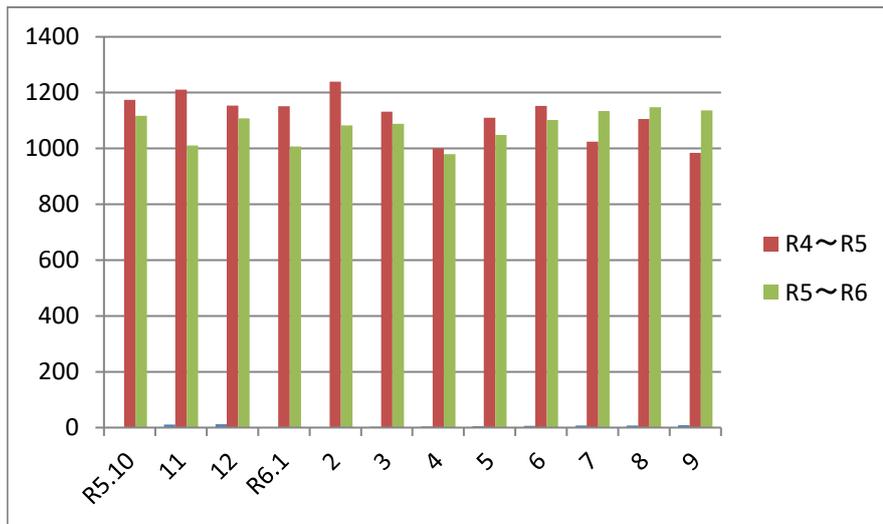
【運行便数】

4便×内外回り=8便/日

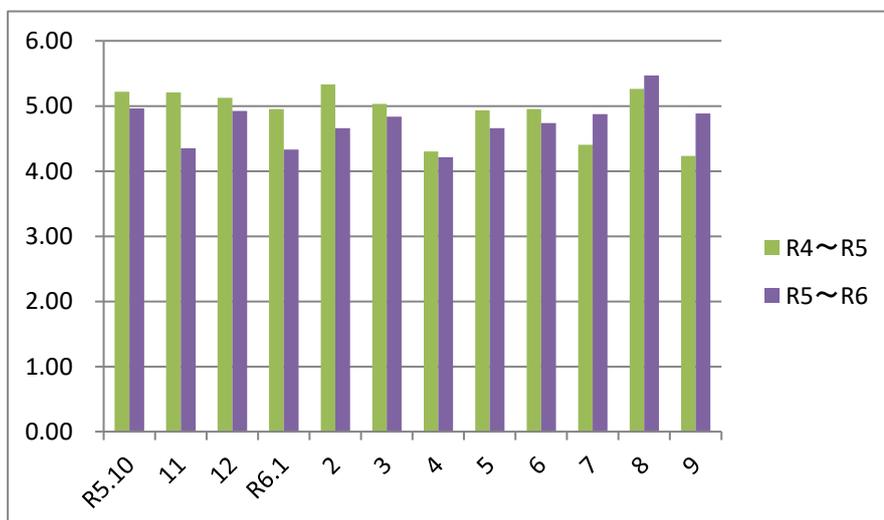
※土日祝、8/13～8/16、12/29～1/3は6便/日

(7.5便/日)

■月別利用者



■1便平均利用者



小千谷市循環バス運行時刻表

令和7年4月1日

循環線 (小千谷総合病院発着1周約50分)								
内回り(停留所数34)								
小千谷総合病院→イオン→城内2→市役所→城内4→西高→サンラック→総体→総体入口→若葉1→若葉2→若葉3→上村→西中→山本山高原入口→信濃町→元中子→市営住宅入口→木津→木津下町→津山→ちぢみの里→木津→市営住宅入口→小千谷車庫→小千谷駅前→小千谷駅角→東栄1→東栄2→ホントカ。前→本町中央→サンブラザ→城内2→イオン→小千谷総合病院								
小千谷総合病院発	市役所前発	サンラックおぢや発	若葉三丁目発	元中子発	ちぢみの里発	小千谷駅前発	本町中央発	小千谷総合病院着
8:30	8:33	8:38	8:43	8:51	9:01	9:07	9:11	9:20
10:30	10:33	10:38	10:43	10:51	11:01	11:07	11:11	11:20
14:30	14:33	14:38	14:43	14:51	15:01	15:07	15:11	15:20
外回り(停留所数33)								
小千谷総合病院→イオン→城内2→サンブラザ→本町中央→ホントカ。前→東栄2→小千谷駅角→小千谷駅前→小千谷車庫→市営住宅入口→木津→木津下町→津山→ちぢみの里→木津→市営住宅入口→元中子→信濃町→山本山高原入口→西中→上村→若葉3→若葉2→若葉1→総体入口→サンラック→総体→西高→城内4→市役所→城内2→イオン→小千谷総合病院								
小千谷総合病院発	本町中央発	小千谷駅前発	ちぢみの里発	元中子発	若葉三丁目発	サンラックおぢや発	市役所前発	小千谷総合病院着
9:30	9:34	9:38	9:49	9:54	10:02	10:07	10:12	10:20
12:00	12:04	12:08	12:19	12:24	12:32	12:37	12:42	12:50
16:00	16:04	16:08	16:19	16:24	16:32	16:37	16:42	16:50

小千谷市乗合タクシー運行実績

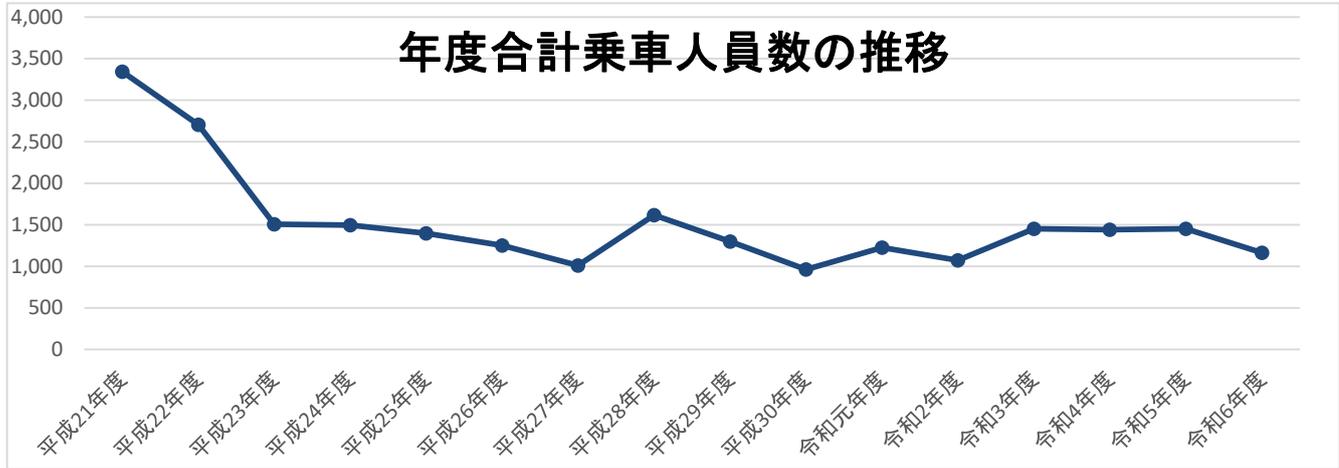
運行期間：令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月

池の平線乗合タクシー運行実績

乗車人員の推移

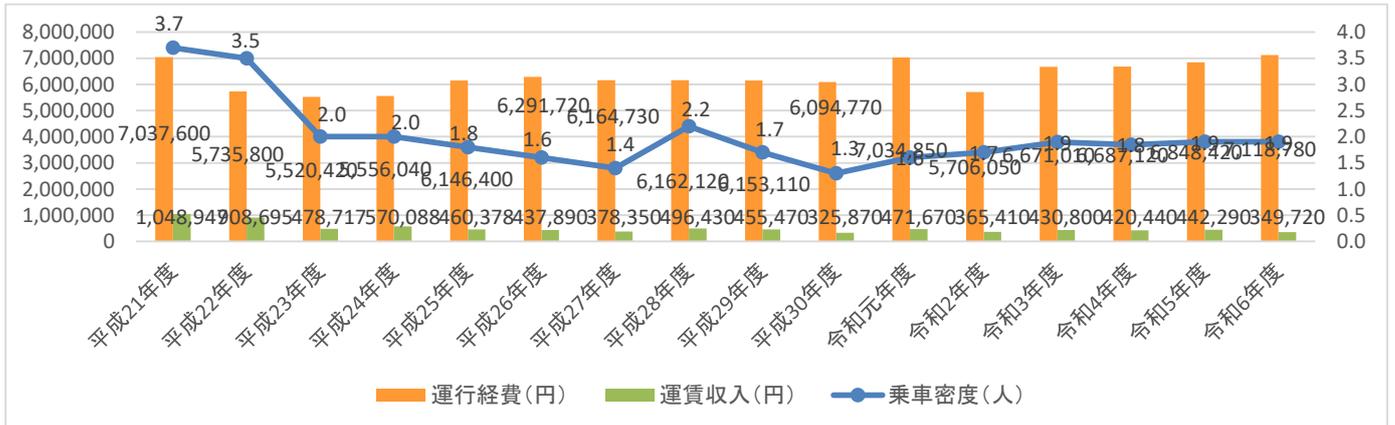
(単位:人)

運行月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成21年度	368	257	298	342	257	280	334	256	243	216	228	264	3,343
平成22年度	293	196	246	288	222	266	259	204	204	163	182	183	2,706
平成23年度	160	120	155	140	105	128	136	142	127	89	110	96	1,508
平成24年度	129	126	162	138	114	120	146	121	128	89	109	114	1,496
平成25年度	102	140	113	111	103	92	125	134	126	110	102	141	1,399
平成26年度	126	103	89	135	99	114	119	105	90	102	86	85	1,253
平成27年度	102	83	105	104	52	71	94	85	79	60	78	97	1,010
平成28年度	119	141	192	129	82	142	138	120	133	121	146	154	1,617
平成29年度	128	119	157	86	91	93	115	119	97	86	113	95	1,299
平成30年度	105	105	93	90	74	63	86	68	81	49	83	65	962
令和元年度	111	105	94	103	92	110	144	112	125	100	65	65	1,226
令和2年度	68	73	73	68	62	73	70	75	119	125	129	137	1,072
令和3年度	119	126	132	102	90	99	104	121	147	124	138	149	1,451
令和4年度	103	139	99	130	110	106	111	106	146	129	139	122	1,440
令和5年度	120	117	137	149	112	114	109	136	138	114	101	104	1,451
令和6年度	95	118	99	94	80	101	116	108	121	73	78	79	1,162



乗車密度、運行経費等の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乗車密度(人)	3.7	3.5	2.0	2.0	1.8	1.6	1.4	2.2	1.7	1.3	1.6	1.7	1.9	1.8	1.9	1.9
運行経費(円)	7,037,600	5,735,800	5,520,420	5,556,040	6,146,400	6,291,720	6,164,730	6,162,120	6,153,110	6,094,770	7,034,850	5,706,050	6,671,010	6,687,120	6,848,420	7,118,780
運賃収入(円)	1,048,947	908,695	478,717	570,088	460,378	437,890	378,350	496,430	455,470	325,870	471,670	365,410	430,800	420,440	442,290	349,720
市補助金(円)	5,988,653	4,827,105	5,041,703	4,985,952	5,686,022	5,853,830	5,786,380	5,665,690	5,697,640	5,768,900	6,563,180	5,340,640	6,240,210	6,266,680	6,406,130	6,769,060
収支率(%)	14.90%	15.84%	8.67%	10.26%	7.49%	6.96%	6.14%	8.06%	7.40%	5.35%	6.70%	6.40%	6.46%	6.29%	6.46%	4.91%



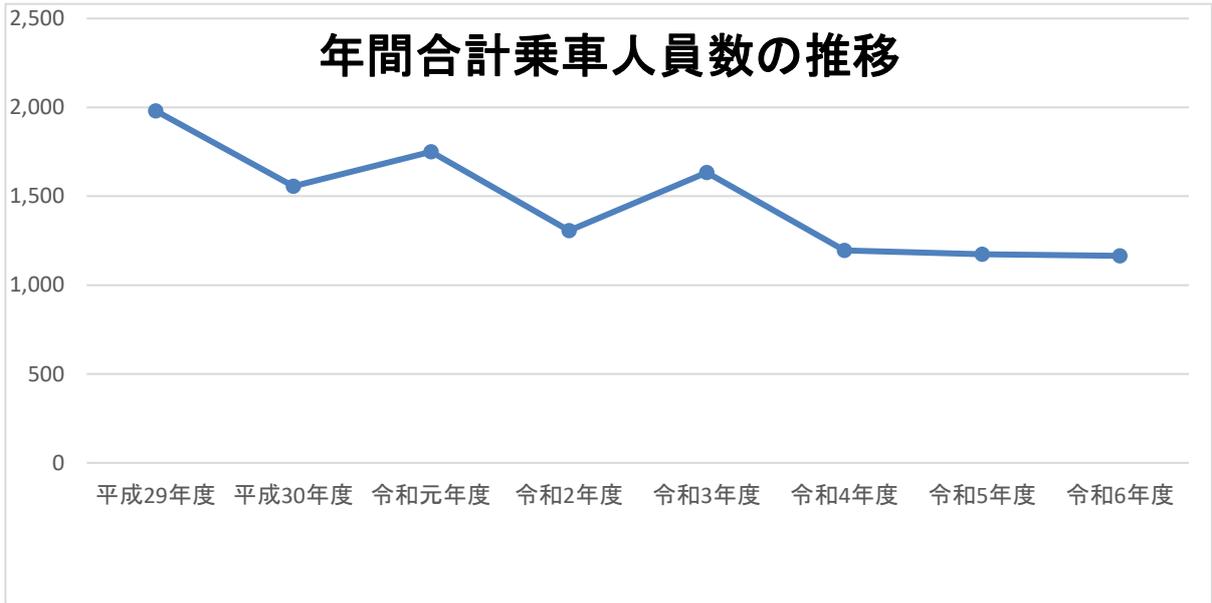
北山線乗合タクシー運行実績

R7.3.31

乗車人員の推移

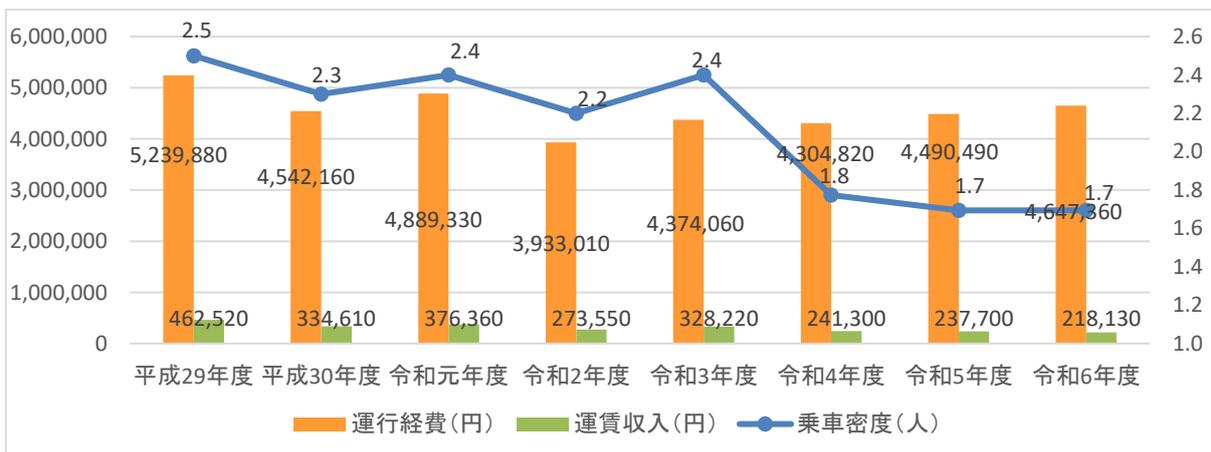
(単位:人)

運行月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	171	160	230	171	188	155	188	173	170	129	111	135	1,981
平成30年度	115	129	137	131	146	142	150	147	123	100	116	121	1,557
令和元年度	153	175	167	178	144	161	175	137	144	117	103	96	1,750
令和2年度	85	59	130	116	94	114	123	104	126	109	105	141	1,306
令和3年度	180	159	197	178	111	117	124	129	116	110	83	129	1,633
令和4年度	106	107	138	108	112	122	99	92	84	64	80	84	1,196
令和5年度	78	89	83	89	99	97	96	83	117	114	108	121	1,174
令和6年度	118	100	100	100	102	99	115	92	87	74	78	100	1,165



乗車密度、運行経費等の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乗車密度 (人)	2.5	2.3	2.4	2.2	2.4	1.8	1.7	1.7
運行経費 (円)	5,239,880	4,542,160	4,889,330	3,933,010	4,374,060	4,304,820	4,490,490	4,647,360
運賃収入 (円)	462,520	334,610	376,360	273,550	328,220	241,300	237,700	218,130
市補助金 (円)	4,777,360	4,207,550	4,512,970	3,659,460	4,045,840	4,063,520	4,252,790	4,429,230
収支率 (%)	8.83%	7.37%	7.70%	6.96%	7.50%	5.61%	5.29%	4.69%



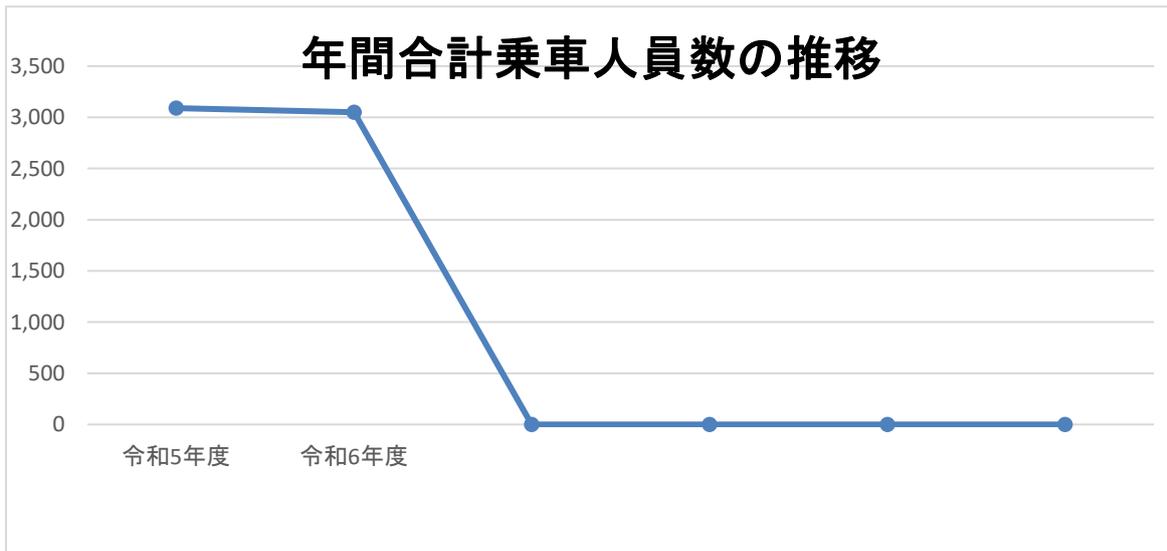
塩谷線乗合タクシー運行実績

R7.3.31

乗車人員の推移

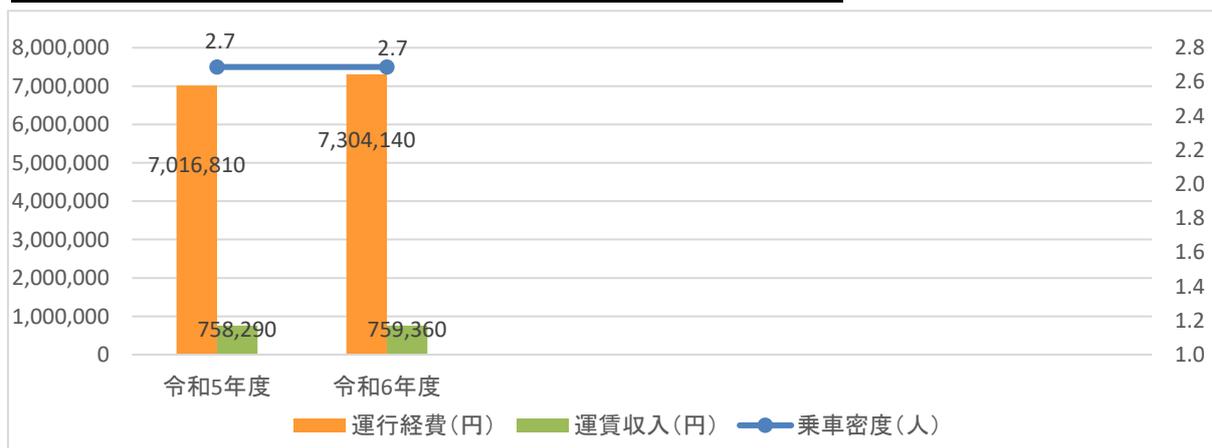
(単位:人)

運行月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和5年度	252	248	282	299	201	263	248	267	263	272	255	240	3,090
令和6年度	257	246	225	242	220	244	249	257	292	310	260	247	3,049
													0
													0
													0
													0



乗車密度、運行経費等の推移

	令和5年度	令和6年度		
乗車密度 (人)	2.7	2.7		
運行経費 (円)	7,016,810	7,304,140		
運賃収入 (円)	758,290	759,360		
市補助金 (円)	6,258,520	6,544,780		
収支率 (%)	10.81%	10.40%		



小千谷市公共交通マップ

【令和7年4月1日改正】

◎運行内容については変更される場合があります。
必要に応じて運行事業者等にご確認下さい。

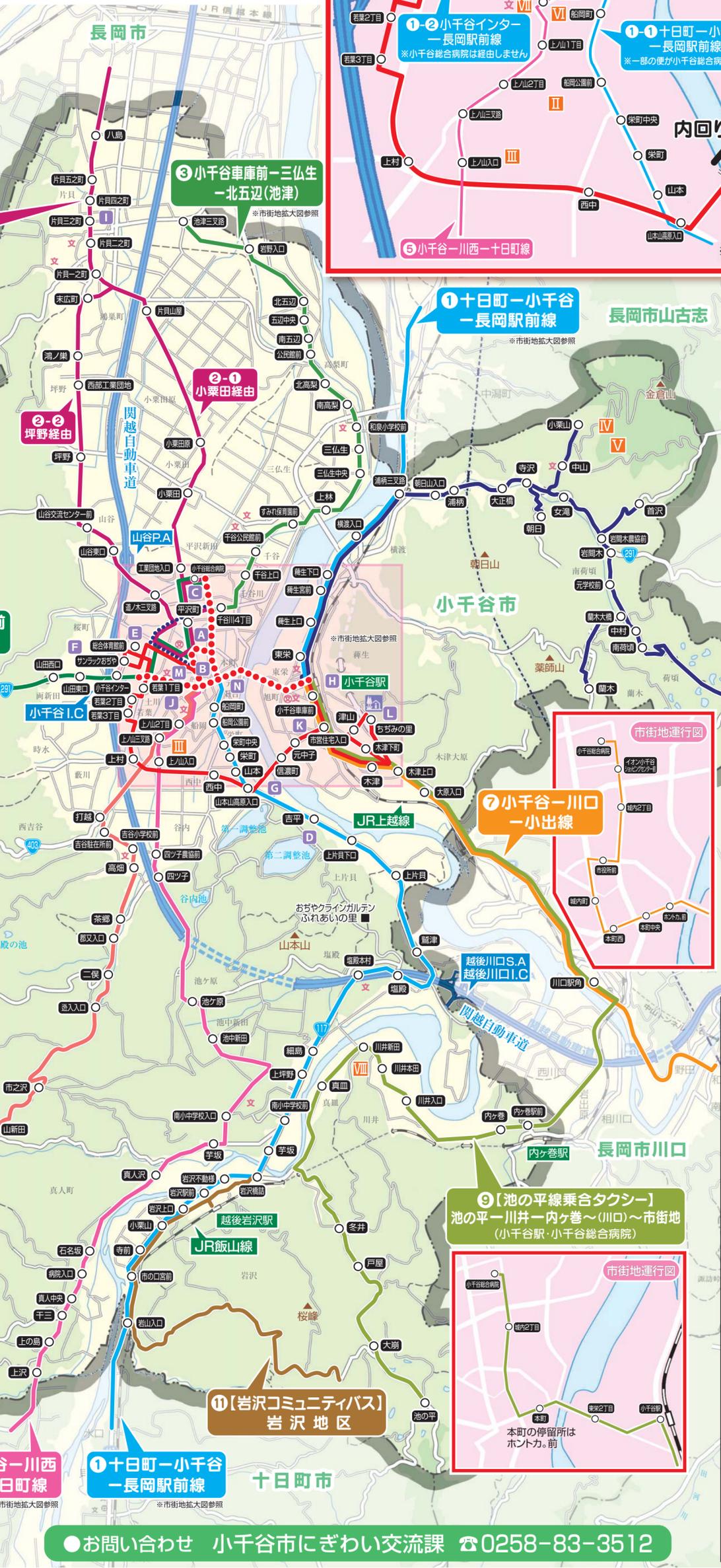
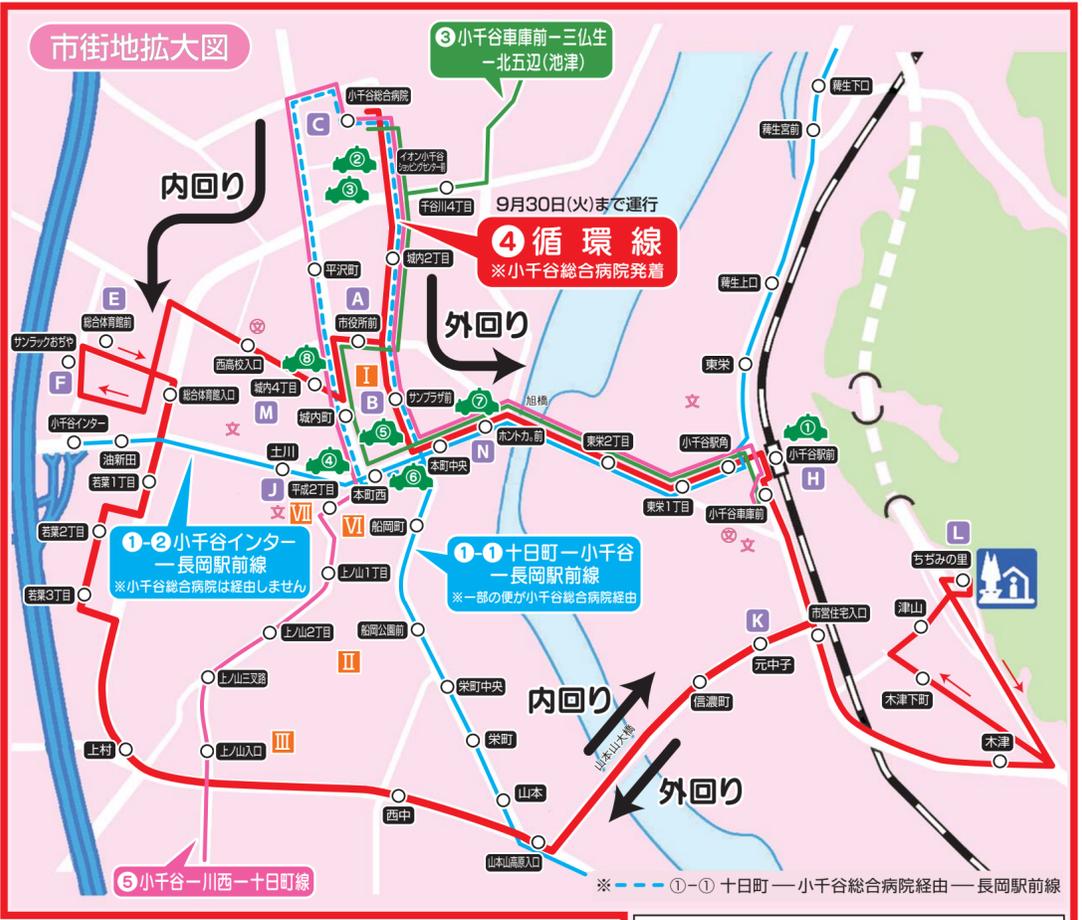
※各バス路線の主要停留所時刻表ならびに、JR(上越線・飯山線)の列車の時刻表は、裏面をご覧ください。

市内の主な施設

- A 小千谷市役所
- B サンブラザ(小千谷市総合産業会館)
- C 小千谷総合病院
- D 市民の家 おちゃ〜る
- E 総合体育館
- F サンラックおぢや
- G JR信濃川発電所
- H 小千谷駅
- I 片貝総合センター
- J 市民会館
- K 勤労青少年ホーム
- L 道の駅 ちぢみの里
- M 健康・こどもプラザ「あすえ〜る」
- N ホントカ。

市内の主な観光施設

- I 錦鯉の里 おみやげ・お食事処 サンブラザ
 - II 船岡公園西軍墓地
 - III 楽集館・そなえ館
 - IV 木喰上人作 三十三観音他二像
 - V 小千谷闘牛場
 - VI 慈眼寺(河井・岩村会見の間)
 - VII 明石堂
 - VIII 木造愛染明王坐像(妙高寺)
- 凡例 文……市内小中学校 ㊦……市内高等学校



- ### 市内タクシー乗り場
- 1 小千谷駅
 - 2 小千谷総合病院
 - 3 イオン小千谷店
 - 4 平成 [中央タクシー事業所]
 - 5 本町 [小千谷タクシー: 商工会議所]
 - 6 本町 [小千谷タクシー: 本町交差点]
 - 7 本町 [中央タクシーのりば]
 - 8 城内 [小千谷タクシー事業所]



路線バス 接近情報

ながおかバスの

長岡バス

長岡駅前発着路線①・②は、バスの現在位置や運行状況がリアルタイムで見ることが出来ます。

- | | |
|----|--|
| 1 | 十日町—小千谷(一部小千谷総合病院経由)—長岡駅前線
小千谷インター |
| 2 | 小千谷車庫前—(小栗田・坪野)—片貝—長岡駅前線 |
| 3 | 小千谷車庫前—三仏生—北五辺(池津)
(フリーバス/北五辺～池津三叉路間は自由に乗降できます)
池津線は、イオン小千谷ショッピングセンター前、小千谷総合病院は経由しません。 |
| 4 | 循環線(内回り・外回り) 9月30日(火)まで運行
【小千谷総合病院発着で1周50分】 |
| 5 | 小千谷—川西—十日町線 |
| 6 | 小千谷車庫前—(小千谷総合病院経由)—総合体育館入口—小国線
(フリーバス/上乗～小国車庫間は自由に乗降できます) |
| 7 | 小千谷(小千谷総合病院)—川口—小出線 |
| 8 | 【塩谷線乗合タクシー】塩谷—岩間木—浦柄—市街地
(月～金曜の朝1号便以外は、予約運行) |
| 9 | 【池の平線乗合タクシー】池の平—川井—内ヶ巻～(川口)～市街地
(全便予約運行) |
| 10 | 【北山線乗合タクシー】北山—若橋—吉谷～市街地
(全便予約運行) |
| 11 | 【岩沢コミュニティバス】岩沢地区
(予約運行) |

●お問い合わせ 小千谷市にぎわい交流課 ☎0258-83-3512

令和7年4月1日改正 小千谷市公共交通時刻表 バス路線 & JR(上越線・飯山線)

越後交通

問い合わせ：小千谷営業所 ☎0258-83-2442

12月31日～1月3日の間については、特別ダイヤで運行となりますので、お問い合わせの上ご利用下さい。

① 十日町ー小千谷ー長岡駅前線 (大手口1番線発)

十日町車庫前ー十日町本町ー岩沢駅前ー南中学校ー湯殿ー(小千谷総合病院)ー小千谷本町ー小千谷駅前ー浦橋ー六日市ー新片田ー平島ー溝橋ー千手1ー柏町ー長岡駅前

十日町車庫前	岩沢駅前	上片貝	小千谷駅前	小千谷総合病院	小千谷本町	小千谷駅前	浦橋	六日市	新片田	平島	溝橋	千手1	柏町	長岡駅前
6:32	7:06	7:17	—	—	7:24	7:28	7:32	8:06	—	—	—	—	—	—
7:12	7:46	7:57	—	—	8:14	8:18	8:23	8:06	—	—	—	—	—	—
8:22	8:56	9:07	—	—	9:14	9:18	9:22	9:56	—	—	—	—	—	—
8:40	9:14	9:25	—	—	9:32	9:36	9:40	10:14	—	—	—	—	—	—
9:30	10:06	10:17	—	—	10:24	10:28	10:32	11:06	—	—	—	—	—	—
11:10	11:46	11:57	—	—	12:04	12:08	12:12	12:46	—	—	—	—	—	—
14:10	14:46	14:57	—	—	15:04	15:08	15:12	15:46	—	—	—	—	—	—
16:40	—	—	—	—	16:45	16:49	16:53	17:27	—	—	—	—	—	—
18:55	19:29	19:40	—	—	19:47	19:51	19:55	20:29	—	—	—	—	—	—

② 小千谷車庫前ー一片貝ー来迎寺ー免許センターー前川ー長岡駅前線 (大手口1番線発)

小千谷車庫前ー小千谷本町中央(平沢)ー(小千谷総合病院)ー小栗田ー片貝ー来迎寺駅前ー浦一免許センターー前川ー南部工業団地ー水梨ー栗町ー溝橋ー千手1ー長岡駅前

小千谷車庫前	小千谷本町中央	小千谷総合病院	小栗田	片貝	来迎寺駅前	浦	免許センター	前川	南部工業団地	水梨	栗町	溝橋	千手1	長岡駅前
6:15	6:20	6:21	—	—	6:26	6:34	7:13	—	—	—	—	—	—	—
6:45	6:50	6:51	—	—	6:56	7:04	7:43	—	—	—	—	—	—	—
8:00	8:05	8:06	—	—	8:11	8:14	8:22	9:01	—	—	—	—	—	—
8:20	8:25	8:26	—	—	8:31	8:34	8:42	9:21	—	—	—	—	—	—
9:15	9:20	9:21	—	—	9:26	9:29	9:37	10:16	—	—	—	—	—	—
11:50	11:55	11:56	—	—	12:01	12:04	12:12	12:51	—	—	—	—	—	—
12:40	12:45	12:46	—	—	12:51	12:54	13:02	13:41	—	—	—	—	—	—
13:15	13:20	13:21	—	—	13:26	13:29	13:37	14:16	—	—	—	—	—	—
15:40	15:45	15:46	—	—	15:55	15:58	16:06	16:45	—	—	—	—	—	—
16:10	16:15	16:16	—	—	16:21	16:24	16:32	17:11	—	—	—	—	—	—
16:35	16:40	16:41	—	—	16:46	16:49	16:57	17:36	—	—	—	—	—	—
18:10	18:15	18:16	—	—	18:21	18:24	18:32	19:11	—	—	—	—	—	—
19:10	19:15	19:16	—	—	19:21	19:24	19:32	20:11	—	—	—	—	—	—

③ フリーバス 小千谷車庫前ー小千谷総合病院ー三仏生ー北五辺ー池津線

小千谷車庫前ー小千谷駅前ー小千谷本町中央ー小千谷市役所前(小千谷総合病院)ー千手1ー三仏生ー北五辺

小千谷車庫前	小千谷駅前	小千谷本町中央	小千谷市役所前	三仏生	北五辺	池津	津路							
12:50	12:55	12:58	13:01	13:10	13:19	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16:20	16:25	16:28	16:31	16:40	16:49	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18:20	18:25	18:28	—	18:37	18:46	18:55	—	—	—	—	—	—	—	—

《高速乗合バス》新潟・長岡 ⇄ 東京線 (予約制)

ご利用の日、便によって運賃が異なります。(詳しくはお問い合わせください)

新潟・長岡 → 東京ゆき(上り便)

停留所/便名	2便	4便	6便	8便	10便	12便	14便	16便
新潟駅前	6:00	6:55	9:05	12:05	15:05	17:05	23:35	23:55
小千谷	7:10	8:05	10:15	13:15	16:15	18:15	0:45	1:05
池袋駅東口	11:12	12:07	14:22	17:22	20:17	22:17	5:05	5:25
バスタ新宿(新宿駅西口)	—	—	14:47	—	20:42	22:42	5:30	5:50

東京 → 長岡・新潟ゆき(下り便)

停留所/便名	1便	3便	5便	7便	9便	11便	13便	15便
バスタ新宿(新宿駅西口)	6:00	6:30	10:25	13:30	—	—	23:35	23:50
池袋駅東口	6:30	7:00	11:00	14:00	16:00	18:00	0:05	0:20
小千谷	10:37	11:07	15:02	18:02	20:07	22:07	4:22	4:37
新潟駅前	11:47	12:17	16:12	19:12	21:17	23:17	5:32	5:47

《高速バス》十日町 ⇄ 小千谷 ⇄ 新潟線 (予約なし)

問い合わせ：アイ・ケー・エーライアンス ☎025-279-1212 (県内高速バスは全線予約なし定例制です。)

【平日型】														
十日町発	越後川口	小千谷	片貝	越後	新潟駅前	新潟駅前	越後	片貝	小千谷	越後川口	十日町	十日町	越後川口	小千谷
6:12	7:14	7:21	7:26	7:29	8:50	16:10	17:29	17:32	17:37	17:44	18:43	7:07	8:09	8:16
8:22	9:24	9:31	9:36	9:39	10:51	17:25	18:44	18:47	18:52	18:59	19:55	8:22	9:24	9:31

JR東日本お問い合わせセンター

(ご案内時間 6:00~24:00) ☎050-2016-1600

上越線 上り (浦佐方面)

長岡発	宮内発	小千谷発	越後川口発	終着駅
5:39	5:44	5:56	6:03	越後中里 7:37
6:33	6:38	6:51	6:57	水 上 8:54
6:54	6:59	7:11	7:17	十日町 7:48
7:29	7:34	7:47	7:56	戸狩野沢温泉 9:49
7:51	7:56	8:09	8:15	越後湯沢 9:10
8:38	8:42	8:54	9:00	越後湯沢 9:53
10:04	10:09	10:21	10:27	越後湯沢 11:18
10:34	10:39	10:52	10:58	水 上 12:56
12:34	12:39	12:51	12:57	越後湯沢 13:51
13:50	13:55	14:08	14:14	水 上 15:48
14:38	14:43	14:55	15:01	越後湯沢 15:55
15:28	15:33	15:46	15:53	越後中里 17:01
16:35	16:40	16:53	16:59	水 上 18:34
17:57	18:01	18:13	18:19	越後中里 19:24
18:59	19:05	19:18	19:24	越後湯沢 20:17
19:56	20:01	20:13	20:19	越後中里 21:31
21:00	21:04	21:17	21:23	越後湯沢 22:17
22:39	22:44	22:57	23:03	石 打 23:46

上越線 下り (長岡方面)

始発駅	越後川口	小千谷	宮内	長岡
十日町	5:50	6:19	6:26	6:39
森宮野原	5:37	6:52	7:00	7:14
水 上	6:25	7:10	7:16	7:28
越後湯沢	6:34	7:31	7:38	7:51
越後中里	7:00	8:04	8:10	8:22
越後湯沢	7:45	8:59	9:06	9:18
水 上	8:28	9:55	10:01	10:13
水 上	9:43	11:24	11:30	11:43
越後湯沢	11:23	12:15	12:21	12:33
越後湯沢	12:14	13:08	13:14	13:27
越後湯沢	13:14	14:09	14:16	14:28
越後中里	15:10	16:16	16:22	16:32
越後湯沢	16:10	17:05	17:12	17:24
越後中里	17:09	18:13	18:19	18:32
越後湯沢	17:48	19:48	19:54	20:06
越後湯沢	20:10	21:24	21:30	21:47
水 上	20:52	22:29	22:35	22:48

④ 循環線 (小千谷総合病院発着) 9月30日(火)まで運行

10月から、AIオンデマンド交通が運行します。詳細は別途お知らせします。

内回り

小千谷総合病院	市役所前	サンラック	若三丁目	粟の里	ちのちみ	小千谷駅前	本中央	町	小千谷総合病院
8:30	8:33	8:38	8:43	8:49	9:01	9:07	9:11	9:20	9:20
10:30	10:33	10:38	10:43	10:49	11:01	11:07	11:11	11:20	11:20
14:30	14:33	14:38	14:43	14:49	15:01	15:07	15:11	15:20	15:20

外回り

小千谷総合病院	本中央	町	小千谷駅前	ちのちみ	若三丁目	粟の里	サンラック	市役所前	小千谷総合病院
9:30	9:34	9:38	9:49	10:02	10:07	10:12	10:12	10:12	10:20
12:00	12:04	12:08	12:19	12:32	12:37	12:42	12:42	12:42	12:50
16:00	16:04	16:08	16:19	16:32	16:37	16:42	16:42	16:42	16:50

⑤ 小千谷ー川西ー十日町線

小千谷車庫前ー小千谷本町ー小千谷総合病院ー上ノ山ー四ツ子ー池ヶ原ー真入ー上沢ー上野ー川西支所前ー妻有大橋ー十日町車庫前

小千谷車庫前	小千谷本町	小千谷総合病院	上ノ山	四ツ子	池ヶ原	真入	上沢	上野	川西支所前	妻有大橋	十日町車庫前
7:00	7:10	7:23	7:37	7:50	8:16	8:35	8:40	8:50	9:03	9:16	9:30
8:40	8:50	9:03	9:17	9:30	9:56	10:15	10:20	10:30	10:43	10:56	11:10
12:00	12:10	12:23	12:37	12:50	13:16	13:35	13:40	13:50	14:03	14:16	14:30
14:50	15:00	15:13	15:27	15:40	16:06	16:25	16:30	16:40	16:53	17:06	17:20
16:40	16:50	17:03	17:17	17:30	17:56	18:15	18:20	18:30	18:43	18:56	19:10

⑥ フリーバス 小千谷車庫前ー総合体育館入口ー小国線

小千谷車庫前ー小千谷総合病院ー総合体育館入口ー七日町(川東(法坂))ー川西(神切)ー横沢ー猿橋ー小国車庫前

小千谷車庫前	小千谷総合病院	総合体育館入口	法坂	猿橋	小国車庫前						
6:35	6:44	6:50	7:05	7:10	7:16	7:20	7:25	7:31	7:44	7:50	8:00
8:15	8:24	8:30	8:45	8:50	8:56	9:10	9:15	9:21	9:34	9:40	9:50
12:45	12:54	13:00	13:15	13:20	13:26	18:15	18:20	18:26	18:39	18:45	18:55
17:20	17:29	17:35	17:50	17:55	18:01	—	—	—	—	—	—

⑦ 小千谷(小千谷総合病院)ー川口ー小出線

小千谷総合病院ーイオン小千谷ショッピングセンター前ー小千谷本町ー川口ー堀之内ー下倉入口ー小出病院前ー小出営業所前

小千谷総合病院	小千谷本町	川口	堀之内	小出営業所前	小出営業所前	堀之内	川口	小千谷本町	小千谷総合病院
7:55	8:01	8:18	8:31	8:48	8:54	6:40	6:54	7:10	7:25
8:35	8:41	8:58	9:11	9:28	9:34	7:25	7:39	7:55	8:10
11:55	12:01	12:18	12:31	12:48	12:54	9:40	9:54	10:10	10:25
15:55	16:01	16:18	16:31	16:48	16:54	14:40	14:54	15:10	15:25
18:20	18:26	18:43	18:56	19:13	19:19	17:15	17:29	17:45	18:00

⑧ 塩谷線乗合タクシー

4月~9月 中央タクシー ☎82-4345

⑨ 池の平線乗合タクシー

4月~11月 小千谷タクシー ☎0570-022121

⑩ 北山線乗合タクシー

10月~3月 中央タクシー ☎82-4345

⑪ 岩沢地区コミュニティバス 岩沢ー外ノ沢

岩沢地域振興協議会

問い合わせ ☎(0258)86-2002

岩沢住民センター(予約運行)

⑫ 塩谷線乗合タクシー

4月~9月 中央タクシー ☎82-4345

⑬ 池の平線乗合タクシー

4月~11月 小千谷タクシー ☎0570-022121

⑭ 北山線乗合タクシー

10月~3月 中央タクシー ☎82-4345

⑬ 塩谷線乗合タクシー

4月~9月 中央タクシー ☎82-4345

10月~3月 小千谷タクシー ☎0570-022121

行き便 (塩谷ー若間木→市街地ー小千谷総合病院)

停留所	1号予約	3号予約	5号予約	7号予約
塩谷発	7:20	13:00	16:20	19:00
若間木発	7:33	13:13	16:33	19:13
市街地発	7:36	13:16	16:36	19:16
浦橋発	7:38	13:18	16:38	19:18
浦橋三叉路発	7:40	13:20	16:40	19:20
小千谷駅前	7:47	13:27	16:47	19:27
本町発	7:52	13:32	16:52	19:32
西高校入口発	7:55	—	—	—
小千谷総合病院	8:00	13:38	16:58	19:38

⑭ 池の平線乗合タクシー

4月~11月 小千谷タクシー ☎0570-022121

12月~3月 中央タクシー ☎82-4345

行き便 (池の平ー川井ー内ヶ巻→川口ー市街地)

停留所	1号予約	3号予約	5号予約
池の平発	7:18	12:38	17:23
大戸発	7:20	12:40	17:25
戸屋発	7:22	12:42	17:27
冬井発	7:24	12:44	17:29
真血発	7:28	12:48	17:33
川井新田	7:30	12:50	17:35
川井本	7:32	12:52	17:37
川井入	7:33	12:53	17:38
内ヶ巻	7:36	12:56	17:41
肉ヶ巻駅前	7:37	1	